

ルコトヲ得ル歳入金ノ受入及歳出金ノ繰替拂ハ左ニ掲クルモノニ限ル

- 一 稅務署ノ直接徴收スル國稅金
- 二 北海道廳、府縣、稅務署、稅務監督局ノ收納スル國庫ノ諸收入金
- 三 收入官吏カ日本銀行（本店、支店又ハ代理店ヲ謂フ以下同シ）ニ拂込ムヘキ前二號ノ收入金
- 四 市（區）町村カ日本銀行ニ送付スヘキ國稅金
- 五 日本銀行所在地外ニ於テ債主ニ支拂ヲ要スル歳出金

第二條 歳入徴收官（分掌官ヲ含ム以下同シ）ハ其ノ在勤廳所在地ノ道廳府縣管内ニ在ル納人ニ對シ前條第一號及第二號ノ國稅金又ハ諸收入金ヲ徴收セムトスルトキハ納人ニ對シ第一號書式ノ納稅告知書又ハ第二號書式ノ納入告知書ヲ發スルコトヲ得但シ歳入徴收官ニ於テ必要アリト認ムルトキハ郵便局ヲ特ニ指定スルコトヲ得

納人カ前項ノ道廳府縣管外ニ在ルトキハ其ノ所在地又ハ最寄ノ郵便局ヲ指定スヘシ但シ歳入徴收官ニ於テ必要アリト認ムルトキハ他ノ郵便局ヲ指定スルコトヲ得

歳入徴收官在勤廳所在地ノ道廳府縣管内ニ在ル納人ニシテ當該道廳府縣管外ノ郵便局ニ歳入金ヲ納付セムトスルトキハ前項ヲ準用ス

第三條 國稅滯納者ニ對シテ督促狀ヲ發スル場合ニ於テハ第三號及第四號書式ノ納付書ヲ督促狀ニ添付スヘシ但シ收稅官吏ノ納稅告知書ヲ發シタル稅金ニ付テハ第三號書式ノ納付書ヲ

ハ該繰替拂案内書ノ送付ト同時ニ適宜ノ通知書ヲ日本銀行本店ニ送付スヘシ

第十四條 日本銀行ハ取纏郵便局ヨリ各郵便局ニ於ケル繰替拂渡濟ノ郵便局扱歳出金支拂通知書並日計表正本ノ送付ヲ受ケタルトキハ之ヲ調査シ歳出金ノ計算及日本銀行本店ヨリ振替廻送ノ計算ヲ爲シ之ニ相當スル振替拂證書ヲ作成シ取纏郵便局ニ送付スヘシ

前項ノ郵便局扱歳出金支拂通知書ニシテ第十二條但書ノ規定ニ依ルモノナルトキハ日本銀行本店ハ之ヲ朝鮮等ニ在ル日本銀行ニ送付スヘシ

第十四條ノ二 日本銀行國庫金取扱規程第三十三條及第四十條ノ規定ハ前二條ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十五條 日本銀行本店ハ貯金局出納官吏ヨリ第十四條振替拂證書ニ預託金拂込書ヲ添ヘ振替拂込ノ請求ヲ受ケタルトキハ之カ振替ノ計算ヲ爲シ歳出ヲ取扱ヒタル日本銀行ニ對シ振替廻送拂出ノ計算ヲ爲スヘシ

第十六條 朝鮮等ニ在ル日本銀行第十四條第二項ノ規定ニ依リ送付ヲ受ケタル郵便局扱歳出金支拂通知書ハ之ヲ調査シテ前條ノ手續ヲ爲シ日本銀行本店トノ間ニ於ケル振替受拂ノ手續ヲ爲スヘシ

第十七條 本令ニ定ムルモノヲ除クノ外支出官ノ郵便局ヲシテ現金ノ支拂ヲ爲サシムル場合ノ取扱手續ニ付テハ支出官事務規程第九條乃至第十二條、第十四條、第十五條、第十七條及第二十九條乃至第三十六條ノ規定ヲ準用ス

第十條 日本銀行ハ取纏郵便局出納官吏ヨリ第七號書式ノ各廳歳入金振替拂込書ニ歳入金振替證券ヲ添ヘ拂込ヲ受ケタルトキハ歳入ニ受入ノ手續ヲ爲スヘシ

日本銀行ハ前項ノ振替證券ニ依リ日本銀行本店ニ振替廻送ノ計算ヲ爲シ振替證券ハ之ヲ日本銀行本店ニ送付スヘシ

第十一條 日本銀行本店ハ前條歳入金振替證券ヲ貯金局出納官吏ニ提出シ該證券金額ニ相當スル小切手ノ交付ヲ受ケ日本銀行ヨリ振替廻送受入ノ計算ヲナスヘシ

第十一條ノ二 支出官ハ日本銀行所在地外ニ於テ債主ニ對シ其ノ所在地又ハ最寄ノ郵便局ヲシテ現金ノ支拂ヲ爲サシムルコトヲ得朝鮮、臺灣、樺太、關東州、滿洲、青島及天津ニ在ル支出官（以下單ニ朝鮮等ノ支出官ト謂フ）内地ノ債主ニ支拂ヲ爲ス場合亦同シ

第十二條 支出官前條ノ規定ニ依リ支拂ヲ爲サシムルトスルトキハ其ノ振出ス小切手ノ裏面ニ受取人ノ住所、氏名及何地郵便局ニ於テ支拂ヲ要スル旨ヲ記載シ之ヲ其ノ小切手ノ支拂店ニ送付シ第八號書式ノ郵便局扱歳出金支拂通知書ヲ債主ニ送付スヘシ但シ朝鮮等ノ支出官ニ在リテハ該通知書中ノ取纏郵便局ニハ通信大臣ノ指定スル郵便局ヲ記載シ欄外餘白ニ「取扱」ノ印ヲ捺捺スルモノトス

第十三條 日本銀行前條ノ小切手ヲ受ケタルトキハ第九號書式ノ各廳歳出金繰替拂案内書ヲ作成シ之ヲ指定ノ拂渡郵便局ニ送付スヘシ但シ朝鮮、臺灣、樺太、關東州、滿洲、青島及天津ニ在ル日本銀行（以下單ニ朝鮮等ニ在ル日本銀行ト謂フ）

第十四條 日本銀行前條ノ小切手ヲ受ケタルトキハ第九號書式ノ各廳歳出金繰替拂案内書ヲ作成シ之ヲ指定ノ拂渡郵便局ニ送付スヘシ但シ朝鮮、臺灣、樺太、關東州、滿洲、青島及天津ニ在ル日本銀行（以下單ニ朝鮮等ニ在ル日本銀行ト謂フ）

第十四條ノ二 日本銀行國庫金取扱規程第三十三條及第四十條ノ規定ハ前二條ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十五條 日本銀行本店ハ貯金局出納官吏ヨリ第十四條振替拂證書ニ預託金拂込書ヲ添ヘ振替拂込ノ請求ヲ受ケタルトキハ之カ振替ノ計算ヲ爲シ歳出ヲ取扱ヒタル日本銀行ニ對シ振替廻送拂出ノ計算ヲ爲スヘシ

第十六條 朝鮮等ニ在ル日本銀行第十四條第二項ノ規定ニ依リ送付ヲ受ケタル郵便局扱歳出金支拂通知書ハ之ヲ調査シテ前條ノ手續ヲ爲シ日本銀行本店トノ間ニ於ケル振替受拂ノ手續ヲ爲スヘシ

第十七條 本令ニ定ムルモノヲ除クノ外支出官ノ郵便局ヲシテ現金ノ支拂ヲ爲サシムル場合ノ取扱手續ニ付テハ支出官事務規程第九條乃至第十二條、第十四條、第十五條、第十七條及第二十九條乃至第三十六條ノ規定ヲ準用ス

添付スルコトヲ要セス

第四條 納人前二條ノ納稅告知書、納入告知書又ハ納付書ヲ受ケタルトキハ現金ニ納稅告知書、納入告知書又ハ納付書ヲ添ヘ指定ノ場所ニ納付スヘシ

第五條 收入官吏カ領收シタル收入金ハ第五號書式ノ現金拂込書ニ依リ所屬歳入徴收官在勤廳所在地ノ道廳府縣管内ニ在ル便宜ノ郵便局ニ拂込ムコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ出納官吏事務規程第十八條乃至第二十條ノ規定ニ拘ハラス其ノ領收シタル金額ハ毎日之ヲ取纏メ翌日限之ヲ拂込ムヘシ

第六條 市（區）町村ニ對シ稅務署ノ發付スル納額通知書ニ指定スヘキ國稅金ノ送付場所ニ付テハ第二條ノ規定ヲ準用ス

市（區）町村ハ其ノ徴收シタル國稅金ニ第六號書式ノ送付書ヲ添ヘ前項指定ノ場所ニ送付スヘシ

第七條 郵便局ニ於テ納人又ハ市（區）町村ヨリ領收シタル國稅金又ハ諸收入金ニ付テハ歳入徴收官ハ取纏郵便局ヨリ送付スル領收濟通知書ニ依リ徴收簿ニ收入濟額ヲ登記スヘシ

第八條 收入官吏ハ第五條ニ依リ郵便局ニ拂込タル金額ハ日本銀行ニ拂込タル金額ト區別シテ現金拂込任譯書ヲ作成シ歳入徴收官ニ報告スヘシ

第九條 歳入徴收官ハ前條ノ報告ニ依リ徴收報告書現金拂込任譯欄ニ登記シ郵便局出納官吏ノ取扱ヒタル現金振替拂込任譯ニ付テハ前月迄拂込未濟及差引翌月へ越高ヲ收入官吏ノ現金拂込任譯中各相當欄ノ次ニ外書登記スヘシ

ハ該繰替拂案内書ノ送付ト同時ニ適宜ノ通知書ヲ日本銀行本店ニ送付スヘシ

第十四條 日本銀行ハ取纏郵便局ヨリ各郵便局ニ於ケル繰替拂渡濟ノ郵便局扱歳出金支拂通知書並日計表正本ノ送付ヲ受ケタルトキハ之ヲ調査シ歳出金ノ計算及日本銀行本店ヨリ振替廻送ノ計算ヲ爲シ之ニ相當スル振替拂證書ヲ作成シ取纏郵便局ニ送付スヘシ

前項ノ郵便局扱歳出金支拂通知書ニシテ第十二條但書ノ規定ニ依ルモノナルトキハ日本銀行本店ハ之ヲ朝鮮等ニ在ル日本銀行ニ送付スヘシ

第十四條ノ二 日本銀行國庫金取扱規程第三十三條及第四十條ノ規定ハ前二條ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十五條 日本銀行本店ハ貯金局出納官吏ヨリ第十四條振替拂證書ニ預託金拂込書ヲ添ヘ振替拂込ノ請求ヲ受ケタルトキハ之カ振替ノ計算ヲ爲シ歳出ヲ取扱ヒタル日本銀行ニ對シ振替廻送拂出ノ計算ヲ爲スヘシ

第十六條 朝鮮等ニ在ル日本銀行第十四條第二項ノ規定ニ依リ送付ヲ受ケタル郵便局扱歳出金支拂通知書ハ之ヲ調査シテ前條ノ手續ヲ爲シ日本銀行本店トノ間ニ於ケル振替受拂ノ手續ヲ爲スヘシ

第十七條 本令ニ定ムルモノヲ除クノ外支出官ノ郵便局ヲシテ現金ノ支拂ヲ爲サシムル場合ノ取扱手續ニ付テハ支出官事務規程第九條乃至第十二條、第十四條、第十五條、第十七條及第二十九條乃至第三十六條ノ規定ヲ準用ス



附則

本令ハ大正四年一月勅令第六號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
附則 (大正十一年三月二十九日大藏省令第二十一號)

本令ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス  
支出官事務規程第四十條及第四十一條ノ規定ハ本令施行前其ノ  
支拂ヲ了セサル歳出金仕拂通知書ノ支拂ニ付之ヲ準用ス  
本令施行ノ際現存スル用紙ハ當分ノ内之ヲ取繕ヒ使用スルコト  
ヲ得

(書式略ス)

郵便官署ニ於ケル各廳歳入金及歳出金

取扱規則

● 逓信省令第八號 大正四年一月二十八日

改正 大正七年第三五號、九年第九八號、一二年第一六號

- 第一條 大正四年勅令第六號ニ依リ郵便官署ニ於テ取扱フ歳入金ノ受入及歳出金ノ繰替拂渡ハ左ニ掲クルモノニ限ル
    - 一 稅務官署ノ直接徴收スル國稅金
    - 二 北海道、府縣及稅務官署ノ收納スル國庫ノ諸收入金
    - 三 收入官吏カ日本銀行(本店、支店又ハ代理店)ヲ謂フ以下同シ)ニ送付スヘキ前二號ノ收入金
    - 四 市區町村カ日本銀行ニ送付スヘキ國稅金
    - 五 日本銀行所在地外ニ於テ債主ニ支拂ヲ要スル歳出金
- 第二條 前條第一號及第二號ノ國稅金及諸收入金ヲ國庫ニ納付

セムトスル者ハ歳入ヲ徴收スル官吏ニ於テ其ノ納付場所ヲ特ニ限定シタル場合ヲ除クノ外其ノ歳入ヲ徴收スル官吏ノ在勤廳ト同一ノ道廳府縣内ニ在ル任意ノ郵便局ニ就キ之カ納付ヲ爲スコトヲ得

納人前項ノ納付ヲ爲サムトスルトキハ歳入ヲ徴收スル官吏ノ發シタル令書ニ現金ヲ添ヘ郵便局ニ差出シ其ノ領收證書ヲ受取ルヘシ

第三條 市區町村又ハ收入官吏其ノ領收シタル歳入金ヲ日本銀行ニ送付セムトスルトキハ前條ノ例ニ依リ送付書又ハ拂込書ニ現金ヲ添ヘ郵便局ニ差出シ其ノ領收證書ヲ受取ルヘシ

第四條 郵便局ニ於テ前二條ニ依リ現金ヲ受入レタルトキハ其ノ通知書ヲ取纏郵便局ニ送付スヘシ

取纏郵便局ニ於テハ受入郵便局ヨリ送付ニ係ル通知書ヲ取纏メ之ニ日計表ヲ附シ當該歳入ヲ徴收スル官吏ニ送付シ且別記書式ニ依リ受入金額ニ相當スル歳入金振替證券ヲ發行シ之ヲ取扱店タル日本銀行ニ送付シ受入金拂込ノ手續ヲ爲スヘシ

第五條 前條ノ振替證券ニ對シテハ日本銀行本店ノ請求ニ依リ貯金局ニ於テ其ノ振替計理ヲ爲スヘシ

第六條 日本銀行所在地外ニ於テ支拂ヲ受クヘキ債主ニ於テ支出官ヨリ郵便局扱歳出金支拂通知書ノ送付ヲ受ケタルトキハ受領年月日ヲ記入シ記名調印ノ上之ヲ當該郵便局ニ差出シ其ノ拂渡ヲ請求スヘシ

郵便局ニ於テ前項ノ請求ヲ受ケタルトキハ其ノ支拂通知書ヲ日本銀行ヨリ送付ニ係ル各廳歳出金繰替拂案内書ニ對照シタ

本令ハ大正四年三月一日ヨリ之ヲ施行ス

附則 (大正十一年三月廿九日逓信省令第十六號)

本令ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

從前調製ニ係ル歳入金振替證券ノ用紙ハ當分ノ内之ヲ訂正使用スヘシ

(別記略ス)

日本銀行國庫金取扱規程

● 大藏省令第十號 大正十一年二月一日

第一章 總則

第一條 日本銀行ハ本令ノ定ムル所ニ依リ國庫金ノ出納並政府預金ニ關スル事務ヲ取扱フヘシ

第二條 日本銀行ハ其ノ本店、支店及代理店ヲシテ國庫金ノ出納ヲ取扱ハシムヘシ

前項ノ代理店ハ日本銀行大藏大臣ノ認可ヲ經テ之ヲ定ムヘシ  
第三條 日本銀行ハ地方ニ統轄店ヲ設ケ其ノ所屬店ニ於ケル國庫金出納ノ事務ヲ統轄スヘシ

前項ノ統轄店及其ノ所屬店ハ日本銀行大藏大臣ノ認可ヲ經テ之ヲ定ムヘシ

第四條 日本銀行ハ在ノ區分ニ依リ國庫金ノ出納ヲ取扱フヘシ

- 一 歳入金
- 二 歳出金
- 三 預託金

ル上之カ拂渡ヲ爲スヘシ

第七條 前條ニ依リ郵便局ニ於テ歳出金ノ拂渡ヲ爲シタルトキハ其ノ支拂通知書ヲ取纏郵便局ニ送付スヘシ

取纏郵便局ニ於テハ拂渡郵便局ヨリ送付ニ係ル支拂通知書ヲ取纏メ之ニ日計表ヲ附シ當該日本銀行ニ送付シ之ニ對スル代リ金振替拂證書ヲ受取ルヘシ

貯金局ニ於テハ前項ノ代リ金振替拂證書ニ依リ日本銀行本店ヨリ其ノ代リ金ノ振替受入ヲ爲スヘシ

第八條 郵便局扱歳出金支拂通知書發行ノ日ヨリ六十日以内ニ債主ヨリ拂渡ノ請求ナキトキハ郵便局ハ繰替拂案内書ヲ所屬日本銀行ニ送付スヘシ

前項ノ期間經過後ニ於テ債主ヨリ拂渡ノ請求アルモ拂渡郵便局ハ當該日本銀行ヨリ繰替拂案内書ノ再送ヲ受クルニアラサレハ之カ拂渡ヲ爲サス

第九條 債主ニ於テ郵便局扱歳出金支拂通知書ヲ亡失シタルトキハ金額、番號、所屬年度、小切手ヲ當テラレタル日本銀行名、拂渡郵便局名、支拂通知書ヲ發行シタル官廳名ヲ記載シタル届書ヲ拂渡郵便局ニ差出スヘシ

拂渡郵便局ニ於テ前項ノ届書ヲ受ケタルトキハ之ヲ當該日本銀行ニ廻付スヘシ

第十條 拂渡郵便局ニ於テ日本銀行ヨリ前條届書ニ對シ相當證明ヲ付シ之カ返付ヲ受ケタルトキハ其ノ旨ヲ債主ニ通知シ適宜ノ受領書ヲ徴シ第六條ノ例ニ依リ之カ拂渡ヲ爲スヘシ

附則



四 預金部預金

五 其ノ他ノ國庫金

第五條 日本銀行ハ其ノ本店ニ當座預金勘定、別口預金勘定及指定預金勘定ヲ置キ政府預金ヲ區分整理スヘシ

第六條 當座預金勘定ハ日本銀行ニ於テ取扱フ國庫金ノ受拂ヲ整理スヘキ勘定トス

第七條 別口預金勘定ハ大藏大臣ノ定ムル種別ニ屬スル現金ノ受入ニ依ル預金ノ受拂ヲ整理スヘキ勘定トス

第八條 指定預金勘定ハ大藏大臣ニ於テ特別ノ條件ヲ指定シタル預金ノ受拂ヲ整理スヘキ勘定トス

第九條 前二條ノ預金ノ受拂及其ノ預金相互間ノ組替ハ別ニ定ムル場合ヲ除クノ外總テ當座預金勘定ヲ經由スヘシ

第十條 當座預金勘定ニ屬スル預金ニハ政府ノ爲ニスル支拂ノ準備ニ必要ナル金額ヲ除クノ外相當ノ利子ヲ附スヘシ

別口預金勘定ニ屬スル預金ハ無利子トス

指定預金勘定ニ屬スル預金ニハ大藏大臣ノ指定スル條件中ニ定ムル利子ヲ附スヘシ

第十一條 日本銀行ハ國庫金ノ出納ニ關シ臨時至急ヲ要スルトキハ各廳ノ請求ニ依リ營業時間外ト雖之カ取扱ヲ爲スヘシ

第十二條 日本銀行ノ取扱フ國庫金ニシテ各店間ニ振替受拂ヲ要スルモノノ取扱手續ニ付テハ本令ニ定ムルモノヲ除クノ外日本銀行大藏大臣ノ認可ヲ經テ之ヲ定ムヘシ

第二章 歳入金

第十三條 日本銀行(本店、支店又ハ代理店)ヲ謂フ以下同シ

ニ資金ノ振替受拂ヲ爲ス場合ニ之ヲ準用ス

前二項ノ場合ニ於テ支出官事務規程第二十三條ノ規定ニ依リ電信通知ヲ要スルトキハ歳入徴收官又ハ當該取扱店ニ電信ヲ以テ通知スヘシ

第十七條 前條第一項ノ規定ハ日本銀行支出官事務規程第二十四條乃至第二十六條ノ規定ニ依リ小切手ノ交付ヲ受ケタル場合ニ之ヲ準用ス但シ支出官ニ送付スヘキ領收證書ニ付テハ其ノ餘白ニ「國庫納金」又ハ「相殺額」ノ印ヲ捺スルモノトス

第十八條 日本銀行毎年度所屬歳入金ノ受入ヲ爲シ得ル期間經過後納人ヨリ當該年度ノ記載アル納稅告知書、納入告知書又ハ納付書ヲ添ヘ現金ノ納付ヲ受ケタルトキハ現年度ノ歳入トシテ之ヲ領收シ納稅告知書、納入告知書、納付書、領收證書又ハ領收濟通知書ニ現年度ノ押印ヲ爲シ第十三條ノ手續ヲ爲スヘシ

第十九條 日本銀行毎年度所屬歳入金ノ受入ヲ爲シ得ル期間經過後出納官吏又ハ收納事務ヲ取扱フ市町村若ハ之ニ準スヘキモノヨリ當該年度ノ記載アル現金拂込書又ハ送付書ヲ添ヘ現金ノ拂込ヲ受ケタルトキハ現年度ノ歳入トシテ之ヲ領收シ現金拂込書、送付書、領收證書又ハ領收濟通知書ニ現年度ノ押印ヲ爲シ第十四條ノ手續ヲ爲スヘシ

第二十條 日本銀行毎年度所屬歳入金ノ定額戻入ヲ爲シ得ル期間經過後返納人ヨリ當該年度ノ記載アル返納告知書ヲ添ヘ現金ノ納付ヲ受ケタルトキハ現年度ノ歳入トシテ之ヲ領收シ返

納人ヨリ納稅告知書、納入告知書又ハ納付書ヲ添ヘ現金ノ納付ヲ受ケタルトキハ之ヲ領收シ領收證書ヲ納人ニ交付シ領收濟通知書ハ之ヲ歳入徴收官ニ送付スヘシ

第十四條 日本銀行出納官吏又ハ收納事務ヲ取扱フ市町村、銀行、會社其ノ他ノ者ヨリ現金拂込書、送付書、所得稅拂込書又ハ通行稅拂込書ヲ添ヘ現金ノ拂込ヲ受ケタルトキハ之ヲ領收シ領收證書ヲ拂込人ニ交付シ領收濟通知書ハ之ヲ歳入徴收官ニ送付スヘシ

第十五條 日本銀行納人又ハ出納官吏ヨリ支拂元受高ヲ要スル特別會計ノ歳入金ノ納付又ハ拂込ヲ受ケタルトキハ之ヲ領收シ領收證書ヲ納人又ハ出納官吏ニ交付スヘシ

日本銀行前項ノ場合ニ於テ自店カ當該歳入徴收官ノ取扱店ナル場合ニ於テハ領收金額ニ相當スル額ヲ當該特別會計ノ支拂元受高トシテ受入ノ記入ヲ爲シ、他店カ當該歳入徴收官ノ取扱店ナル場合ニ於テハ領收濟通知書ヲ添ヘ其ノ旨ヲ當該取扱店ニ通知スヘシ

前項ノ通知ヲ受ケタル日本銀行ハ其ノ金額ヲ當該特別會計ノ歳入金トシテ其ノ支拂元受高ニ組入ノ手續ヲ爲シ領收濟通知書ハ之ヲ歳入徴收官ニ送付スヘシ

第十六條 日本銀行支出官事務規程第二十二條ノ規定ニ依リ小切手ノ交付ヲ受ケタルトキハ振替受拂ノ手續ヲ爲シ領收證書ヲ支出官ニ送付シ領收濟通知書ハ之ヲ歳入徴收官ニ送付スヘシ

前條ノ規定ハ前項ノ場合ニ於テ支拂元受高ヲ要スル特別會計

納告知書及領收證書ニ現年度歳入ノ押印ヲ爲シ領收證書ヲ納人ニ交付シ其ノ旨ヲ支出官及歳入徴收官ニ通知スヘシ

第二十一條 日本銀行ハ歳出支拂未濟繰越金中振出日附ヨリ一年ヲ經過シタル小切手ノ金額ニ相當スルモノハ毎月其ノ期間滿了ノ日ノ屬スル年度ノ歳入ニ組入レ翌月七日迄ニ第一號書式ノ未濟繰越金歳入組入報告書ヲ歳入徴收官ニ提出スヘシ

第二十二條 日本銀行ハ其ノ取扱ニ係ル納稅告知書、納入告知書、納付書、現金拂込書、送付書、所得稅拂込書、通行稅拂込書、其ノ他ノ證憑書類ヲ年度、會計、所管廳、取扱廳別ニ區分シ一月分ヲ取纏メ合計書ヲ調製シ共ニ保存スヘシ但シ代理店ニ於テ調製シタルモノハ其ノ證憑書類ト共ニ之ヲ所轄統轄店ニ於テ保存スルモノトス

所轄統轄店ハ前項ノ規定ニ依リ保存スル各合計書ヲ前項ノ區分ニ從ヒ取纏メ總計書ヲ調製シ共ニ保存スヘシ

第三章 歳出金

第二十三條 日本銀行ニ於テ支拂豫算通知書若ハ其ノ更定通知書又ハ年度開始前支出ノ通知書ヲ受ケタルトキハ其ノ金額ヲ支拂豫算帳ニ記入スル爲ニ必要ナル手續ヲ爲スヘシ

第二十四條 日本銀行特別會計ノ支出官ヨリ現年度ノ支拂元受高ノ内ヲ翌年度當該會計ノ支拂元受高ニ組入ヲ爲スヘキ旨ノ請求ヲ受ケタルトキハ直ニ其ノ手續ヲ爲スヘシ

第二十五條 日本銀行特別會計ノ甲支出官ヨリ特別會計支拂元受高ノ内ヲ當該會計ノ乙支出官ノ支拂元受高ニ轉換ヲ爲スヘキ旨ノ請求ヲ受ケタルトキ自店カ乙支出官ノ取扱店ナル場合



ニ於テハ之カ手續ヲ爲シ其ノ旨ヲ甲乙支出官ニ通知シ、他店カ乙支出官ノ取扱店ナル場合ニ於テハ當該店ニ對シ其ノ旨ヲ通知スヘシ

前項ノ通知ヲ受ケタル日本銀行ハ其ノ金額ヲ乙支出官ノ支拂元受高ニ受入レ其ノ旨ヲ甲乙支出官ニ通知スヘシ

第二十六條 日本銀行支出官ノ振出シタル小切手ノ呈示ヲ受ケタルトキハ左ノ事項ヲ調査シ之カ支拂ヲ爲スヘシ

- 一 小切手ハ合式ナルカ
- 二 小切手ハ其ノ振出日附ヨリ一年ヲ經過セルモノニアラサルカ
- 三 小切手ノ券面金額ハ支拂豫算帳ニ於ケル支拂豫算各項ノ殘高ニ超過スルコトナキカ
- 四 支拂元受高ヲ要スル特別會計ニ係ル小切手ニ付テハ前各號ノ外其ノ券面金額カ當該支出官ノ支拂元受高ヲ超過スルコトナキカ

前項ノ小切手ニシテ振出日附後一年ヲ經過シタルモノナルトキハ該小切手ノ餘白ニ支拂期間經過ノ旨ヲ記入シ之ヲ呈示シタル者ニ返付スヘシ

第二十七條 日本銀行支出官ノ振出シタル小切手ニシテ「要振替」ノ印ヲ捺捺セルモノノ呈示ヲ受ケタルトキハ現金ノ支拂ヲ爲サス振替ノ手續ヲ爲スヘシ

第二十八條 日本銀行毎年度所屬歲出金ノ定額戻入ヲ爲シ得ル期間内ニ返納人ヨリ返納告知書ヲ添へ現金ノ納付ヲ受ケタルトキハ之ヲ領收シ領收證書ヲ返納人ニ交付スヘシ

隔地拂資金トシテ受入整理スヘシ

第三十四條 日本銀行ハ前條ノ小切手ノ裏面又ハ金額氏名表ニ日本銀行何店ヲ支拂場所トスル旨ノ記載アルトキハ適宜ノ方法ニ依リ支拂ニ必要ナル事項ヲ支拂場所タル當該店ニ通知スヘシ但シ電信送金ヲ要スル旨ノ記載アルトキハ電信ヲ以テ之カ通知ヲ爲スモノトス

第三十五條 前條ノ通知ヲ受ケタル日本銀行受取人ヨリ歲出金支拂通知書ノ提出ヲ受ケタルトキハ之ヲ調査シ受取人ヲシテ該支拂通知書ニ領收ノ旨ヲ記入セシメ支拂ヲ爲スヘシ  
前條但書ノ電信通知ヲ受ケタル日本銀行受取人ヨリ支出官ノ發セル電信通知ノ提出ヲ受ケタルトキハ之ヲ調査シ領收證書ヲ徵シ支拂ヲ爲スヘシ

第三十六條 日本銀行支出官事務規程第十七條又ハ第十八條ノ規定ニ依リ支拂場所ヲ日本銀行甲店ヨリ乙店ニ變更スヘキ旨ノ通知ヲ受ケタルトキハ甲店ニ對シ取消ノ通知ヲ爲シ乙店ニ對シテハ第三十四條ノ通知ヲ爲スヘシ

第三十七條 日本銀行ハ第三十三條ノ小切手ノ裏面又ハ金額氏名表ニ受取人ノ住所又ハ居所ニ送金支拂ヲ要スル旨ノ記載アルトキハ受取人ヨリ領收證書ヲ徵シ送金支拂ノ手續ヲ爲スヘシ

第三十八條 日本銀行ハ第三十三條ノ小切手ニシテ其ノ裏面ニ外國ニ在ル受取人ニ送金支拂ヲ要スル旨ノ記載アルトキハ受取人ニ對シ適宜ノ方法ニ依リ送金支拂ノ手續ヲ爲スヘシ但シ電信送金ヲ要スル旨ノ記載アルトキハ電信送金ノ手續ヲ爲ス

日本銀行前項ノ場合ニ於テ自店カ返納告知書ヲ發シタル支出官ノ取扱店ナル場合ニ於テハ返納金額ニ相當スル金額ヲ定額戻入トシテ記入ノ手續ヲ爲シ領收通知書ヲ支出官ニ送付シ、他店カ當該支出官ノ取扱店ナル場合ニ於テハ領收通知書ヲ添へ其ノ旨ヲ當該取扱店ニ通知スヘシ

前項ノ通知ヲ受ケタル日本銀行ハ其ノ金額ヲ定額戻入トシテ記入ノ手續ヲ爲シ領收通知書ヲ支出官ニ送付スヘシ

第二十九條 日本銀行支出官ヨリ支出官事務規程第十二條ノ規定ニ依リ小切手振出通知書ノ送付ヲ受ケタルトキハ小切手支拂未濟額調査ノ用ニ供スヘシ

第三十條 日本銀行ハ支出官ノ振出シタル小切手ニシテ毎年度所屬歲出金ノ支拂ヲ爲シ得ル期間内ニ支拂ヲ了セサルモノノ金額ヲ小切手振出通知書ニ依リ算出シ其ノ金額ヲ翌年度へ繰越整理スル爲前年度所屬歲出金トシテ拂出シ之ヲ歲出支拂未濟繰越金トシテ受入整理スヘシ

第三十一條 日本銀行前條ノ手續ヲ爲シタル後前年度所屬ニ係ル小切手ニ對シ支拂ヲ爲ス場合ニ於テハ前條ノ歲出支拂未濟繰越金ヨリ拂出スヘシ

第三十二條 日本銀行第三十條ノ歲出支拂未濟繰越金ニシテ第二十一條ノ規定ニ依リ歲入ニ組入ノ手續ヲ爲スモノニ付テハ小切手振出通知書ニ依リ之カ振出ノ手續ヲ爲スヘシ

第三十三條 日本銀行支出官事務規程第十三條、第十九條又ハ第二十條ノ規定ニ依リ支出官ヨリ小切手ノ交付ヲ受ケタルトキハ領收證書ヲ支出官ニ送付シ其ノ金額ヲ歲出金トシテ拂出

モノトス

前項ノ手續ヲ爲ス場合ニ於テ日本銀行ハ受取人ヨリ領收證書ヲ徵スヘシ

第三十九條 日本銀行前條第一項ノ手續ヲ爲ス場合ニ於テ其ノ交付ヲ受ケタル資金ニシテ送金額ニ不足ヲ生スルトキハ不足額補填ノ爲資金ノ交付ヲ受ケ之ヲ補填シ其ノ旨ヲ大藏大臣ニ通知シ、送金額ニ過剩ヲ生シタルトキハ第二號書式ノ現金拂込書ヲ添へ現金ヲ歲入ニ納付スルノ手續ヲ爲スヘシ

第四十條 第三十五條、第三十七條又ハ第三十八條ノ規定ニ依リ支拂ヲ了シタルモノニ付テハ隔地拂資金ノ交付ヲ受ケタル日本銀行ニ於テ其ノ金額ヲ該資金ヨリ拂出ノ整理ヲ爲スヘシ

第四十一條 日本銀行支出官事務規程第二十七條ノ規定ニ依リ支出官ヨリ返納告知書ヲ受ケタルトキハ該告知書ヲ添へ返納ノ手續ヲ爲スヘシ

第四十二條 日本銀行第三十三條ノ小切手ノ振出日附ヨリ一年ヲ經過シタルトキハ隔地ノ受取人ニ對シテ支拂ヲ爲スコトヲ得ス

日本銀行前項ノ期間經過後歲出金支拂通知書ノ提出ヲ受ケタルトキハ該通知書ノ餘白ニ支拂期間經過ノ旨ヲ記載シ之ヲ提出者ニ返付スヘシ  
日本銀行第一項ノ期間經過後支出官事務規程第十六條但書、第十九條又ハ第二十條ノ規定ニ依リ支出官ノ通知ヲ受ケタル受取人ヨリ支拂ノ請求ヲ受ケタル場合ニ於テ未タ支拂ヲ了セサルモノナルトキハ其ノ旨ヲ記載セル書面ヲ請求者ニ交付ス



ヘシ  
 第四十三條 前條第一項ノ場合ニ於テ支拂ヲ了セサル金額ニ相當スル資金ハ一月分ヲ取纏メ翌月七日迄ニ第三號書式ノ現金拂込書ヲ添ヘ之ヲ歳入ニ納付スルノ手續ヲ爲スヘシ  
 第四十四條 日本銀行ハ其ノ取扱ニ係ル支拂濟ノ小切手、歳出金支拂通知書其ノ他ノ證據書類ヲ第三十一條及第三十二條ノ規定ニ依リ支拂ヲ爲シタルモノト其ノ他ノモノトニ區分シ年度、會計、所管廳、支出官別ニ一月分ヲ取纏メ合計書ヲ調製シ共ニ保存スヘシ但シ代理店ニ於テ調製シタルモノハ其ノ證據書類ト共ニ之ヲ所轄統轄店ニ於テ保存スルモノトス

第四章 預託金

第四十五條 日本銀行出納官吏事務規程第二十九條又ハ第五十七條ノ規定ニ依リ出納官吏ヨリ預託金拂込書ヲ添ヘ現金ノ拂込ヲ受ケタルトキハ第四號書式ノ預託金領收證書ヲ出納官吏ニ交付スヘシ  
 前項ノ拂込ヲ爲シタル出納官吏ニ對シテハ小切手用紙ヲ交付スヘシ  
 第四十六條 日本銀行出納官吏ノ振出シタル小切手ノ呈示ヲ受ケタルトキハ當該官吏ノ預託金額ヲ限度トシテ之カ支拂ヲ爲スヘシ  
 前項ノ小切手ニシテ其ノ振出日附ヨリ一年ヲ經過シタルモノニ對シテハ之カ支拂ヲ爲スコトヲ得ス  
 第二十六條第二項ノ規定ハ前項ノ期間經過後小切手ノ呈示ヲ受ケタル場合ニ之ヲ準用ス

第四十七條 第二十七條ノ規定ハ前條第一項ノ小切手ニシテ「要振替」ノ印ヲ捺捺セルモノノ呈示ヲ受ケタル場合ニ之ヲ準用ス

第四十八條 第三十三條乃至第三十七條、第四十條及第四十一條ノ規定ハ日本銀行出納官吏事務規程ノ定ムル所ニ依リ出納官吏ノ請求ヲ受ケ隔地ノ受取人ニ對シ送金支拂ヲ爲ス場合ニ之ヲ準用ス

第四十九條 日本銀行出納官吏事務規程第六十條ノ規定ニ依リ出納官吏ヨリ預託金現在高證明ノ請求ヲ受ケタルトキハ其ノ指定ノ日ニ於ケル預託金現在高ヲ證明スヘシ  
 前項ノ規定ハ出納官吏ヲ監督又ハ檢査スル官吏ヨリ預託金現在高證明ノ請求ヲ受ケタル場合ニ之ヲ準用ス

第五十條 日本銀行出納官吏事務規程第六十二條ノ規定ニ依リ出納官吏ヨリ預託金現在高引繼通知書ヲ送付ヲ受ケタルトキハ前任出納官吏ノ預託金ハ後任出納官吏ノ預託金トシテ之ヲ取扱フヘシ但シ前任出納官吏ノ振出シタル小切手ノ支拂未済金額ニ相當スルモノハ之ヲ區分整理スルモノトス

第五十一條 日本銀行ハ其ノ取扱ニ係ル預託金拂込書、支拂濟ノ小切手、領收證書其ノ他ノ證據書類ヲ受拂ニ區分シ所屬廳出納官吏別ニ一月分ヲ取纏メ合計書ヲ調製シ共ニ保存スヘシ但シ代理店ニ於テ調製シタルモノハ其ノ證據書類ト共ニ之ヲ所轄統轄店ニ於テ保存スルモノトス

第五章 預金部預金

第五十二條 日本銀行預金部預金取扱規程第四條ノ規定ニ依リ

預ケ人ヨリ預金部預金拂込書ヲ添ヘ現金ノ拂込ヲ受ケタルトキハ第五號書式ノ預金部預金領收證書ヲ預ケ人ニ交付スヘシ  
 前項ノ預ケ人ニシテ供託局ナル場合ニ於テハ日本銀行ハ前項ノ手續ヲ爲スノ外其ノ提出ヲ受ケタル供託書ニ受領ノ旨ヲ記入シ之ヲ提出者ニ返付スヘシ

第五十三條 日本銀行預金部預金取扱規程第六條又ハ第七條ノ規定ニ依リ預ケ人ヨリ預金購入有價證券利子受入通知書、預金購入有價證券償還金受入通知書、有價證券利子預金組入請求書又ハ有價證券償還金預金組入請求書ヲ送付ヲ受ケタルトキハ預金部預金領收證書ヲ預ケ人ニ交付スヘシ預金部預金取扱規程第八條ノ規定ニ依リ預ケ人ヨリ通知書ヲ送付ヲ受ケタルトキ亦同シ

第五十四條 日本銀行預金部預金取扱規程第五條ノ規定ニ依リ保管金ヲ提出スヘキ者ヨリ預ケ人ノ預金ニ振込ヲ受ケタルトキハ第六號書式ノ預金部預金振込濟通知書ヲ振込人ニ交付スヘシ

第五十五條 日本銀行預金部預金取扱規程第九條ノ規定ニ依リ預ケ人ヨリ預金部預金拂戻請求書ヲ提出ヲ受ケタルトキ又ハ預金部預金取扱規程第十條ノ規定ニ依リ振出シタル小切手ノ呈示ヲ受ケタルトキハ預ケ人ノ預金額ヲ限度トシテ之カ支拂ヲ爲スヘシ

第四十六條第二項及第三項ノ規定ハ前項ノ小切手ノ呈示ヲ受ケタル場合ニ之ヲ準用ス

第五十六條 日本銀行ハ日本銀行政府有價證券取扱規程第二十

三條第二項ノ手續ヲ爲スモノニ付テハ預ケ人ノ預金中ヨリ有價證券購入代價ニ相當スル金額ヲ拂出スヘシ

第五十七條 日本銀行預金部預金取扱規程第十一條ノ規定ニ依リ甲預ケ人ヨリ乙預ケ人ノ預金ニ預入替ノ請求ヲ受ケタルトキハ甲預ケ人ニ領收證書ヲ交付シ自店カ乙預ケ人ノ預金取扱店ナル場合ニ於テハ預入替ノ手續ヲ爲シ預金部預金領收證書ヲ乙預ケ人ニ交付シ、他店カ乙預ケ人ノ預金取扱店ナル場合ニ於テハ當該取扱店ニ對シ其ノ旨ヲ通知スヘシ

前項ノ通知ヲ受ケタル日本銀行ハ乙預ケ人ノ預金ニ受入ノ手續ヲ爲シ預金部預金領收證書ヲ乙預ケ人ニ交付スヘシ  
 第五十八條 日本銀行預金部預金取扱規程第十二條ノ規定ニ依リ預ケ人ヨリ他店拂ノ請求ヲ受ケタルトキハ領收證書ヲ交付シ支拂店タル日本銀行ニ對シ其ノ旨ヲ通知スヘシ

前項ノ通知ヲ受ケタル日本銀行保管金支拂通知書又ハ供託金支拂通知書ヲ提出ヲ受ケタルトキハ受取人ヨリ領收證書ヲ徴シ支拂ヲ爲スヘシ

第五十九條 日本銀行ハ毎年四月十日迄ニ預金部預金取扱規程第十三條第一項本文ノ規定ニ依リ預金ノ利子ヲ元金ニ組入レ第七號書式ノ預金利子元加通知書ヲ預ケ人ニ交付スヘシ  
 預金金額拂戻ニ係ル利子ハ預金部預金取扱規程第十三條第一項但書ノ規定ニ依リ之ヲ元金ニ組入レ拂戻ノ手續ヲ爲スヘシ  
 前二項ノ場合ニ於テ預ケ人ヨリ預金部預金領收證書ノ請求ヲ受ケタルトキハ元加利子ニ相當スル金額ノ預金部預金領收證書ヲ交付スヘシ



第六十條 日本銀行預金部預金取扱規程第十六條ノ規定ニ依リ預金部預金利息元加請求書又ハ預金部預金利息支拂請求書ノ送付ヲ受ケタルトキハ利息元加又ハ支拂ノ手續ヲ爲スヘシ

第六十一條 日本銀行預金部預金取扱規程第十七條ノ規定ニ依リ預金部預金利息支拂ノ請求書ノ提出ヲ受ケタルトキハ受取人ヲシテ之ニ領收ノ旨ヲ記入セシメ支拂ヲ爲スヘシ

第六十二條 日本銀行ハ前二條ノ規定ニ依リ支拂フヘキ利息額ヲ預ケ人ノ預金ニ組入ルヘシ

第六十三條 日本銀行甲店預金部預金取扱規程第二十六條第一項ノ規定ニ依リ預ケ人ヨリ預金取扱店變更申込書ヲ受ケタルトキハ預ケ人ノ預金ヲ拂出シ第八號書式ノ預金部預金現在額證明書ヲ預ケ人ニ交付シ日本銀行乙店ニ對シ其ノ旨ヲ通知スヘシ

前項ノ通知ヲ受ケタル日本銀行乙店ハ其ノ通知金額ヲ預ケ人ノ預金トシテ受入レ預金部預金取扱規程第二十六條第二項ノ規定ニ依リ預ケ人ヨリ預金部預金現在額證明書ノ提出ヲ受ケタルトキハ該證明書ニ承認ノ旨ヲ記入シ之ヲ預ケ人ニ返付スヘシ

第六十四條 日本銀行預金部預金取扱規程第二項ノ規定ニ依リ預ケ人ヨリ預金部預金帳交付ノ請求ヲ受ケタルトキハ第九號書式ノ預金部預金帳ヲ預ケ人ニ交付スヘシ

第六十五條 日本銀行ハ其ノ取扱ニ係ル預金部預金拂込書、保管金振込書、預金部預金利息元加請求書、預金部預金拂戻請求書、支拂濟ノ小切手、預金部預金利息支拂請求書、預金取

扱店變更申込書其ノ他ノ證憑書類ヲ受拂ニ區分シ預金ノ種別、預ケ人別ニ一月分ヲ取纏メ合計書ヲ調製シ共ニ保存スヘシ但シ代理店ニ於テ調製シタルモノハ其ノ證憑書類ト共ニ所轄統轄店ニ於テ保存スルモノトス

第六章 其ノ他ノ國庫金

第六十六條 日本銀行納人ヨリ大藏省證券發行代金納入命令書、一時借入金納入命令書又ハ特別會計運用金納入命令書ヲ添ヘ現金ノ納付ヲ受ケタルトキハ之ヲ領收シ領收證書ヲ納人ニ交付シ其ノ旨ヲ大藏大臣又ハ大藏大臣ノ指定スル官廳若ハ官吏ニ通知スヘシ

第六十七條 日本銀行大藏省證券償還元金交付通知書、一時借入金返償通知書又ハ特別會計運用金交付通知書ノ提出ヲ受ケタルトキハ受取人ヨリ領收證書ヲ徴シ之カ支拂ヲ爲シ其ノ旨ヲ大藏大臣又ハ大藏大臣ノ指定スル官廳若ハ官吏ニ通知スヘシ

第六十八條 日本銀行ハ前二條ノ規定ニ依リ取扱ヒタル命令書、通知書其ノ他ノ證憑書類ヲ受拂ニ區分シ各科目別ニ一月分ヲ取纏メ合計書ヲ調製シ共ニ之ヲ保存スヘシ

第六十九條 日本銀行ハ本章ニ定ムルモノヲ除クノ外大藏大臣ノ特ニ指定スル國庫金ニ付テハ大藏大臣ノ別ニ定ムル所ニ依リ出納ノ手續ヲ爲スヘシ

第七章 帳簿

第七十條 日本銀行ハ會計規則第六十條第一號、第二號及第五號ノ帳簿トシテ左ノ帳簿ヲ備フヘシ

帳ニハ大藏大臣ヲ定ムル口座ヲ設ケ各預金ノ受拂額ヲ記入スヘシ

第七十四條 國庫金受拂總括帳ニハ大藏大臣ノ認可ヲ經テ日本銀行ノ定ムル計算科目毎ニ口座ヲ設ケ國庫金ノ受拂額ヲ記入スヘシ

第七十五條 國庫金受拂報告額整理帳ニハ國庫金受拂總括帳ノ計算科目毎ニ所屬代理店ヲ區分シタル口座ヲ設ケ國庫金ノ受拂額ヲ記入スヘシ

第七十六條 某年度一般會計內譯帳ニハ左ノ區分及口座ヲ設ケ一般會計ノ受拂額ヲ記入スヘシ

- 一 受入ハ之ヲ歲入ト歲入外トニ區分シ歲入ニハ所管廳、取扱廳別ノ口座(第十九條ノ場合ニ於テハ尙其ノ所屬年度別ノ口座)歲入外ニハ大藏大臣ノ定ムル口座
- 二 拂出ハ歲出ト歲出外トニ區分シ歲出ニハ所管廳、支出官別ノ口座、歲出外ニハ大藏大臣ノ定ムル口座

第七十七條 某年度某特別會計內譯帳ハ支拂元受高ヲ要スル特別會計ノ內譯帳ト支拂元受高ヲ要セサル特別會計ノ內譯帳トヲ別冊ト爲スヘシ

支拂元受高ヲ要スル特別會計ノ內譯帳ニハ所管廳、取扱廳、支出官別ノ口座ヲ設ケ同一口座中ニ當該會計ノ歲入歲出及歲入外歲出外ノ受拂額ヲ記入シ尙第十九條ノ場合ニ於テハ其ノ所屬年度ヲ記入スヘシ

支拂元受高ヲ要セサル特別會計ノ內譯帳ニハ前條ノ規定ニ準シ當該會計ノ受拂額ヲ記入スヘシ

- 一 國庫金總括帳
  - 二 國庫金受拂內譯帳
  - 三 當座預金內譯帳
  - 四 別口預金內譯帳
  - 五 指定預金內譯帳
  - 六 國庫金受拂總括帳
  - 七 國庫金受拂報告額整理帳
  - 八 某年度一般會計內譯帳
  - 九 某年度某特別會計內譯帳
  - 十 隔地拂資金內譯帳
  - 十一 歲出支拂未濟繰越金內譯帳
  - 十二 預託金內譯帳
  - 十三 預金部內譯帳
  - 十四 某年度一般會計支拂豫算帳
  - 十五 某年度某特別會計支拂豫算帳
- 前項ノ帳簿中第一號乃至第五號ノ帳簿ハ日本銀行本店ニ、第七號ノ帳簿ハ日本銀行統轄店ニ、第六號及第八號乃至第十五號ノ帳簿ハ日本銀行各店ニ之ヲ備フヘシ
- 第七十一條 國庫金總括帳ニハ大藏大臣ノ定ムル計算科目毎ニ口座ヲ設ケ國庫金ノ受拂額ヲ記入スヘシ
- 第七十二條 國庫金受拂內譯帳ニハ大藏大臣ノ定ムル計算科目毎ニ各統轄店ヲ區分シタル口座ヲ設ケ國庫金ノ受拂額ヲ記入スヘシ
- 第七十三條 當座預金內譯帳、別口預金內譯帳及指定預金內譯



第七十八條 隔地拂資金内譯帳ニハ年度、會計、所管廳、支出官別ノ口座ヲ設ケ隔地拂資金ノ受拂額ヲ記入スヘシ  
第七十九條 歳出支拂未済繰越金内譯帳ニハ年度、會計、所管廳、支出官別ノ口座ヲ設ケ歳出支拂未済繰越金ノ受拂額ヲ記入スヘシ

第八十條 預託金内譯帳ニハ所屬廳、出納官吏別ノ口座ヲ設ケ預託金ノ受拂額ヲ記入スヘシ

第八十一條 預金部内譯帳ニハ左ノ種別及口座ヲ設ケ預金部ノ受拂額ヲ記入スヘシ  
一 預金規則第一條第一號及第二號ノ預金ハ取扱廳、取扱主任官別ノ口座

二 預金規則第一條第三號ノ預金、貯蓄債券法第七條ノ預金及明治三十九年勅令第二百一十一號ノ預金ハ預ケ人別ノ口座  
三 會計規則第二百一十一條ノ規定ニ依ル預金ハ保管金、供託金ノ種別及取扱廳、取扱主任官別ノ口座

四 各特別會計資金ノ預金ハ大藏大臣ノ定ムル種別及口座  
日本銀行本店ニ備フル預金部内譯帳ニハ前項ニ規定スルモノノ外大藏大臣ノ定ムル口座ヲ設ケ預金部資金ノ受拂額ヲ記入スヘシ

第八十二條 第七十條第一號乃至第十三號ノ帳簿ニハ之ヲ備フル日本銀行ニ於テ左記各號ニ依リ受拂額ヲ記入スヘシ  
一 第一號ノ帳簿ニハ各統轄店毎日ノ報告額但シ當座預金、別口預金及指定預金ノ計算科目ハ本店ニ於ケル受拂額

二 第二號ノ帳簿ニハ各統轄店毎日ノ報告額  
三 第三號乃至第五號ノ帳簿ニハ本店ニ於ケル受拂額  
四 第六號ノ帳簿ニハ代理店ニ於テハ其ノ受拂額、統轄店ニ於テハ其ノ受拂額及所屬代理店毎日ノ報告額

五 第七號ノ帳簿ニハ所屬代理店毎日ノ報告額  
六 第八號乃至第十三號ノ帳簿ニハ各店ニ於ケル受拂額

第八十三條 某年度一般會計支拂豫算帳及某年度某特別會計支拂豫算帳ニハ所屬廳、支出官、經常又ハ臨時部、款項別ノ口座ヲ設ケ支拂豫算額及支拂額ヲ記入スヘシ  
第八十四條 本章ニ規定スル帳簿ノ様式及記入ノ方法ハ日本銀行大藏大臣ノ認可ヲ經テ之ヲ定ムヘシ

第八十五條 日本銀行各店間ノ振替受拂ヲ記入スヘキ帳簿ノ種類、様式及記入ノ方法ハ日本銀行大藏大臣ノ認可ヲ經テ之ヲ定ムヘシ  
第八章 計算報告

第八十六條 日本銀行ハ國庫金ノ出納ニ關シ左ノ計算報告表ヲ調製スヘシ  
一 國庫金貸借對照表 第十號書式

二 國庫金受拂報告表 第十一號書式  
三 當座預金受拂内譯表 第十二號書式

四 別口預金(指定預金)受拂内譯表 第十三號書式  
五 歳入金月計突合表 第十四號書式  
六 歳出金月計突合表 第十五號書式  
七 歳出支拂未済繰越金月計突合表 第十六號書式

八 預託金月計突合表 第十七號書式

九 預金部預金月計突合表 第十八號書式

十 預金部受拂計算表 第十九號書式

十一 某月出納計算書 書式ハ別ニ之ヲ定ム

十二 某月歳入金内譯表 同上

十三 某月歳出金内譯表 同上

第八十七條 國庫金貸借對照表、國庫金受拂報告表、當座預金受拂内譯表、別口預金受拂内譯表及指定預金受拂内譯表ハ日本銀行本店ニ於テ毎日之ヲ調製シ大藏省ニ提出スヘシ

第八十八條 歳入金月計突合表ハ各統轄店ニ於テ其ノ取扱ヒタル收入額及所屬代理店ノ取扱ヒタル收入額ヲ掲ケ毎月之ヲ調製シ翌月七日迄ニ歳入徴收官ニ送付スヘシ但シ第十九條ノ規定ニ依リ取扱ヒタル收入額ハ所屬年度毎ニ別表ニ調製スルモノトス

第八十九條 歳出金月計突合表ハ日本銀行各店ニ於テ其ノ取扱ヒタル小切手支拂額及支拂元受高(支拂元受高ヲ要スル特別會計ノ歳出金月計突合表ニ限ル)ヲ掲ケ毎月之ヲ調製シ支拂濟ノ小切手其ノ他ノ證憑書類ヲ添ヘ翌月五日迄ニ支出官ニ送付シ其ノ證明ヲ受ケ添附シタル證憑書類ト共ニ之カ返付ヲ受クヘシ

前項ノ月計突合表ニハ其ノ餘白ニ隔地拂資金ノ受拂額ヲ記入シ其ノ證憑書類トシテ受取人ノ領收證書ヲ添付スヘシ  
第九十條 歳出支拂未済繰越金月計突合表ハ日本銀行各店ニ於テ其ノ取扱ヒタル歳出支拂未済繰越金ノ支拂額ヲ掲ケ毎月之

ヲ調製シ文拂濟ノ小切手其ノ他ノ證憑書類ヲ添ヘ翌月五日迄ニ支出官ニ送付シ其ノ證明ヲ受ケ添附シタル證憑書類ト共ニ之カ返付ヲ受クヘシ

第九十一條 預託金月計突合表ハ日本銀行各店ニ於テ其ノ取扱ヒタル預託金ノ受拂額ヲ掲ケ毎月之ヲ調製シ預託金拂込書支拂濟ノ小切手其ノ他ノ證憑書類ヲ添ヘ翌月五日迄ニ出納官吏ニ送付シ其ノ證明ヲ受ケ添附シタル證憑書類ト共ニ之カ返付ヲ受クヘシ

第九十二條 預金部預金月計突合表ハ日本銀行各店ニ於テ其ノ取扱ヒタル預金部預金ノ受拂額中預金規則第一條第三號、貯蓄債券法第七條及明治三十九年勅令第二百一十一號ノ預金ノ受拂額ヲ除キタルモノヲ掲ケ毎月之ヲ調製シ預金部預金拂込書、預金部預金拂戻請求書、支拂濟ノ小切手其ノ他ノ證憑書類ヲ添ヘ翌月五日迄ニ取扱主任官ニ送付シ其ノ證明ヲ受ケ添附シタル證憑書類ト共ニ之カ返付ヲ受クヘシ

第九十三條 預金部受拂計算表ハ各統轄店ニ於テ其ノ取扱ヒタル預金部預金ノ受拂額及所屬代理店ノ取扱ヒタル預金部預金ノ受拂額中前條ノ月計突合表ニ掲ケサルモノヲ掲ケ毎月之ヲ調製シ預金部預金拂込書、預金部預金拂戻請求書其ノ他ノ證憑書類ヲ添ヘ翌月五日迄ニ大藏大臣ノ指定スル官吏ニ送付シ其ノ證明ヲ受ケ添附シタル證憑書類ト共ニ之カ返付ヲ受クヘシ

第九十四條 某月出納計算書、某月歳入金内譯表及某月歳出金内譯表ハ各統轄店ニ於テ其ノ取扱ヒタル國庫金ノ出納額、收



入額及小切手支拂額並所屬代理店ノ取扱ヒタル國庫金ノ出納額、收入額及小切手支拂額ヲ掲ケ毎月二通ヲ調製シ一通ハ日本銀行本店ヲ經由シテ翌月中ニ之ヲ大藏省ニ提出シ一通ハ之ヲ保存スヘシ

第九章 出納證明

第九十五條 日本銀行ハ會計検査院ノ検査ヲ受クル爲會計検査院ノ定ムル國庫金ノ出納計算書ヲ調製シ大藏大臣ノ定ムル期限内ニ之ヲ大藏省ニ提出スヘシ

第十章 雜則

第九十六條 日本銀行歳入徴收官、支出官又ハ出納官吏ノ送付ニ係ル納稅告知書、納入告知書、小切手、返納告知書又ハ現金拂込書ノ誤謬訂正請求書ニシテ毎年度所屬歳入金又ハ歳出金ノ受入又ハ支拂ヲ爲シ得ル期間内ニ到達シタルモノニ付テハ之カ訂正ノ手續ヲ爲シ歳入徴收官又ハ出納官吏ノ請求ニ係ルモノハ歳入徴收官ニ對シ、支出官ノ請求ニ係ルモノハ支出官ニ對シ其ノ旨ヲ通知スヘシ

第九十七條 日本銀行支出官事務規程第三十條ノ規定ニ依リ誤謬訂正請求書ノ送付ヲ受ケタルトキハ之カ訂正ノ手續ヲ爲スヘシ

第九十八條 日本銀行歳入徴收官、出納官吏、預金部預金ノ預ケ人又ハ振込人ヨリ領收濟通知書、領收證書、預託金領收證書、預金部預金領收證書、預金部預金振込濟通知書又ハ預金購入有價證券保管通知書ノ證明請求書ノ提出アリタル場合ニ於テハ之ヲ調査シ正當ナリト認メタルトキハ該請求書ノ餘

政府ニ納ムヘキ保證金其ノ他ノ擔保ニ充用スル國債ノ價格ニ關スル件

勅令第二百八十七號 明治四十一年十一月二十八日

改正 明治四十五年第二三六號

政府ニ納ムヘキ保證金其ノ他ノ擔保ニ充用スル國債、帝國鐵道會計法第二條ノ二ノ證券及大藏省證券ノ價格ハ其ノ債券金額ニ依ル

明治三十八年勅令第二十號（擔保トシテ政府ニ納ムヘキ國債證券ノ價格算定ニ關スル件）ハ之ヲ廢止ス

保證金トシテ既納ニ係ル國債以外ノ有價證券ヲ大正十五年三月迄有效トスルノ件

勅令第五百八十號 大正九年十二月二十八日

【會計規則第六十九條、第三百三條乃至第五百五條中「公債證書」ヲ「國債」ニ改ム】

附則

本令ハ大正十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス  
明治三十六年勅令第二百八十三號（勸業債券、興業債券、拓殖債券又ハ貯蓄債券ハ會計規則第六十九條及第三百三條ノ保證金ニ

白ニ證明ノ上之ヲ歳入徴收官、出納官吏、預ケ人又ハ振込人ニ交付スヘシ但シ振込人ニ對シ證明ヲ爲シタル場合ニ於テハ預ケ人ニ對シテ其ノ旨ヲ通知スルモノトス

前項ノ規定又ハ收納事務ヲ取扱フ市町村、銀行、會社其ノ他ノ者ヨリ拂込濟證明ノ請求アリタル場合ニ之ヲ準用ス  
前二項ノ手續ヲ爲シタルトキハ其ノ事由ヲ帳簿又ハ證憑書類ニ記入シ置クヘシ

第九十九條 日本銀行ハ支出官事務規程第三十四條、出納官吏事務規程第七十條又ハ保管金取扱規程第二十條ノ規定ニ依リ歳出金支拂通知書、預託金支拂通知書又ハ保管金支拂通知書ノ亡失又ハ毀損ニ係ル屆書ヲ受ケタル場合ニ於テ其ノ金額支拂未済ナルトキハ其ノ旨ヲ屆書ノ餘白ニ記入シ之ヲ當該支出官、出納官吏又ハ保管金取扱官廳ニ送付スヘシ

附則

本令ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス  
（書式略ス）

使用スルコトヲ得ルノ件）ハ之ヲ廢止ス

本令施行前納付シタル國債以外ノ有價證券ハ本令施行ノ日ヨリ五年ヲ限り本令ノ規定ニ拘ラマ仍其ノ效力ヲ有ス

勅令第三百四十號 明治四十三年九月七日

改正 大正九年第五八一號

【入札又ハ契約ニ關シ保證金ヲ徵スヘキ規定ナキ場合ニ於テモ當該官吏特ニ其ノ必要アリト認メタルトキハ現金又ハ國債（有價證券トアリタル）ヲ以テ保證金ヲ納付セシムルコトヲ得（中略）】

附則

（大正九年十二月二十八日勅令第五百八十一號）  
本令ハ大正十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス  
本令施行前納付シタル國債以外ノ有價證券ハ本令施行ノ日ヨリ五年ヲ限り本令ノ規定ニ拘ラス仍其ノ效力ヲ有ス



預金規則

●太政官布告第十三號 明治十八年五月三十日  
●大藏省中ニ「預金局」ヲ置キ左ノ貯金積立金ヲ預リ之ヲ  
保管利殖セシム

第一 【驛遞局】貯金

第二 各官廳ノ成規ニ從ヒタル積立金

第三 社寺教會會社其他人民ノ共有ニ係ル積立金ニシテ其請願ニ據ルモノ

第二條 預リ金取扱手續ハ【大藏卿】之ヲ定ム

第三條 預リ金ノ利子割合ハ【大藏卿】之ヲ定ム

第四條 預リ金ニ關スル損益ハ國庫ノ負擔トス

第五條 預リ金ノ證書ハ賣買讓與又ハ書入質入スルヲ得ス

第六條 預リ金ノ運用ハ日本銀行ヲシテ取扱ハシムルモノトス

第七條 【大藏卿】ハ便宜ノ地ヲ撰ミ【預金局出張所】ヲ設置シ又ハ【國庫金取扱所】ヲシテ預リ金受渡ヲ取扱ハシムルコトアル

第八條 預リ金ノ受渡ニ屬スル證書ハ【證券印稅】ヲ納ムルニ及

ハス

右奉 勅旨布告候事

●大藏省令第六號 大正十一年二月一日

預金部預金取扱規程

●大藏省令第六號 大正十一年二月一日

金帳ノ交付ヲ受クヘシ但シ預金部預金帳ハ官廳以外ノ預ケ人ト雖之カ交付ヲ受クルコトヲ得

第五條 預ケ人保管金ノ取扱官廳ナル場合ニ於テハ保管金ヲ提出スヘキ者ヲシテ第二號書式ノ保管金振込書ヲ添ヘ現金ヲ日本銀行ニ於ケル預ケ人ノ預金ニ振込マシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ振込ヲ爲サシメタル場合ニ於テハ振込人ヲシテ日本銀行ヨリ預金部預金振込濟通知書ノ交付ヲ受ケシム

第六條 預ケ人日本銀行本店ヨリ預金購入有價證券利子受入通知書又ハ預金購入有價證券償還金受入通知書ヲ受ケタルトキハ該通知書ニ受領ノ旨ヲ記入シ之ヲ日本銀行ニ提出シ元加利

子額又ハ償還金額ノ預金部預金領收證書ノ交付ヲ受クヘシ

第七條 預金規則第一條第一號ノ預金ノ預ケ人ハ其ノ預金ヲ以テ購入保管ニ係ル有價證券ノ利子支拂期到來シタルモノアル

トキハ第三號書式ノ有價證券利子預金組入請求書ニ、其ノ償還ヲ受クヘキモノアルトキハ第四號書式ノ有價證券償還金預

金組入請求書ニ受領ノ旨ヲ記入シ之ヲ日本銀行ニ提出シ預金組入金額ノ預金部預金領收證書ノ交付ヲ受クヘシ

第八條 預ケ人保管金ノ取扱官廳ナル場合ニ於テ日本銀行政府有價證券取扱規程第十二條ノ規定ニ依リ遺失物法ニ依ル政府

保管有價證券ノ元利金受入ノ通知書ヲ受ケタルトキハ之ニ受領ノ旨ヲ記入シテ日本銀行ニ提出シ預金部預金領收證書ノ交

付ヲ受クヘシ

第三章 預金ノ拂戻

第四輯 現金、擔保、預金、保管及供託

第一條 預金規則、明治二十三年法律第七十五號其ノ他法律勅令ノ規定ニ依ル大藏省預金部預金及預金購入有價證券ハ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外本令ノ定ムル所ニ依リ之カ受拂ヲ爲スヘシ

第二章 預金ノ拂込

第四條 預ケ人預金ノ拂込ヲ爲サムトスルトキハ第一號書式ノ預金部預金拂込書ヲ添ヘ現金ヲ日本銀行ニ拂込ミ預金部預金領收證書ノ交付ヲ受クヘシ

前項ノ預ケ人カ官廳ナル場合ニ於テハ小切手用紙及預金部預

第九條 預ケ人預金ノ拂戻ヲ受ケムトスルトキハ第五號書式ノ預金部預金拂戻請求書ヲ日本銀行ニ提出スヘシ

第十條 前條ノ場合ニ於テ第四條第二項ノ規定ニ依リ小切手用紙ノ交付ヲ受ケタル預ケ人ハ預金額ヲ限度トシテ記名式持參人拂ノ小切手ヲ振込スヘシ

第十一條 預ケ人保管金ノ取扱官廳ナル場合ニ於テ保管金取扱規程第十三條又ハ第十五條ノ規定ニ依リ保管替ヲ爲サムトスルトキハ第六號書式ノ預金部預金預入替請求書ヲ添ヘ保管替ヲ爲スヘキ金額ヲ券面金額トセル小切手ヲ日本銀行ニ交付スヘシ

第十二條 預ケ人保管金ノ取扱官廳又ハ供託局ナル場合ニ於テ保管金取扱規程第八條又ハ供託物取扱規則第八條ノ規定ニ依リ日本銀行ヲシテ保管金又ハ供託金ノ他店拂ヲ爲サシメムトスルトキハ他店拂ヲ爲スヘキ金額ヲ券面金額トセル小切手ノ裏面ニ保管金又ハ供託金ヲ受取ル權利ヲ有スル者ノ氏名、住所及支拂店名ヲ記入シ之ヲ日本銀行ニ交付スヘシ

第十三條 預金ノ利子ハ第十五條乃至第十七條ニ規定スル場合ヲ除クノ外毎年三月三十一日ヲ期トシテ計算シ之ヲ其ノ元金ニ組入ルルモノトス但シ預金金額ノ拂戻ニ係ル利子ハ預金ノ拂戻ヲ爲ストキ計算シ之ヲ其ノ元金ニ組入ルルモノトス

前項ノ規定ニ依リ利子ヲ元金ニ組入ルル預金ニ付テハ預金拂込ノ月及拂戻ノ月ハ其ノ金額ニ對シテ利子ヲ付セス預金ノ一圓未滿ノ端數ニ對シ亦同シ

一八七



第十四條 預ケ人毎年四月日本銀行ヨリ預金利息元加通知書ノ送付ヲ受ケタルトキハ之ニ承認ノ旨ヲ記入シ日本銀行ニ提出スヘシ

前條第一項但書及前項ノ場合ニ於テ預ケ人ハ日本銀行ニ對シ元加利息額ニ相當スル金額ノ預金部預金領收證書ヲ請求スルコトヲ得

第十五條 預金規則第一條第一號ノ預金ノ預ケ人郵便貯金規則

第二十四條ノ規定ニ依リ郵便貯金ニ對スル利息ノ元加ヲ要スルトキハ第七號書式ノ預金部預金利息元加請求書ヲ、郵便貯金規則第七十九條ノ規定ニ依リ隨時郵便貯金ニ對スル利息ノ支拂ヲ要スルモアルトキハ第八號書式ノ預金部預金利息支拂請求書ヲ大藏省預金部ニ提出スヘシ

第十六條 大藏省預金部前條ノ請求書ヲ受ケタルトキハ調査ノ上元加又ハ支拂ヲ爲スヘキ旨ヲ該請求書ニ記入シ之ヲ日本銀行本店ニ送付シ利息元加又ハ支拂ノ手續ヲ爲サシムヘシ

第十七條 預ケ人保管金ノ取扱官廳又ハ供託局ナル場合ニ於テ保管金又ハ供託金ノ利息ヲ受取ル權利ヲ有スル者ニ對シテ利息ノ支拂ヲ要スルトキハ第九號書式ノ預金部預金利息支拂請求書ニ依リ其ノ利息額ニ相當スル預金利息額ノ支拂ヲ日本銀行ニ請求スヘシ但シ保管金又ハ供託金ノ利息ヲ受取ル權利ヲ有スル者ノ提出シタル利息請求書ニ證明ヲ爲シタルモノヲ以テ預金部預金利息支拂請求書ニ代フルコトヲ得

第五章 預金購入有價證券

第十八條 預ケ人預金ヲ以テ有價證券ノ購入ヲ請求セムトスル

第二十三條 預ケ人預金購入有價證券ノ拂戻ヲ受ケムトスルト

キハ第十二號書式ノ預金購入有價證券拂戻請求書ヲ日本銀行ニ提出スヘシ

第二十四條 預ケ人日本銀行ヨリ預金購入有價證券ノ拂戻ヲ受ケタルトキハ第十三號書式ノ預金購入有價證券受領證書ヲ日本銀行ニ提出スヘシ

第六章 證明

第二十五條 預ケ人官廳ナル場合ニ於テ日本銀行ヨリ預金部預金月計突合表ノ送付ヲ受ケタルトキハ證書類ト對照シ證明ノ上五日以内ニ之ヲ日本銀行ニ返付スヘシ但シ相違アル點ニ付テハ其ノ事由ヲ附記スルモノトス

前項ノ規定ハ大藏大臣ノ指定シタル官吏日本銀行ヨリ預金部受拂計算表ノ送付ヲ受ケタル場合ニ之ヲ準用ス

第七章 雜則

第二十六條 日本銀行甲店ヲ預金取扱店トスル預ケ人日本銀行乙店ヲ預金取扱店ニ變更セムトスルトキハ第十四號書式ノ預金取扱店變更申込書ヲ日本銀行甲店ニ提出シ預金部預金現在額證明書ノ交付ヲ受クヘシ

預ケ人ハ前項ノ證明書ヲ日本銀行乙店ニ提出シ承認ノ旨ノ記入ヲ受クヘシ

トキハ第十號書式ノ有價證券購入請求書ヲ日本銀行ヲ經テ大藏省預金部ニ提出スヘシ

預金規則第一條第一號ノ預金ノ預ケ人預金ヲ以テ有價證券ノ購入ヲ請求セムトスルトキハ有價證券購入請求書ヲ大藏省預金部ニ提出スヘシ

預ケ人前二項ノ請求ヲ爲シタルトキハ有價證券購入前ト雖其ノ購入代金見積額ニ相當スル預金ハ之カ拂戻ヲ請求スルコトヲ得ス

第十九條 大藏省預金部前條第一項ノ請求書ヲ受ケタルトキハ之ヲ受ケタル日ヨリ休日ヲ除キ五日以内ニ時價ヲ以テ、第二項ノ請求書ヲ受ケタルトキハ該請求書ニ記載ノ購入日附ニ於ケル時價ヲ以テ日本銀行本店ヲシテ指定ノ有價證券ヲ購入保管セシムヘシ

第二十條 大藏省預金部明治二十三年法律第七十五號第二條ノ規定ニ依リ國債證券ヲ購入スル場合ニ於テハ日本銀行本店ニ對シ購入スヘキ國債證券ヲ指定シ時價ヲ以テ購入保管セシムヘシ

第二十一條 大藏省預金部日本銀行本店ヨリ購入有價證券ノ額面金額及購入代價ノ通知ヲ受ケタルトキハ第十一號書式ノ有價證券購入濟通知書ヲ日本銀行ヲ經テ預ケ人ニ送付スヘシ

第二十二條 預ケ人前條ノ通知書ヲ受ケタルトキハ該通知書ノ裏面ニ有價證券購入代價ニ相當スル金額ノ預金ヲ領收セル旨ヲ記入シ之ヲ日本銀行ニ提出シ預金購入有價證券保管通知書ノ交付ヲ受クヘシ

又ハ毀損シタルトキ亦同シ

第二十八條 第二十五條ノ規定ニ依リ預ケ人又ハ大藏大臣ノ指定シタル官吏預金部預金月計突合表又ハ預金部受拂計算表ニ證明ヲ爲シタル後其ノ證明ニ付誤謬アルコトヲ發見シタルトキハ其事由ヲ記載シテ證明ヲ爲シ之ヲ日本銀行ニ送付スヘシ

第二十九條 預金部預金帳ノ交付ヲ受ケタル預ケ人ハ隨時之ヲ日本銀行ニ提出シ預金ノ受拂額ノ記入ヲ受クヘシ

第三十條 預金規則第一條第一號ノ預金ノ預ケ人ハ日本銀行ヨリ預金購入有價證券保管帳ノ交付ヲ受ケ隨時之ヲ日本銀行ニ提出シ預金購入有價證券ノ受拂額ノ記入ヲ受クヘシ

附則

第三十一條 本令ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第三十二條 預金取扱規程(明治二十六年九月二十日大藏省令第十九號)ハ之ヲ廢止ス

第三十三條 本令施行前大藏省預金部ニ預入ヲ爲シタル預ケ人ハ從前ノ規定ニ依ル總代人、擔當者又ハ取扱主任官ヲ以テ本令ニ規定スル擔當者ト爲シタルモノト看做ス

第三十四條 本令施行前預ケ人カ金庫ヨリ交付ヲ受ケタル預金通帳ハ本令ニ依リ日本銀行ヨリ交付ヲ受ケタル預金部預金帳ト看做ス

(書式略ス)



保管金規則

●法律第一號 明治二十三年一月七日

改正 明治三十三年第一八號

第一條 法律勅令又ハ從來ノ規則ニ依リ政府ニ於テ保管スル公有金私有金ハ左ノ計算法ニ從ヒ滿五年ヲ過キテ拂戻ノ請求ナキトキハ政府ノ所得トス但別ニ法律ヲ以テ失權ノ期限ヲ定メタルモノハ各其定ム所ニ依ル

第一 保管義務解除ノ期アルモノハ其義務ヲ解除シタル翌日ヨリ起算ス

第二 保管義務解除ノ期ナキモノハ保管ノ翌日ヨリ起算ス

第三 訴訟事件ノ爲ニ拂戻ヲ請求スル能ハサル場合ニ於テハ裁判確定ノ翌日ヨリ起算ス

第二條 保管金ハ法律勅令又ハ從來ノ規則若クハ契約ニ依ルノ外利子ヲ付セス

第三條 保管金ノ證書ハ賣買讓與又ハ書入質入スルコトヲ得ス

第四條 保管金ノ受渡ニ屬スル證書ハ【證券印稅】ヲ納ムルニ及ハス

保管金取扱規程

●大藏省令第五號 大正十一年二月一日

キハ第一號書式ノ保管金受領證書ヲ提出者ニ交付スヘシ

第三章 保管金ノ拂渡

第七條 保管金ノ拂渡ヲ受クル權利ヲ有スル者ハ保管金拂渡請求書又ハ前條ノ規定ニ依リ交付ヲ受ケタル保管金受領證書ヲ取扱官廳ニ提出シ其ノ拂渡ヲ請求スヘシ

取扱官廳前項ノ請求ヲ受ケタルトキハ請求書又ハ受領證書ニ領收ノ旨ヲ記載セシメ之カ支拂ヲ爲スヘシ

前項ノ場合ニ於テ受取人特ニ現金ノ交付ヲ求メタル場合ヲ除クノ外預金部預金ニ預入ヲ爲シタル取扱官廳ハ現金ノ交付ニ代ヘ記名式持參人拂ノ小切手ヲ振出スヘシ

第八條 保管金ノ拂渡ヲ受クル權利ヲ有スル者其ノ拂渡ヲ請求セムトスルニ當リ取扱官廳ノ預金取扱店所在地外ノ預金取扱店ニ於テ支拂ヲ受ケムトスルトキハ前條ノ請求書又ハ受領證書ニ其ノ旨ヲ附記スヘシ

取扱官廳前項ノ請求ヲ受ケタル場合ニ於テ該保管金ニシテ第二條但書ノ規定ニ依リ保管スルモノナルトキハ其ノ請求ヲ拒絶シ、大藏省預金部ニ預入レタルモノナルトキハ預金部預金取扱規程第十二條ノ手續ヲ爲シ第二號書式ノ保管金支拂通知書ヲ請求者ニ交付シ指定ノ預金取扱店ヨリ之カ支拂ヲ受ケシムヘシ

第四章 保管金利子ノ拂渡

第九條 保管金ノ利子ノ拂渡ヲ受クル權利ヲ有スル者ハ毎年三月三十一日迄ニ生シタル利子ノ支拂ヲ請求スヘシ但シ保管金全額ノ拂渡ヲ受クル權利者ハ其ノ拂渡ヲ受クル時迄ニ生シタ

第一章 總則

第一條 政府ノ保管ニ係ル現金ハ別段ノ定アル場合ヲ除クノガ本令ノ定ムル所ニ依リ之カ受拂保管ヲ爲スヘシ

第二條 取扱官廳ハ保管金ヲ預金部預金取扱規程ノ定ムル所ニ依リ大藏省預金部ニ預入ルヘシ但シ數日內ニ拂渡ヲ爲ス必要アルモノ又ハ特殊ノ事由アルモノニ付テハ其ノ官廳ノ出納官吏ヲシテ之ヲ保管セシムルコトヲ得

第三條 前條ノ規定ニ依リ預入ヲ爲ス取扱官廳ハ所在地日本銀行(本店、支店又ハ代理店ヲ謂フ以下同シ)ヲ以テ其ノ預金取扱店ト爲スヘシ但シ其ノ地ニ日本銀行ナキトキハ最寄ノ日本銀行ヲ以テ其ノ預金取扱店ト爲スコトヲ得

第四條 本令中所管大臣ノ職務ハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、臺灣ニ在リテハ臺灣總督、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、關東州ニ在リテハ關東長官之ヲ行フ

第二章 保管金ノ提出

第五條 保管金ヲ提出スル者ハ保管金提出書ヲ添ヘ現金ヲ取扱官廳ニ提出スヘシ

前項ノ場合ニ於テ保管金ヲ提出スル者ハ預金部預金取扱規程第五條ノ規定ニ依リ保管金振込書ヲ添ヘ豫メ現金ヲ取扱官廳ノ預金取扱店ニ振込ミ預金部預金振込濟通知書ヲ交付ヲ受ケ之ニ保管金提出書ヲ添ヘ取扱官廳ニ提出スルコトヲ得

取扱官廳前二項ノ提出書ノ必要ナシト認メタル場合ニ於テハ之ヲ省略セシムルコトヲ得

第六條 取扱官廳前條ノ規定ニ依リ保管金ノ提出ヲ受ケタルト

ル利子ノ支拂ヲ請求スヘキモノトス

前項ノ利子ハ保管金提出ノ月及拂渡ノ月ハ其ノ金額ニ對シテ之ヲ付セス保管金一圓未満ノ端數ニ對シ亦同シ

第十條 前條ノ權利者保管金ノ利子拂渡ヲ請求セムトスルトキハ第三號書式ノ保管金利子請求書ヲ取扱官廳ニ提出スヘシ

第十一條 取扱官廳前條ノ請求ヲ受ケタルトキハ之ヲ調査シ預金部預金取扱規程第十七條ノ規定ニ依リ預金部預金利子支拂請求書ヲ請求者ニ交付シ預金取扱店ヨリ之カ支拂ヲ受ケシムヘシ但シ前條ノ請求書ニ證明ヲ爲シタルモノヲ以テ預金部預金利子支拂請求書ニ代フルコトヲ得

第五章 保管金ノ保管替

第十二條 甲官廳ニ保管金ヲ提出シタル者乙官廳ニ保管替ヲ請求セムトスルトキハ第四號書式ノ保管金保管替請求書二通ヲ甲官廳ニ提出スヘシ

第十三條 甲官廳前條ノ請求ヲ受ケタル場合ニ於テ該保管金ニシテ第二條但書ノ規定ニ依リ保管スルモノナルトキハ其ノ請求ヲ拒絶シ、大藏省預金部ニ預入レタルモノニシテ保管替ノ理由アリト認メタルトキハ預金部預金取扱規程第十一條ノ手續ヲ爲シ保管金保管替請求書ノ一通ニ承認ノ旨ヲ記入シ尙有利子ノモノハ第五號書式ノ保管金利子參考表ヲ添附シ之ヲ乙官廳ニ送付スヘシ

第十四條 乙官廳前條ノ請求書及其ノ預金取扱店ヨリ預金部預金領收證書ヲ送付ヲ受ケタルトキハ保管金受領證書ヲ保管替請求者ニ交付スヘシ



第十五條 前二條ノ規定ハ甲官廳保管金ヲ提出シタル者ノ請求ニ依ラスシテ保管金ヲ乙官廳ニ保管替ヲ爲サムトスル場合ニ於ケル甲官廳及乙官廳ノ取扱手續ニ付之ヲ準用ス但シ此ノ場合ニ於テ甲官廳ハ第十三條ノ規定ニ依リ送付スル保管金保管替請求書ニ代ヘ保管金保管替通知書ヲ乙官廳ニ送付スルモノトス

第六章 政府ノ所得ニ歸シタル保管金

第十六條 保管金規則、遺失物法其ノ他ノ法令ニ定メタル期間ノ經過ニ依リ政府ノ所得ニ歸シタル保管金アルトキハ取扱官廳ハ一年度分ヲ取纏メ第六號書式ノ保管金政府所得調書ヲ調製シ翌年度四月三十日迄ニ之ヲ所管大臣ノ指定スル主務官廳ニ送付スヘシ

第十七條 主務官廳前條ノ調書ヲ受ケタルトキハ之ヲ調査シ取扱官廳毎ニ所得總額ヲ記載金額トセル納入告知書ヲ取扱官廳ニ送付スヘシ

取扱官廳前項ノ納入告知書ヲ受ケタルトキハ該告知書ニ依リ歳入納付ノ手續ヲ爲スヘシ

第十八條 第十六條ニ規定セルモノヲ除クノ外保管金ニシテ政府ノ所得ニ歸シタルモノアルトキハ取扱官廳ハ其ノ都度之ヲ歳入ニ納付スルノ手續ヲ爲スヘシ但シ特殊ノ資金ニ組入ヲ要スルモノニ付テハ當該資金ニ組入ノ手續ヲ爲スモノトス

第七章 雜則

第十九條 保管金ヲ提出シタル者其ノ交付ヲ受ケタル保管金受領證書ヲ亡失又ハ毀損シタルトキハ證明請求書ヲ取扱官廳ニ

政府所有有價證券取扱規程

●大藏省令第七號 大正十一年二月一日

第一條 各官廳ニ於ケル政府所有有價證券ハ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外本令ノ定ムル所ニ依リ之カ受拂保管ヲ爲スヘシ

第二條 各官廳ハ特殊ノ事由アルモノヲ除クノ外政府所有有價證券ヲ其ノ所在地日本銀行(本店、支店又ハ代理店ヲ謂フ以下同シ)ニ寄託スヘシ但シ其ノ地ニ日本銀行ナキトキハ最寄ノ日本銀行ニ之ヲ寄託スルモノトス

第三條 各官廳前條ノ寄託ヲ爲サムトスルトキハ第一號書式ノ政府所有有價證券寄託書ヲ添ヘ有價證券ヲ日本銀行ニ送付シ政府所有有價證券受託證書ノ交付ヲ受クヘシ

第四條 各官廳日本銀行ニ寄託セル有價證券ノ拂渡ヲ請求セムトスルトキハ第二號書式ノ政府所有有價證券拂渡請求書ヲ日本銀行ニ提出シ之カ交付ヲ受クヘシ

第五條 各官廳日本銀行ニ寄託セル有價證券附屬利札ノ交付ヲ請求セムトスルトキハ第三號書式ノ政府所有有價證券利札請求書ヲ提出シ之カ交付ヲ受クヘシ

第六條 各官廳日本銀行ヨリ政府所有有價證券月計突合表ノ送付ヲ受ケタルトキハ證書類ト對照シ證明ノ上五日內ニ日本銀行ニ返付スヘシ但シ相違アル點ニ付テハ其ノ事由ヲ附記スルモノトス

第七條 各官廳第三條ノ政府所有有價證券寄託書ノ記載事項ニ

提出シ之カ證明ヲ請求スルコトヲ得

取扱官廳前項ノ請求ヲ受ケ其ノ理由アリト認メタルトキハ之カ證明ヲ爲スヘシ

第二十條 支出官事務規程中歳出金支拂通知書ヲ亡失又ハ毀損シタル場合ニ於ケル取扱手續ニ關スル規定ハ保管金支拂通知書ヲ亡失又ハ毀損シタル場合ニ之ヲ準用ス

附則

第二十一條 本令ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第二十二條 保管物取扱規程(明治二十六年九月二十日大藏省令第二十號)及明治三十六年大藏省令第九號(保管金金庫換及振換拂並ニ其利子仕拂手續)ハ之ヲ廢止ス

第二十三條 本令施行前保管物取扱規程ニ依リ金庫ニ寄託シタル保管金ハ本令ニ依リ大藏省預金部ニ預入レタルモノト看做ス

前項ノ場合ニ於テ取扱官廳ハ當該金庫ノ國庫金出納ノ事務ヲ引繼キタル日本銀行ヲ其ノ預金取扱店ト爲スヘシ

第二十四條 前條ノ保管金ノ拂渡、他店拂、保管替、歳入納付、特殊資金ニ組入又ハ期滿失効年月日ノ變更ニ關ヘル通知ノ手續ニ付テハ從前ノ規定ニ依ル但シ金庫ニ於テ領收證書ヲ發行シタル保管金ニ付テハ第七條、第八條、第十二條乃至第十五條及第十八條ノ手續ヲ爲スモノトス

前項但書ノ場合ニ於テ取扱官廳ハ其ノ振出す小切手ニ金庫ノ發行シタル領收證書ノ年月日及番號ヲ附記スヘシ

(書式略ス)

誤謬アルコトヲ發見シタルトキ又ハ其ノ變更ヲ要スルトキハ之カ訂正ヲ爲ス爲訂正請求書ヲ日本銀行ニ送付スヘシ

第八條 各官廳政府所有有價證券受託證書ヲ亡失又ハ毀損シタルトキハ證明請求書ヲ日本銀行ニ提出シ之カ證明ヲ請求スルコトヲ得

第九條 各官廳政府所有有價證券月計突合表ニ證明ヲ爲シタル後其ノ證明ニ付誤謬アルコトヲ發見シタルトキハ其ノ事由ヲ記載シテ證明ヲ爲シ之ヲ日本銀行ニ送付スヘシ

第十條 各官廳ハ取扱主任官ノ職務及氏名ヲ日本銀行ニ通知スヘシ

前項ノ取扱主任官ハ照較ノ用ニ供スル爲其ノ印鑑ヲ日本銀行ニ提出スヘシ

附則

本令ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

(書式略ス)

政府保管有價證券取扱規程

●大藏省令第八號 大正十一年二月一日

第一章 總則

第一條 政府ノ保管ニ係ル有價證券ハ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外本令ノ定ムル所ニ依リ之カ受拂保管ヲ爲スヘシ

第二條 取扱官廳ハ政府保管有價證券ヲ其ノ所在地日本銀行(本店、支店又ハ代理店ヲ謂フ以下同シ)ニ又其ノ地ニ日本銀行



行ナキトキハ最寄ノ日本銀行ニ之ヲ寄託スヘシ但シ數日内ニ拂渡ヲ爲ス必要アルモノ又ハ特殊ノ事由アルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第三條 取扱官廳ハ取扱主任官ノ職務及氏名ヲ日本銀行ニ通知スヘシ

前項ノ取扱主任官ハ照較ノ用ニ供スル爲其ノ印鑑ヲ日本銀行ニ提出スヘシ

第四條 本令中所管大臣ノ職務ハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、臺灣ニ在リテハ臺灣總督、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、關東州ニ在リテハ關東長官之ヲ行フ

第二章 保管有價證券ノ提出及寄託

第五條 保管有價證券ヲ提出スル者ハ第一號書式ノ政府保管有價證券提出書及其ノ印鑑ヲ添ヘ有價證券ヲ取扱官廳ニ提出スヘシ

取扱官廳前項ノ提出書ノ必要ナシト認メタル場合ニ於テハ之ヲ省略セシムルコトヲ得

第六條 取扱官廳ハ保管有價證券ヲ提出スル者ヲシテ豫メ有價證券ヲ日本銀行ニ於ケル取扱官廳ノ保管有價證券口座ニ振込マシムルコトヲ得

第七條 保管有價證券ヲ提出スル者前條ノ振込ヲ爲サムトスルトキハ第二號書式ノ政府保管有價證券振込書ヲ添ヘ有價證券ヲ日本銀行ニ提出シ政府保管有價證券振込濟通知書ノ交付ヲ受クヘシ

保管有價證券ヲ提出スル者前項ノ手續ヲ爲シタルトキハ其ノ

第十三條 取扱官廳前條ノ請求ヲ受ケタルトキハ政府保管有價證券受託證書又ハ政府保管有價證券振込濟通知書ニ拂渡ヲ要スル旨ヲ記入シ之ヲ請求者ニ交付スヘシ

取扱官廳前條ノ請求ニ依リ政府保管有價證券ノ一部ノ拂渡ヲ要スルトキハ政府保管有價證券受託證書又ハ政府保管有價證券振込濟通知書ニ一部拂渡ヲ要スル旨ヲ記入シ之ヲ日本銀行ニ送付シ請求者ニ對シテハ第六號書式ノ政府保管有價證券一部拂渡書ヲ交付スヘシ

前二項ノ規定ニ依リ受託證書、通知書又ハ拂渡書ノ交付ヲ受ケタル者ハ之ヲ日本銀行ニ提出シ有價證券ノ拂渡ヲ受クヘシ

第十四條 取扱官廳第十二條ノ請求ヲ受ケタルトキ第二條但書ノ規定ニ依リ有價證券ヲ保管スル場合ニ於テハ之ヲ請求者ニ拂渡スヘシ

第十五條 保管有價證券附屬利札ノ交付ヲ受クル權利ヲ有スル者其ノ支拂期到來シタルモノノ交付ヲ請求セムトスルトキハ第七號書式ノ政府保管有價證券利札請求書ヲ日本銀行ニ提出シ之カ交付ヲ受クヘシ

第二條但書ノ規定ニ依リ取扱官廳ニ於テ有價證券ヲ保管スル場合ニ於テハ前項ノ權利者ハ前項ノ請求書ヲ取扱官廳ニ提出スヘシ取扱官廳前項ノ請求ヲ受ケタルトキハ有價證券附屬ノ利札ヲ請求者ニ交付スヘシ

第十六條 取扱官廳日本銀行ヨリ日本銀行政府有價證券取扱規程第十二條ノ規定ニ依リ遺失物法ニ依ル政府保管有價證券元利金受入ノ通知ヲ受ケタルトキハ保管金トシテ之カ整理ヲ爲

交付ヲ受ケタル政府保管有價證券振込濟通知書及其ノ印鑑ヲ取扱官廳ニ提出スヘシ

第八條 取扱官廳第五條又ハ前條第二項ノ規定ニ依リ有價證券又ハ政府保管有價證券振込濟通知書ノ提出ヲ受ケタルトキハ第三號書式ノ政府保管有價證券受領證書ヲ提出者ニ交付スヘシ

第九條 取扱官廳第五條ノ規定ニ依リ提出ヲ受ケタル政府保管有價證券ヲ日本銀行ニ寄託セムトスルトキハ政府保管有價證券提出書ヲ添ヘ之ヲ日本銀行ニ送付シ政府保管有價證券受託證書ノ交付ヲ受クヘシ但シ第五條第二項ノ規定ニ依リ政府保管有價證券提出書ヲ省略セシメタルモノニ付テハ第四號書式ノ政府保管有價證券內譯書ヲ添付スルモノトス

第十條 取扱官廳ハ遺失物法ノ規定ニ依リ保管スル有價證券ヲ寄託セムトスルトキハ前條ノ手續ヲ爲スノ外其ノ旨ヲ日本銀行ニ通知スヘシ

第十一條 保管有價證券附屬利札ノ交付ヲ受クル權利ヲ有スル者ハ照較ノ用ニ供スル爲其ノ印鑑ヲ第五條ノ場合ニ於テハ取扱官廳ヲ經テ日本銀行ニ、第七條第一項ノ場合ニ於テハ政府保管有價證券振込書ニ添ヘ之ヲ日本銀行ニ提出スヘシ

第三章 保管有價證券ノ拂渡

第十二條 保管有價證券ノ拂渡ヲ受クル權利ヲ有スル者ハ第五號書式ノ政府保管有價證券拂渡請求書又ハ第八條ノ規定ニ依リ交付ヲ受ケタル政府保管有價證券受領證書ヲ取扱官廳ニ提出シ其ノ拂渡ヲ請求スヘシ

スヘシ

第四章 保管有價證券ノ保管替

第十七條 甲官廳ニ身元保證金トシテ有價證券ヲ提出シタル者乙官廳ニ保管替ヲ請求セムトスルトキハ第八號書式ノ政府保管有價證券保管替請求書ニ通テ甲官廳ニ提出スヘシ

第十八條 甲官廳前條ノ請求ヲ受ケタル場合ニ於テ該有價證券ニシテ第二條但書ノ規定ニ依リ保管スルモノナルトキハ其ノ請求ヲ拒絕シ、日本銀行ニ寄託セルモノニシテ保管替ノ理由アリト認メタルトキハ政府保管有價證券保管替請求書ノ一通ニ承認ノ旨ヲ記入シ之ヲ乙官廳ニ送付シ政府保管有價證券受託證書又ハ政府保管有價證券振込濟通知書ニ寄託替ヲ要スル旨ヲ記入シ之ヲ日本銀行ニ送付スヘシ

第十九條 乙官廳前條ノ請求書ノ送付及日本銀行ヨリ政府保管有價證券受託證書ノ送付ヲ受ケタルトキハ政府保管有價證券受領證書ヲ保管替請求者ニ交付スヘシ

第五章 政府ノ所得ニ歸シタル保管有價證券

第二十條 政府保管有價證券ニシテ法令ノ規定又ハ契約ニ依リ政府ノ所得ニ歸シタルモノアルトキハ取扱官廳ハ其ノ都度之ヲ所管大臣ノ指定スル主務官廳ニ報告スヘシ

主務官廳前項ノ報告ヲ受ケタルトキハ別ニ定ムル所ニ依リ該有價證券ヲ換價シ歳入ニ納付スルノ手續ヲ爲スヘシ但シ特殊ノ資金ニ組入ヲ要スルモノニ付テハ當該資金ニ組入ノ手續ヲ爲スモノトス

第六章 證明



第二十一條 取扱官廳日本銀行ヨリ政府保管有價證券月計突合表ノ送付ヲ受ケタルトキハ證憑書類ト對照シ證明ノ上五日內ニ之ヲ日本銀行ニ返付スヘシ但シ相違アル點ニ付テハ其ノ事由ヲ附記スルモノトス

第七章 雜則

第二十二條 取扱官廳政府保管有價證券受託證書又ハ政府保管有價證券振込濟通知書ヲ亡失又ハ毀損シタルトキハ證明請求書ヲ日本銀行ニ提出シ之カ證明ヲ請求スルコトヲ得第七條第一項ノ振込人政府保管有價證券振込濟通知書ヲ亡失又ハ毀損シタルトキ亦同シ

第二十三條 政府保管有價證券ノ拂渡ヲ受クル權利ヲ有スル者政府保管有價證券受託證書、政府保管有價證券振込濟通知書又ハ政府保管有價證券一部拂渡書ヲ亡失又ハ毀損シタルトキハ證明請求書ヲ取扱官廳ニ提出シ之カ證明ヲ請求スルコトヲ得

取扱官廳前項ノ請求ヲ受ケ其ノ理由アリト認メタルトキハ之カ證明ヲ爲シ其ノ旨ヲ日本銀行ニ通知スヘシ  
第二十四條 取扱官廳政府保管有價證券月計突合表ニ證明ヲ爲シタル後其ノ證明ニ付誤謬アルコトヲ發見シタルトキハ其ノ事由ヲ記載シテ證明ヲ爲シ之ヲ日本銀行ニ送付スヘシ

附則

第二十五條 本令ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス  
第二十六條 本令施行前保管物取扱規程ニ依リ金庫ニ寄託シタル保管有價證券ハ當該金庫ノ政府有價證券取扱ノ事務ヲ引繼

府保管ノ有價證券トニ區分シ政府保管ノ有價證券ハ更ニ之ヲ保管有價證券、供託有價證券及預金購入有價證券ノ區分ニ依リ之カ受拂保管ヲ爲スヘシ

第二章 政府所有ノ有價證券

第六條 日本銀行各官廳ヨリ政府所有有價證券取扱規程第三條ノ規定ニ依リ政府所有有價證券寄託書ヲ添ヘ有價證券ノ送付ヲ受ケタルトキハ第一號書式ノ政府所有有價證券受託證書ヲ當該官廳ニ交付スヘシ

第七條 日本銀行政府所有有價證券利子又ハ償還金ノ受入ヲ要スルモノアルトキハ當該官廳ニ其ノ旨ヲ通知スヘシ

第八條 日本銀行各官廳ヨリ政府所有有價證券取扱規程第四條ノ規定ニ依リ政府所有有價證券拂渡請求書ヲ受ケタルトキハ有價證券ヲ拂渡スヘシ

第九條 日本銀行各官廳ヨリ政府所有有價證券取扱規程第五條ノ規定ニ依リ政府所有有價證券利札請求書ノ提出ヲ受ケタルトキハ有價證券附屬ノ利札ヲ交付スヘシ

第三章 政府保管有價證券

第一節 保管有價證券

第十條 日本銀行ニ於テ政府保管有價證券取扱規程第七條ノ規定ニ依リ政府保管有價證券振込書ヲ添ヘ有價證券ノ提出ヲ受ケタルトキハ之ヲ當該取扱官廳ノ保管有價證券口座ニ受入レ  
第二號書式ノ政府保管有價證券振込濟通知書ヲ交付スヘシ  
第十一條 日本銀行ニ於テ政府保管有價證券取扱規程第九條ノ規定ニ依リ取扱官廳ヨリ政府保管有價證券提出書又ハ政府保

キタル日本銀行ニ寄託シタルモノト看做ス  
前項ノ保管有價證券ハ從前ノ規定ニ依リ之カ受拂保管ヲ爲スヘシ

(書式略ス)

日本銀行政府有價證券取扱規程

●大藏省令第十一號 大正十一年二月一日

第一章 總則

第一條 日本銀行(本店、支店又ハ代理店ヲ謂フ以下同シ)ハ別段ノ定アル場合ヲ除ク外本令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ所有又ハ保管ニ係ル有價證券ノ受拂保管ヲ爲スヘシ

前項ノ代理店ハ日本銀行大藏大臣ノ認可ヲ經テ之ヲ定ムヘシ  
第二條 日本銀行ハ地方ニ統轄店ヲ設ケ其ノ所屬店ニ於ケル政府ノ有價證券受拂ノ事務ヲ統轄スヘシ

前項ノ統轄店及其ノ所屬店ハ日本銀行大藏大臣ノ認可ヲ經テ之ヲ定ムヘシ

第三條 日本銀行ハ政府ノ有價證券ト其ノ他ノ有價證券トヲ混同シテ保管スルコトヲ得ス

第四條 日本銀行ハ政府ノ有價證券ヲ該證券ノ受拂ヲ爲スヘキ日本銀行當該店ニ於テ保管スヘシ但シ大藏大臣ノ特ニ指定シタルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第五條 日本銀行ハ政府ノ有價證券ヲ政府所有ノ有價證券ト政

管有價證券內譯書ヲ添ヘ有價證券ノ送付ヲ受ケタルトキハ第三號書式ノ政府保管有價證券受託證書ヲ取扱官廳ニ交付スヘシ

第十二條 日本銀行ニ於テ政府保管有價證券取扱規程第十條ノ規定ニ依リ取扱官廳ヨリ遺失物法ノ規定ニ依リ保管スルモノナル旨ノ通知ヲ受ケタル有價證券ニシテ時効ニ依リ其ノ權利消滅セムトスルモノニ付テハ元利金受入ノ手續ヲ爲シ其ノ旨ヲ當該取扱官廳ニ通知スヘシ

第十三條 日本銀行ニ於テ政府保管有價證券取扱規程第十三條第三項ノ規定ニ依リ政府保管有價證券受託證書、政府保管有價證券振込濟通知書又ハ政府保管有價證券一部拂渡書ノ提出ヲ受ケタルトキハ有價證券ヲ提出者ニ拂渡スヘシ

第十四條 日本銀行前條ノ場合ニ於テ保管有價證券ノ一部拂渡ヲ爲シタルトキハ政府保管有價證券取扱規程第十三條第二項ノ規定ニ依リ送付ヲ受ケタル政府保管有價證券受託證書又ハ政府保管有價證券振込濟通知書ニ一部拂渡ヲ爲シタル旨ヲ記入シ之ヲ取扱官廳ニ返付スヘシ

第十五條 日本銀行ニ於テ政府保管有價證券取扱規程第十五條第一項ノ規定ニ依リ政府保管有價證券利札請求書ノ提出ヲ受ケタルトキハ有價證券附屬ノ利札ヲ提出者ニ交付スヘシ

第十六條 日本銀行ニ於テ政府保管有價證券取扱規程第十八條ノ規定ニ依リ寄託替ノ請求ヲ受ケタル場合ニ於テ自店カ乙官廳ノ保管有價證券ノ受託店ナルトキハ寄託替ノ手續ヲ爲シ政府保管有價證券受託證書ヲ乙官廳ニ送付シ、他店カ乙官廳ノ



保管有價證券ノ受託店ナルトキハ乙官廳ノ受託店ニ對シ其ノ旨ヲ通知スヘシ  
前項ノ通知ヲ受ケタル日本銀行ハ乙官廳ノ保管有價證券口座ニ受入ノ手續ヲ爲シ政府保管有價證券受託證書ヲ乙官廳ニ送付スヘシ

第二節 供託有價證券

第十七條 日本銀行ニ於テ供託有價證券取扱規程第二條ノ規定ニ依リ供託有價證券寄託書及供託書ヲ添ヘ有價證券ノ提出ヲ受ケタルトキハ供託書ニ受領ノ旨ヲ記入シ之ヲ提出者ニ返付シ第四號書式ノ供託有價證券寄託證書ヲ供託局ニ送付スヘシ  
第十八條 日本銀行ニ於テ供託有價證券取扱規程第三條ノ規定ニ依リ供託有價證券拂渡請求書又ハ供託局ノ證明ヲ爲シタル請求書ノ提出ヲ受ケタルトキハ有價證券ヲ提出者ニ拂渡スヘシ

前項ノ場合ニ於テ代供託請求書ノ添附アルトキハ該供託有價證券ノ償還金ノ受領ニ必要ナル手續ヲ爲シ之ヲ供託金トシテ取扱ヒ代供託請求書ニ受領ノ旨ヲ記入シ之ヲ提出者ニ返付スヘシ

第十九條 日本銀行ニ於テ供託有價證券取扱規程第四條ノ規定ニ依リ供託有價證券利札請求書又ハ供託局ノ證明ヲ爲シタル請求書ノ提出ヲ受ケタルトキハ有價證券附屬ノ利札ヲ提出者ニ交付スヘシ

第二十條 日本銀行ニ於テ供託有價證券取扱規程第五條ノ規定ニ依リ供託有價證券利息(配當金)請求書及附屬供託請求書依リ預ケ人ヨリ預金購入有價證券拂戻請求書ヲ受ケタルトキハ該請求書ニ押捺セル印章ヲ照査シ之ヲ本店ニ送付スヘシ  
日本銀行本店前項ノ請求書ヲ受ケタルトキハ有價證券ヲ當該店ニ送付スヘシ

前項有價證券ノ送付ヲ受ケタル日本銀行ハ預金購入有價證券受領證書ト引換ニ之ヲ預ケ人ニ交付スヘシ

第二十六條 日本銀行本店預金購入有價證券ノ元利金ノ償還ヲ受ケヘキモノアルトキハ之カ受領ニ必要ナル手續ヲ爲シ第六號書式ノ預金購入有價證券利子受入通知書又ハ預金購入有價證券償還金受入通知書ヲ預ケ人ニ送付スヘシ

第二十七條 日本銀行預金部預金取扱規程第三十條ノ規定ニ依リ預ケ人ヨリ有價證券保管帳交付ノ請求ヲ受ケタルトキハ第七號書式ノ預金購入有價證券保管帳ヲ預ケ人ニ交付スヘシ

第四章 帳簿

第二十八條 日本銀行ハ會計規則第六十條第六號ノ帳簿トシテ左ノ帳簿ヲ備フヘシ

- 一 政府有價證券總括帳
  - 二 政府有價證券受拂內譯帳
  - 三 政府有價證券受拂總括帳
  - 四 政府有價證券受拂報告額整理帳
  - 五 政府所有有價證券內譯帳
  - 六 政府保管有價證券內譯帳
- 前項ノ帳簿中第一號及第二號ノ帳簿ハ之ヲ日本銀行本店ニ、第四號ノ帳簿ハ之ヲ統轄店ニ、第三號、第五號及第六號ノ帳

ノ提出ヲ受ケタルトキハ有價證券ノ利息(配當金)ノ受領ニ必要ナル手續ヲ爲シ之ヲ供託金トシテ取扱ヒ附屬供託請求書ニ受領ノ旨ヲ記入シ之ヲ提出者ニ返付スヘシ

第三節 預金購入有價證券

第二十一條 日本銀行預金部預金取扱規程第十八條第一項ノ規定ニ依リ預ケ人ヨリ有價證券購入請求書ヲ受ケタルトキハ該請求書ニ預金現在額ノ證明ヲ爲シ本店ヲ經由シテ之ヲ大藏省預金部ニ送付スヘシ

第二十二條 日本銀行本店預金部預金取扱規程第十九條又ハ第二十條ノ規定ニ依リ大藏省預金部ヨリ有價證券購入ノ通達ヲ受ケタルトキハ之ヲ購入シ其ノ額面金額及購入代價ヲ大藏省預金部ニ通知スヘシ

第二十三條 日本銀行本店預金部預金取扱規程第二十一條ノ規定ニ依リ大藏省預金部ヨリ有價證券購入濟通知書ヲ受ケタルトキハ第五號書式ノ預金購入有價證券保管通知書ヲ添ヘ之ヲ預ケ人ヨリ有價證券購入ノ請求ヲ受ケタル日本銀行當該店ニ送付スヘシ

前項ノ書類ヲ受ケタル日本銀行ハ日本銀行國庫金取扱規程第五十六條ノ手續ヲ爲シ有價證券購入濟通知書ヲ預ケ人ニ送付スヘシ

第二十四條 日本銀行預金部預金取扱規程第二十二條ノ規定ニ依リ預ケ人ヨリ預金購入有價證券保管通知書交付ノ請求ヲ受ケタルトキハ有價證券購入濟通知書ト引換ニ之ヲ交付スヘシ  
第二十五條 日本銀行預金部預金取扱規程第二十三條ノ規定ニ

簿ハ之ヲ日本銀行各店ニ備フヘシ

第二十九條 政府有價證券總括帳及政府有價證券受拂總括帳ニハ大藏大臣ノ定ムル計算科目毎ニ口座ヲ設ケ枚數及券面額ノ受拂額ヲ記入スヘシ

第三十條 政府有價證券受拂內譯帳ニハ政府有價證券總括帳ノ計算科目毎ニ各統轄店ヲ區分シタル口座ヲ設ケ枚數及券面額ノ受拂額ヲ記入スヘシ

第三十一條 政府有價證券受拂報告額整理帳ニハ政府有價證券受拂總括帳ノ計算科目毎ニ所屬代理店ヲ區分シタル口座ヲ設ケ枚數及券面額ノ受拂額ヲ記入スヘシ

第三十二條 政府所有有價證券內譯帳ニハ公債證書、株券、證券毎ニ預金部其ノ他各會計、各廳、各主任官別ノ口座ヲ設ケ枚數及券面額ノ受拂額ヲ記入スヘシ

第三十三條 政府保管有價證券內譯帳ニハ公債證書、株券、證券毎ニ保管有價證券、供託有價證券及預金購入有價證券ニ區分シ取扱官廳又ハ供託局ニ係ルモノハ各廳、各主任官別ノ口座、預金部預金購入ニ係ルモノハ預ケ人別ノ口座ヲ設ケ枚數及券面額ノ受拂額ヲ記入スヘシ

第三十四條 第二十八條ノ帳簿ハ之ヲ備フル日本銀行ニ於テ左記各號ニ依リ受拂額ヲ記入スヘシ

- 一 第一號及第二號ノ帳簿ハ各統轄店毎月十日、二十日及末日ノ報告額
- 二 第三號ノ帳簿ハ代理店ニ於テハ其ノ受拂額、統轄店ニ於テハ其ノ受拂額及所屬代理店毎日ノ報告額



三 第四號ノ帳簿ハ所屬代理店毎日ノ報告額  
 四 第五號及第六號ノ帳簿ハ各店ニ於ケル受拂額  
 第三十五條 本章ニ規定スル帳簿ノ様式及記入ノ方法ハ日本銀行大藏大臣ノ認可ヲ經テ之ヲ定ムヘシ

第五章 計算報告

第三十六條 日本銀行ハ政府有價證券ノ受拂ニ關シ左ノ計算報告表ヲ調製スヘシ  
 一 政府有價證券受拂報告表 第八號書式  
 二 政府所有有價證券月計突合表 第九號書式  
 三 保管有價證券月計突合表 第十號書式  
 四 供託有價證券月計突合表 第十一號書式  
 五 預金購入有價證券受拂計算表 書式ハ別ニ之ヲ定ム  
 六 某月政府有價證券受拂計算書

第三十七條 政府有價證券受拂報告表ハ日本銀行本店ニ於テ統轄店ノ報告額ニ依リ毎日之ヲ調製シ大藏省ニ提出スヘシ

第三十八條 政府所有有價證券月計突合表ハ日本銀行各店ニ於テ其ノ取扱ヒタル政府所有有價證券ノ受拂額ヲ掲ケ毎月之ヲ調製シ證憑書類ヲ添ヘ翌月五日迄ニ取扱主任官ニ送付シ其ノ證明ヲ受ケ添附シタル證憑書類ト共ニ之カ返付ヲ受クヘシ  
 第三十九條 保管有價證券月計突合表又ハ供託有價證券月計突合表ハ日本銀行各店ニ於テ其ノ取扱ヒタル受拂額ヲ掲ケ毎月之ヲ調製シ證憑書類ヲ添ヘ翌月五日迄ニ取扱主任官ニ送付シ其ノ證明ヲ受ケ添附シタル證憑書類ト共ニ之カ返付ヲ受クヘシ

付スヘシ

日本銀行ニ於テ第十條ノ規定ニ依リ政府保管有價證券振込濟通知書ノ交付ヲ受ケタル者ヨリ其ノ亡失又ハ毀損ニ關スル證明請求書ヲ受ケタルトキハ前項ニ準シ之カ手續ヲ爲シ其ノ旨ヲ取扱官廳ニ通知スヘシ

日本銀行前二項ノ手續ヲ爲シタルトキハ其ノ事由ヲ帳簿又ハ證憑書類ニ記入シ置クヘシ

第四十五條 日本銀行ハ其ノ取扱ヒタル政府所有有價證券、保管有價證券、供託有價證券又ハ預金購入有價證券ノ受拂ニ關スル證憑書類ヲ受拂ニ區分シ、公債證書、株券、證券毎ニ更ニ政府所有ノモノト政府保管ノモノトニ區分シ、政府所有ノモノハ之ヲ各官廳別ニ、政府保管ノモノハ之ヲ保管、供託、預金購入ノ三種ニ分テ保管、供託ノ分ハ之ヲ各官廳別ニ一月分ヲ取纏メ合計書ヲ調製シ共ニ保存スヘシ但シ代理店ニ於テ調製シタルモノハ其ノ證憑書類ト共ニ所轄統轄店ニ於テ保存スルモノトス

附則

本令ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス  
 (書式略ス)

供託法

●法律第十五號 明治三十二年二月八日

改正 大正一〇年第六九號

第四輯 現金、擔保、預金、保管及供託

第四十條 預金購入有價證券受拂計算表ハ日本銀行本店ニ於テ其ノ取扱ヒタル受拂額ヲ掲ケ毎月之ヲ調製シ證憑書類ヲ添ヘ翌月五日迄ニ大藏大臣ノ指定スル官吏ニ送付シ其ノ證明ヲ受ケ添附シタル證憑書類ト共ニ之カ返付ヲ受クヘシ  
 第四十一條 某月有價證券受拂計算書ハ各統轄店ニ於テ其ノ取扱ヒタル受拂額及所屬代理店ノ取扱ヒタル受拂額ヲ掲ケ毎月之ヲ調製シ日本銀行本店ヲ經由シテ翌月中ニ大藏省ニ提出スヘシ

第六章 受拂證明

第四十二條 日本銀行ハ會計検査院ノ検査ヲ受ケタル爲メ會計検査院ノ定ムル政府有價證券受拂計算書ヲ調製シ大藏大臣ノ定ムル期限内ニ之ヲ大藏省ニ送付スヘシ

第七章 雜則

第四十三條 日本銀行ニ於テ政府所有有價證券取扱規程第七條又ハ供託有價證券取扱規程第六條ノ規定ニ依リ政府所有有價證券寄託書又ハ供託有價證券寄託書ノ誤謬訂正ノ請求ヲ受ケタルトキハ之カ訂正ノ手續ヲ爲スヘシ

第四十四條 日本銀行ニ於テ政府所有有價證券取扱規程第八條、政府保管有價證券取扱規程第二十二條又ハ供託有價證券取扱規程第六條ノ規定ニ依リ政府所有有價證券受託證書、政府保管有價證券受託證書、供託有價證券受託證書又ハ政府保管有價證券振込濟通知書ノ亡失又ハ毀損ニ關スル證明請求書ヲ受ケタルトキハ之カ調査ヲ爲シ其ノ餘白ニ證明ノ上之ヲ返

第一條 法令ノ規定ニ依リテ供託スル金錢及ヒ有價證券ハ供託局ニ於テ之ヲ保管ス

第一條ノ二 前條ノ規定ニ依ル供託ニ關スル事務ノ監督ニ付テハ司法行政ノ監督ニ關スル規定ヲ準用ス

第一條ノ三 利害關係人ハ供託官吏ノ處分ニ對シ供託局ノ所在地ヲ管轄スル地方裁判所ニ控告ヲ爲スコトヲ得

第一條ノ四 控告ヲ受ケタル裁判所ハ控告ニ關スル書類ヲ供託官吏ニ送付シテ其意見ヲ求ムルコトヲ要ス

第一條ノ五 供託官吏ハ控告ヲ理由アリト認ムルトキハ處分ヲ變更シテ其旨ヲ裁判所及ヒ被告人ニ通知スルコトヲ要ス

控告ヲ理由ナシト認ムルトキハ意見ヲ附シ書類ノ送付ヲ受ケタル日ヨリ五日内ニ之ヲ裁判所ニ返還スルコトヲ要ス

第一條ノ六 裁判所ハ控告ヲ理由ナシトスルトキハ之ヲ却下シ理由アリトスルトキハ供託官吏ニ相當ノ處分ヲ命スルコトヲ要ス

控告ヲ却下シ又ハ處分ヲ命スル裁判ハ理由ヲ附シタル決定ヲ以テ之ヲ爲シ供託官吏及ヒ被告人ニ送達スルコトヲ要ス

第一條ノ七 前條ノ規定ニ依リ控告ヲ却下スル決定ニ對シテハ法律違背ヲ理由トスルトキニ限り非訟事件手續法ノ規定ニ從ヒテ控告ヲ爲スコトヲ得

前項ノ控告ニ付爲シタル裁判ニ對シテハ不服ヲ申立ツルコトヲ得ス

第二條 供託局ニ供託ヲ爲サント欲スル者ハ司法大臣カ定メタル書式ニ依リテ供託書ヲ作り供託物ニ添ヘテ之ヲ差出スコト



ヲ要ス

第三條 供託金ニハ命令ノ定ムル所ニ依リ利息ヲ付スルコトヲ要ス

第四條 供託局ハ供託物ヲ受取ルヘキ者ノ請求ニ因リ供託ノ目的タル有價證券ノ償還金、利息又ハ配當金ヲ受取リ供託物ニ代ヘ又ハ其從トシテ之ヲ保管ス但保證金ニ代ヘテ有價證券ヲ供託シタル場合ニ於テハ供託者ハ其利息又ハ配當金ノ拂渡ヲ請求スルコトヲ得

第五條 司法大臣ハ法令ノ規定ニ依リテ供託スル金錢又ハ有價證券ニ非サル物品ヲ保管スヘキ倉庫營業者又ハ銀行ヲ指定スルコトヲ得

倉庫營業者又ハ銀行ハ其營業ノ部類ニ屬スル物ニシテ其保管シ得ヘキ數量ニ限リ之ヲ保管スル義務ヲ負フ

第六條 倉庫營業者又ハ銀行ニ供託ヲ爲サント欲スル者ハ司法大臣カ定メタル書式ニ依リテ供託書ヲ作り供託物ニ添ヘテ之ヲ交付スルコトヲ要ス

第七條 倉庫營業者又ハ銀行ハ第五條第一項ノ規定ニ依ル供託物ヲ受取ルヘキ者ニ對シ一般ノ同種ノ物ニ付テ請求スル保管料ヲ請求スルコトヲ得

第八條 供託物ノ還付ヲ請求スル者ハ司法大臣ノ定ムル所ニ依リ其權利ヲ證明スルコトヲ要ス

供託者ハ民法第四百九十六條ノ規定ニ依レルコト、供託カ錯誤ニ出テシコト又ハ其原因カ消滅シタルコトヲ證明スルニ非サレハ供託物ヲ取戻スコトヲ得ス

得

供託物取扱規則

●司法省令第二號 大正十一年三月一日

第一條 金錢及有價證券ノ供託ニ關スル手續ハ本令ニ依ル

第二條 供託ヲ爲サムトスル者ハ第一號書式ノ供託書ニ通フ供託局ニ提出スヘシ但シ辨濟供託ニ付テハ第二號書式ノ供託通知書ヲ添附スヘシ

供託書ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

一 供託者ノ氏名住所、官吏公吏其ノ職務上爲ス供託ニ付テハ其ノ官公職氏名及所屬官公署ノ名稱、代理人ニ依ル場合ニ於テハ其ノ代理人ノ氏名住所

二 供託金額、有價證券ニ付テハ其ノ種類記號番號枚數券面額及拂込額

三 供託ノ原因タル事實及法令ノ條項

四 供託物ヲ受取ルヘキ者ノ指定ヲ要スル場合ハ其ノ者ノ表示若シテ之ヲ確知スルコト能ハサルトキハ其ノ事由

五 反對給付ヲ受クルコトヲ要スル場合ハ其ノ反對給付ノ目的物ノ表示其ノ他供託物ヲ受取ルニ付テノ條件

第三條 供託官吏供託ヲ受理スヘキモノト認ムルトキハ大藏大臣ノ定ムル預金部預金ノ取扱ニ關スル規定又ハ供託有價證券ノ取扱ニ關スル規定ニ從ヒ拂込書ヲ作成シ且供託書ニ供託受理ノ記載ヲ爲シテ之ニ捺印シ拂込書及供託書ノ一通ヲ供託者

第九條 供託者カ供託物ヲ受取ル權利ヲ有セサル者ヲ指定シタルトキハ其供託ハ無効トス

第十條 供託物ヲ受取ルヘキ者カ反對給付ヲ爲スヘキ場合ニ於テハ供託者ノ書面又ハ裁判、公正證書其他ノ公正ノ書面ニ依リ其給付アリタルコトヲ證明スルニ非サレハ供託物ヲ受取ルコトヲ得ス

附則

第十一條 本法ハ明治三十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第十二條 本法施行前ニ供託シタル金錢ニハ其施行ノ月ヨリ拂渡請求ノ前月マテ第三條ノ利息ヲ付スルコトヲ要ス

第十三條 第四條、第八條及ヒ第十條ノ規定ハ本法施行前ニ供託シタル物ニモ亦之ヲ適用ス

第十四條 明治二十三年勅令第四百十五號供託規則ハ本法施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

附則 (大正十年四月十二日法律第六十九號)

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(大正十一年三月一日勅令第二十八號ヲ以テ同年四月一日ヨリ施行)

本法施行前爲シタル供託ニ關シ必要ナル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(同前勅令ニ依リ本法施行前爲シタル金錢又ハ有價證券ノ供託ニ付テハ供託物ノ還付又ハ下戻、代供託、附屬供託及利札又ハ利息ノ交付ニ關スル事務ハ大正十一年四月一日ヨリ同年十二月二十八日ニ至ル迄ノ間日本銀行ヲシテ之ヲ取扱ハシム)

供託局所在地外ニ於テハ司法大臣ハ當分ノ内其ノ適當ト認ムル銀行ヲシテ第一條ノ規定ニ依ル供託事務ヲ取扱ハシムルコトヲ

ニ交付シ供託物ヲ日本銀行ニ納入セシムヘシ

供託官吏日本銀行ヨリ大藏大臣ノ定ムル預金部預金取扱ニ關スル規定又ハ日本銀行ノ供託有價證券ノ取扱ニ關スル規定ニ依ル供託物受領ノ證書ヲ送付ヲ受ケタルトキハ前條第一項ノ供託通知書ヲ債權者ニ發送スヘシ

第四條 供託ノ目的タル有價證券ノ償還金、利息又ハ配當金ノ代供託又ハ附屬供託ヲ請求セムトスル者ハ第三號書式ノ代供託請求書又ハ附屬供託請求書ニ通フ供託局ニ提出スヘシ

供託官吏前項ノ請求ヲ理由アリト認ムルトキハ前條第一項ノ拂込書及大藏大臣ノ定ムル供託有價證券ノ取扱ニ關スル規定ニ依ル拂渡請求書ヲ作成シ且代供託請求書又ハ附屬供託請求書ニ請求受理ノ旨ヲ記載シテ之ニ捺印シ拂込書、拂渡請求書及代供託請求書又ハ附屬供託請求書ノ一通ヲ請求者ニ交付シ之ヲ日本銀行ニ提出セシムヘシ

第五條 供託物ノ還付ヲ受ケムトスル者ハ第四號書式ノ供託物還付請求書(供託物カ有價證券ナルトキハ請求書ニ通フ)ニ左ニ掲クル書類ヲ添附シテ之ヲ供託局ニ提出スヘシ

一 供託物受入ノ記載アル供託書

二 辨濟供託ニ在リテハ供託通知書

三 法令ニ依リテ定マリタル者ハ其ノ受取ルヘキ事由ヲ證スルニ足ル書類

四 裁判ニ依リテ定マリタルトキハ執行力アル裁判ノ正本又ハ裁判所ノ命令書

五 反對給付ヲ爲スヘキ[圖]キハ供託法第十條ノ規定ニ依ル證



明書類

第六條 供託物ノ取戻ヲ爲サムトスル者ハ第五號書式ノ供託物取戻請求書(供託物カ有價證券ナルトキハ請求書一通)ニ左ニ掲クル書類ヲ添附シテ之ヲ供託局ニ提出スヘシ

一 供託物受入ノ記載アル供託書

二 債權者カ供託ヲ受諾セサル場合ニ於テハ其ノ旨ヲ記載シタル債權者ノ書面及供託ヲ有効ト宣告シタル確定判決ナキコトヲ證スル書面

三 民法第四百九十六條第二項ノ場合ニ該當セサルコトヲ證スル書面

四 供託ノ原因消滅シ又ハ供託カ錯誤ニ出テタル場合ニ於テハ其ノ事實ヲ證スルニ足ル裁判ノ正本其ノ他ノ書面

第七條 供託者供託ヲ爲シタル供託局ノ預金取扱店タル日本銀行所在地外ノ日本銀行ニ於テ供託金ノ還付又ハ取戻ヲ爲サムトスルトキハ第五條又ハ前條ノ請求書ニ其ノ旨ヲ附記スヘシ

第八條 供託官吏供託金ノ還付又ハ取戻ノ理由アリト認ムルトキハ請求書ニ其ノ旨ヲ記載シ記名式持參人拂ノ小切手ヲ振出シテ供託書ト引換ニ請求者ニ交付スヘシ但シ内渡ノ場合ニ於テハ供託書ニ其ノ額ヲ記載シテ之ヲ請求者ニ返還スヘシ

供託金ノ還付又ハ取戻ニ付前條ノ請求アリタルトキハ供託官吏ハ大藏大臣ノ定ムル預金部預金ノ他店拂ニ關スル規定ニ依ル手續ヲ爲シ第六號書式ノ供託金支拂通知書ヲ請求者ニ交付シ指定ノ日本銀行ヨリ供託金ノ還付又ハ下戻ヲ受ケシムヘシ

ヨリ利札ヲ受取ラシムヘシ

第十三條 供託金ノ利息ハ元金ト同時ニ拂渡スヘキモノトス但シ元金ノ受取人ト利息ノ受取人トヲ異ニスルトキハ元金拂渡ノ後利息ヲ拂渡スヘシ

保證トシテ金錢ヲ供託シタル場合ニ於テ供託カ一年以上繼續スルトキハ其ノ利息ハ毎年六月ニ於テ前月迄ニ生シタル金額ヲ計算シ供託者又ハ之ヲ受取ルヘキ者ニ拂渡スヘシ

第十四條 前條第一項ノ利息ノ拂渡ヲ受ケムトスル者ハ第十號書式ノ供託金利息請求書一通、同條第二項ノ利息ノ拂渡ヲ受ケムトスル者ハ第十一號書式ノ供託金利息請求書二通ヲ供託局ニ提出スヘシ

供託官吏前項ノ請求ヲ理由アリト認ムルトキハ前項ノ請求書ニ其ノ旨ヲ記載シ之ニ捺印シテ其ノ一通ヲ請求者ニ交付シ日本銀行ヨリ利息ヲ受取ラシムヘシ

附則

本令ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス  
明治三十二年大藏省令第六號供託物取扱規程ハ之ヲ廢止ス  
(書式略ス)

供託有價證券取扱規程

●大藏省令第九號 大正十一年二月一日  
第一條 供託局ノ保管ニ係ル供託有價證券ハ之ヲ日本銀行ニ寄

第九條 供託官吏供託有價證券ノ還付又ハ取戻ノ理由アリト認ムルトキハ供託物還付請求書又ハ供託物取戻請求書ノ一通ニ其ノ旨ヲ記載シ之ニ捺印シテ請求者ニ交付シ日本銀行ヨリ有價證券ノ還付又ハ下戻ヲ受ケシムヘシ

第十條 請求者カ第五條及第六條ノ規定ニ依ル書類ヲ提出スルコト能ハサルトキハ供託官吏ハ利害關係人ニ對シ供託物ノ還付又ハ下戻ニ異議アラハ一定ノ期間内ニ之ヲ述フヘキ旨ヲ公告スルコトヲ要ス

供託官吏ハ前項ノ期間經過後ニ非サレハ供託物ノ還付又ハ下戻ノ手續ヲ爲スコトヲ得ス  
前二項ノ規定ハ請求者カ利害關係人ノ承諾書ヲ提出シタルトキハ之ヲ適用セズ

第十一條 配當其ノ他供託物ノ分割拂渡ヲ爲スヘキ場合ニ於テ供託者ハ第七號書式ノ支拂委託書ニ供託物受入ノ記載アル供託書ヲ添附シテ之ヲ供託局ニ送付シ分割拂渡ヲ受クヘキ者ニ第八號書式ノ證明書ヲ交付スヘシ

分割拂渡ヲ受クヘキ者カ前項ノ證明書ヲ提出シテ供託物拂渡ノ請求ヲ爲シタルトキハ供託官吏ハ第八條及第九條ノ規定ニ準シ其ノ手續ヲ爲スヘシ

第十二條 保證金ニ代ヘテ有價證券ヲ供託シタル者利札ヲ受取ラムトスルトキハ第九號書式ノ供託有價證券利札請求書二通ヲ供託局ニ提出スヘシ

供託官吏前項ノ請求ヲ理由アリト認ムルトキハ請求書ニ其ノ旨ヲ記載シ之ニ捺印シテ其ノ一通ヲ請求者ニ交付シ日本銀行ヨリ利札ヲ受取ラシムヘシ

託スヘシ

第二條 供託局前條ノ寄託ヲ爲サムトスルトキハ供託有價證券寄託書(書式ハ政府所有有價證券取扱規程第一號書式政府所有有價證券寄託書ニ準ス)及供託書ヲ添ヘ有價證券ヲ日本銀行ニ提出シ供託有價證券受託證書ノ交付ヲ受クヘシ

第三條 供託局日本銀行ニ寄託セル有價證券ノ拂渡ヲ請求セムトスルトキハ供託有價證券拂渡請求書(書式ハ政府所有有價證券取扱規程第二號書式政府所有有價證券拂渡請求書ニ準ス)ヲ日本銀行ニ提出シ之カ交付ヲ受クヘシ但シ供託有價證券ノ還付又ハ取戻ヲ受クル權利ヲ有スル者ノ提出シタル請求書ニ證明ヲ爲シタルモノヲ以テ供託有價證券拂渡請求書ニ代フルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ供託局代供託ヲ認可シタルトキハ代供託請求書ヲ前項ノ拂渡請求書ニ添附スヘシ

第四條 供託局供託有價證券附屬利札ノ交付ヲ請求セムトスルトキハ供託有價證券利札請求書(書式ハ政府所有有價證券取扱規程第三號書式政府所有有價證券利札請求書ニ準ス)ヲ日本銀行ニ提出シ之カ交付ヲ受クヘシ但シ附屬利札ヲ受クル權利ヲ有スル者ノ提出シタル請求書ニ證明ヲ爲シタルモノヲ以テ供託有價證券利札請求書ニ代フルコトヲ得

第五條 供託局供託有價證券ノ利息又ハ配當金ニ付附屬供託ヲ認可シタルトキハ供託有價證券利息(配當金)請求書(書式ハ政府所有有價證券取扱規程第三號書式政府所有有價證券利札請求書ニ準ス)及附屬供託請求書ヲ日本銀行ニ提出スヘシ



第六條 政府所有有價證券取扱規程第二條及第六條乃至第十條ノ規定ハ供託有價證券ノ取扱手續ニ付之ヲ準用ス

附則

本令ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第五輯 物品及國有財產



# 第五輯 物品及國有財產

## 物品會計規則

●勅令第八十四號 明治二十二年六月十二日

改正 明治二十四年第七七號、三三年第三一八號、大正一一年第四八號

- 第一條 此ノ規則ニ於テ物品ト稱スルハ政府ニ屬スル器具器械  
備品消耗品動物其ノ他一切ノ動産ヲ云フ但シ陸海軍ノ兵備ニ  
關ルモノハ各其ノ規則ニ依ル
- 政府ノ保管ニ屬スル物品ニシテ各省大臣ニ於テ特ニ指定スル  
モノハ本規則ヲ準用ス此ノ場合ニ於テハ各省大臣ヨリ會計檢  
査院ヘ通知スヘシ
- 第二條 物品ノ會計ハ總テ年度ヲ以テ區分シ毎年四月一日ヨリ  
翌年三月三十一日ニ至ル十二箇月ヲ以テ一年度トス
- 第三條 物品ノ會計ハ現ニ其ノ出納ヲ執行シタル日ヲ以テ年度  
ノ所屬ヲ區分スヘシ
- 第四條 物品ヲ保管シ之カ出納ヲ掌ル者ヲ物品會計官吏トス
- 第五條 總テ物品ハ責任アル官吏ノ保管ニ付スヘシ
- 第六條 物品會計官吏ハ各省大臣ノ定メタル規程ニ據リタル命  
令アルニアラサレハ物品ヲ出納スルコトヲ得ス

第七條 物品會計官吏ハ其ノ故意怠惰ニ由リ保管ノ物品ヲ亡失  
毀損シタルトキハ辨償ノ責ニ任スヘシ

第八條 各省大臣ノ定メタル規程ニ據リ各官吏以下ノ使用ニ供  
シタル物品ノ亡失毀損ニ就テハ物品會計官吏ハ合規ノ監督ヲ  
怠リタル場合ノ外ハ其ノ責任ヲ免ルコトヲ得

第九條 物品會計官吏ハ各省大臣ノ命シタル代理官ノ所爲ニ就  
テハ其ノ責任ヲ免ルコトヲ得

物品會計官吏ノ代理官ハ其ノ代理セル所爲ニ就テハ物品會計  
官吏タルノ責任ヲ免ルコトヲ得ス

第十條 物品會計官吏ハ物品ノ出納帳簿ヲ備ヘ其ノ出納ノ事實  
ヲ登記スヘシ

物品ノ消耗賣拂亡失毀損生産ノ爲メノ消費及其ノ他物品會計  
官吏ノ保管ヲ離ル、ヲ出トシ買入生産及其ノ他其ノ保管ニ屬  
スルヲ納トス

第十條ノ二 各省大臣ハ檢査ノ官吏ヲ命シ四年以内ヲ以テ一期  
トシ物品會計官吏ノ保管スル物品ノ全部ヲ精細ニ檢査セシメ  
其ノ調書ヲ作ラシムヘシ但シ應費ニ屬スル物品ハ各省大臣適  
宜ニ檢査ノ方法ヲ設クヘシ

第十一條 常時出納ヲナサ、ル倉庫若ハ貯藏所ノ物品ハ各省大  
臣ヨリ毎年一回若ハ物品會計官吏交替ノ際檢査ノ官吏ヲ命シ  
目錄ト現在品ノ照合ヲナサシメ其ノ調書ヲ作ラシムヘシ

第十二條 在外各廳其ノ他特ニ主任ノ官吏ヲ置ク能ハサル支部  
局ニアル物品ハ各省大臣ヨリ毎年一回若ハ物品會計官吏交替  
ノ際檢査ノ官吏ヲ命シテ現在品及出納ノ實況ヲ調査セシメ其



- ノ調書ヲ作ラシムヘシ
- 第十三條 第十條ノ二、第十一條第十二條ノ調書ニハ検査官吏及検査ヲ受タル物品會計官吏若ハ特ニ命セラレタル立會人之ニ署名スヘシ
- 第十四條 (削除)
- 第十五條 物品會計官吏ハ會計検査院ノ検査判決ヲ受クル爲メ物品出納計算書ヲ調製シ證書書類ヲ添へ所管大臣ヲ經由シテ之ヲ會計検査院ニ差出スヘシ
- 物品會計官吏交替ヲナシタルトキ前任官吏ハ前項ニ準シテ計算書ヲ差出スヘシ但シ前任官吏死亡其ノ他ノ事故ニ由リ自身ニ命シテ之ヲ調製セシムヘシ
- 第十六條 前條第二項但書ニ據リ調製シタル計算書ハ責任ヲ有スル物品會計官吏ノ自身ニ調製シタルモノト同一ニ見做シ會計検査院ニ於テ検査判決ヲナスヘシ
- 第十七條 (削除)
- 第十八條 常時出納ヲナサ、ル倉庫若ハ貯藏所ノ物品又ハ在外各廳其ノ他特ニ主任ノ官吏ヲ置ク能ハサル支那局ノ物品ヲ保管スル物品會計官吏ハ第十一條又ハ第十二條ノ調書ヲ以テ第十五條ノ計算書ニ代ヘ責任ノ解除ヲ會計検査院ニ求ムルコトヲ得
- 第十八條ノ二 會計検査院法第十六條ニ依リ委託検査ニ付シタル物品ニ對シテハ帳簿ヲ以テ出納ヲ證明セシメ第十五條ノ計算書ヲ省略スルコトヲ得

- 第十九條 會計規則第七十五條、第二百二十五條、第二百二十六條、第三百二十二條乃至第三百三十五條及第四百四十四條ハ物品會計官吏ニ準用ス
  - 第二十條 物品ノ保管出納ニ關スル規定及帳簿ノ様式ハ各省大臣之ヲ定メ發布前會計検査院ヘ通知スヘシ
  - 第二十一條 官吏ノ執務上必要ナル物品ノ交付及其ノ交付ヲ受タル官吏ノ責任ニ就テハ各省大臣之ヲ規定スヘシ
  - 第二十二條 此ノ規則ハ明治二十二年十月一日ヨリ施行ス
- 陸軍兵備品會計規則**
- 勅令第二十二號 明治二十四年三月十二日  
改正 明治三十四年第九號
- 第一條 陸軍兵備品ハ分テ出師準備品通常兵備品ノ二類トス
  - 第二條 出師準備品トハ左ニ掲クル諸品ヲ云フ
    - 一 兵器彈藥及各兵器具並材料
    - 二 秘密圖書
    - 三 馬匹及戰時之ニ要スル器具
    - 四 戰用糧秣及炊爨具
    - 五 戰用被服及裁縫具
    - 六 戰用衛生材料
    - 七 戰用獸醫材料
    - 八 戰用天幕
    - 九 陣中事務用品
    - 十 軍隊輸送用補助物件

第三條 通常兵備品トハ左ニ掲クル諸品ヲ云フ

- 一 圖書
- 二 糧秣
- 三 被服及裁縫具
- 四 衛生材料
- 五 獸醫材料
- 六 兵營備付陣營具
- 第四條 出師準備品ノ品目數量ハ陸軍大臣參謀總長ト協議ノ上上裁ヲ經テ之ヲ定ム
- 第五條 出師準備品ハ其保存ヲ全カラシムル爲メ通常兵備品ト新陳交換スルヲ例トス
- 第六條 出師準備品ハ【近衛都督】各師團長及當該長官之ヲ管理ス
- 第七條 出師準備品及其數量ニ關スル書類ハ主任者ノ外關與スルコトヲ得ス
- 第八條 通常兵備品中軍隊其他委任經理ニ係ル糧食被服消耗品陣營具ニシテ特ニ保管ノ方法ヲ定メタルモノニアリテハ各保管者聯帶シテ其責ニ任ス
- 第九條 通常兵備品ノ會計ハ明治二十二年勅令第八十四號物品會計規則ニ依ル
- 第十條 出師準備品ノ保管出納及検査ノ方法其他細則ハ陸軍大臣之ヲ定ム

**海軍兵備品會計規則**

勅令第六十四號 明治二十三年三月二十八日

改正 明治二十六年第四七號、四十二年第一五號、大正二年第四七號、三年第二三號、七年第四〇一號、九年第四五二號

- 第一條 海軍兵備品トハ左ノ諸品ヲ云フ
  - 一 兵器
  - 二 秘密圖書
  - 三 軍事教育圖書
  - 四 水路圖誌
  - 五 艦營需品
  - 六 燃料
  - 七 被服
  - 八 糧食
  - 九 治療品
  - 十 港用品
  - 十一 戰時特別給與品
- 第二條 海軍兵備品ノ會計ハ本則ニ明文アルモノヲ除クノ外物品會計規則ニ依ル
- 第三條 (削除)
- 第四條 物品會計規則第十五條【第十七條】ニ依リ會計検査院ニ送付スル計算書中兵器秘密圖書軍事教育圖書及水路圖誌ハ價格ノミヲ明記シ其數量ハ檢閱官ノ保證書ヲ以テ證明スヘシ
- 第五條 本規則ハ明治二十三年四月一日ヨリ施行ス



陸海軍出師準備ニ屬スル物品検査ノ件

●法律第七十號 明治二十三年八月二十一日  
陸海軍出師準備ニ屬スル物品ニ對シテハ陸海軍大臣其ノ責ニ任  
シ會計検査院法ヲ適用スルノ限ニ在ラス

國有財產法

●法律第四十三號 大正十年四月八日

第一條 本法ニ於テ國有財產ト稱スルハ國有ノ不動產並勅令ヲ  
以テ定ムル國有ノ動產及權利ヲ謂フ

第二條 國有財產ヲ分テ左ノ四種トス

一 公共用財產 國ニ於テ直接公共ノ用ニ供シ又ハ供スルモ  
ノト決定シタルモノ

二 公用財產 國ニ於テ神社ノ用又ハ國ノ事務、事業若ハ官  
吏其ノ他ノ職員ノ住居ノ用ニ供シ又ハ供スルモノト決定  
シタルモノ

三 營林財產 國ニ於テ森林經營ノ目的ニ供シ又ハ供スルモ  
ノト決定シタルモノ

四 雜種財產前各號ニ屬セサルモノ

第三條 國有財產ニ關スル事務ハ各省大臣之ヲ管理シ國有財產  
ニ關スル總轄事務ハ大藏大臣之ヲ管理スヘシ

第四條 國有財產ハ雜種財產ヲ除クノ外之ヲ讓渡シ又ハ之ニ私  
權ヲ設定スルコトヲ得ス但シ其ノ用途又ハ目的ヲ妨ケサル限

第九條 國有財產ノ賣拂代金又ハ交換差金ハ財產引渡前之ヲ納  
付セシムヘシ但シ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ延納ノ特約ヲ爲  
スコトヲ得

第十條 國有財產ニ付境界査定ヲ施行セムトスルトキハ豫メ期  
日ヲ定メテ隣接地所有者ニ之ヲ通知シ其ノ立會ヲ求ムヘシ  
隣接地所有者期日ニ於テ立會ハサルコトアルモ境界査定ヲ施  
行スルコトヲ得

第十一條 境界査定ヲ了シタルトキハ隣接地所有者ニ之ヲ通知  
スヘシ

第十二條 前二條ノ規定ニ依リ通知ヲ受クヘキ者ノ住所居所共  
ニ不明ナルトキハ通知ノ要旨ヲ公告スヘシ

前項ノ規定ニ依リ公告シタル場合ニ於テ公告ノ初日ヨリ起算  
シ三十日ヲ經過シタルトキハ通知ヲ受ケタルモノト看做ス

第十三條 隣接地所有者其ノ他境界査定ニ對シ不服アル者ハ訴  
願シ又ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第十四條 國有財產ニ付境界査定又ハ測量ヲ爲ス爲政府ニ於テ  
他人ノ土地ニ立入り、目標ヲ設置シ又ハ障害物ヲ除却スルノ  
必要アルトキハ當該土地又ハ物件ノ所有者及占有者ハ正當ノ  
理由ナクシテ之ヲ拒ムコトヲ得ス但シ之ニ因リテ生シタル損  
害ニ付賠償ヲ求ムルコトヲ得

第十五條 國有財產ノ貸付ハ左ノ期間ヲ超ユルコトヲ得ス

一 植樹ヲ目的トシテ土地及建物以外ノ土地ノ定著物ヲ貸付  
スル場合ニ在リテハ八十年

二 前號ノ場合ヲ除クノ外土地及建物以外ノ土地ノ定著物ヲ

度ニ於テ其ノ使用又ハ收益ヲ爲サシムルハ此ノ限ニ在ラス  
第五條 雜種財產ハ左ニ掲クル場合ニ限り之ヲ讓與スルコトヲ  
得

一 帝室用又ハ公共團體ニ於テ公共用若ハ公用ニ供スル爲必  
要アルトキ

二 公共用財產又ハ公用財產ノ用途ヲ廢止シタル場合ニ於テ  
勅令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ其ノ維持保存ノ費用ヲ負擔シ  
タル者、其ノ用途ニ代ルヘキ他ノ施設ヲ爲シタル者其ノ  
他ノ緣故者又ハ關係者ニ讓與スルトキ

三 神社、寺院又ハ佛堂ノ合併シタル場合ニ於テ之ニ因リ其  
ノ供用ヲ止メタル國有財產ヲ其ノ合併シタル神社、寺院  
又ハ佛堂ニ讓與スルトキ

第六條 雜種財產ハ法律ヲ以テ特別ノ定ヲ爲シタル場合ニ限り  
之ヲ出資ノ目的ト爲スコトヲ得

第七條 雜種財產ハ土地及建物以外ノ土地ノ定著物ニ限り帝室  
用又ハ國、公共團體若ハ私人ニ於テ公共用、公用若ハ公益事業  
ニ供スル爲必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ他ノ土  
地及建物以外ノ土地ノ定著物ト交換ヲ爲スコトヲ得

前項ノ交換ヲ爲ス場合ニ於テ其ノ價格均シカラサルトキハ金  
錢ヲ以テ補足スヘシ

第八條 用途及期間ヲ指定シテ國有財產ノ賣拂、讓與又ハ交換  
ヲ爲シタル場合ニ於テ指定期間内ニ之ヲ其ノ用途ニ供セス又  
ハ之ヲ其ノ用途ニ供シタル後指定期間内ニ其ノ用途ヲ廢止シ  
タルトキハ政府ハ其ノ契約ヲ解除スルコトヲ得

貸付スル場合ニ在リテハ三十年

三 建物其ノ他ノ物件ヲ貸付スル場合ニ在リテハ十年  
貸付期間ハ之ヲ更新スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ更新ノ時  
ヨリ前項ノ期間ヲ超ユルコトヲ得ス

第十六條 國有財產ハ帝室用又ハ公共團體若ハ私人ニ於テ公共  
用、公用若ハ公益事業ニ供スル爲必要アル場合及勅令ニ特別  
ノ規定アル場合ヲ除クノ外無償ニテ之ヲ貸付スルコトヲ得ス

第十七條 國有財產ノ貸付料ハ毎年定期ニ之ヲ納付セシムヘシ  
但シ數年分ヲ前納セシムルコトヲ妨ケス

第十八條 國有財產ヲ貸付シタル場合ニ於テ其ノ貸付期間中帝  
室用又ハ國、公共團體若ハ私人ニ於テ公共用、公用若ハ公益  
事業ニ供スル爲必要ヲ生シタルトキハ政府ハ其ノ契約ヲ解除  
スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ契約ヲ解除シタル場合ニ於テハ借受人ハ之  
ニ因リテ生シタル損害ニ付賠償ヲ求ムルコトヲ得

第十九條 貸付期間ノ終了又ハ貸付契約ノ解除ニ當リ政府ニ於  
テ時價ヲ提供シ其ノ國有財產ノ上ニ存スル建物其ノ他ノ物件  
ヲ買取ルヘキ旨通知シタルトキハ其ノ所有者ハ正當ノ理由ナ  
クシテ之ヲ拒ムコトヲ得ス

第二十條 前五條ノ規定ハ貸付ニ依ラスシテ國有財產ノ使用又  
ハ收益ヲ爲シムル契約ニ付之ヲ準用ス

第二十一條 雜種財產ニ付土地ノ開拓又ハ水面ノ埋立若ハ干拓  
ヲ爲サムトスル者アル場合ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ事  
業者ニ對シ事業ノ成功ヲ條件トシテ其ノ財產ノ賣拂、讓與又



ハ貸付ノ豫約ヲ爲シ其ノ事業ヲ爲サシムルコトヲ得  
 前項ノ規定ニ依リ事業ヲ爲サシムル契約ヲ爲シタル場合ニ於  
 テハ事業ノ成功ニ要スル豫定期間事業者ヲシテ其ノ成功シタ  
 ル部分ニ付無償ニテ使用又ハ收益ヲ爲サシムルコトヲ得  
 第二十二條 前條第一項ノ規定ニ依リ事業ヲ爲サシムル契約ヲ  
 爲シタル場合ニ於テ指定期間内ニ事業者其ノ事業ニ著手セザ  
 ルトキハ政府ハ其ノ契約ヲ解除スルコトヲ得  
 第二十三條 第二十一條第一項ノ規定ニ依リ事業ヲ爲サシムル  
 契約ヲ爲シタル場合ニ於テ豫定期間内ニ事業成功セサルトキ  
 ト雖土地又ハ水面ノ狀況ニ依リ支障ナシト認ムルトキハ事業  
 者ニ對シ其ノ成功シタル部分ノ賣拂、讓與又ハ貸付ヲ爲スコ  
 トヲ得  
 第二十四條 從前ヨリ引續キ寺院又ハ佛堂ノ用ニ供スル雜種財  
 産ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ用ニ供スル間無償ニテ之ヲ當  
 該寺院又ハ佛堂ニ貸付シタルモノト看做ス  
 寺院又ハ佛堂ノ土地ニ係ル雜種財產ハ其ノ用ニ供スル爲必要  
 アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ無償ニテ第十五條ノ規定ニ  
 拘ラス之ヲ當該寺院又ハ佛堂ニ貸付スルコトヲ得  
 第二十五條 政府ハ國有財產ノ種類ニ從ヒ其ノ臺帳ヲ備フヘシ  
 臺帳ニ記載スヘキ事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム  
 第二十六條 政府ハ毎會計年度間ニ於ケル國有財產増減總計算  
 書及毎五年三月三十一日現在ノ國有財產現在額總計算書ヲ調  
 製シ會計検査院ノ検査ヲ經テ之ヲ帝國議會ニ報告スヘシ  
 前項ノ國有財產増減總計算書ニハ各省ノ國有財產増減報告書

ヲ、國有財產現在額總計算書ニハ各省ノ國有財產現在額報告  
 書ヲ添附スヘシ

附則

第二十七條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(大正十一  
 年三月二十九日勅令第六十一號ヲ以テ十一年四月一日ヨリ施  
 行)  
 第二十八條 第二十五條及第二十六條ノ規定ハ當分ノ内公共用  
 財產ニ付之ヲ適用セス  
 第二十九條 第二十六條ノ規定ニ依ル國有財產増減總計算書ハ  
 本法施行ノ日ノ屬スル年度分ヨリ、國有財產現在額總計算書  
 ノ第一回分ハ本法施行ノ日ノ現在ニ依リ之ヲ調製スヘシ  
 第三十條 北海道國有未開地處分法中ノ規定ハ本法ノ規定ニ抵  
 觸スルモノト雖當分ノ内仍其ノ效力ヲ有ス  
 第三十一條 國有林野法第二條、第四條乃至第七條、第九條、  
 第十二條乃至第十四條、第十六條、第二十四條及第二十五條  
 ノ規定ハ其ノ效力ヲ失フ但シ本法施行前ニ係ル國有林野ノ増  
 減異動報告ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル  
 第三十二條 從前ノ法令ニ依リテ爲シタル處分、契約其ノ他ノ  
 行爲ハ本法中ニ相當スル規定アル場合ニ於テハ本法ニ依リ  
 テ之ヲ爲シタルモノト看做ス  
 第三十三條 本法ヲ朝鮮、臺灣又ハ樺太ニ施行スル場合ニ於テ  
 必要アルトキハ勅令ヲ以テ特別ノ定ヲ爲スコトヲ得

國有財產法施行令

勅令第十五號 大正十一年一月二十八日

第一章 總則

第一條 左ニ掲クル動産及權利ニシテ國有ノモノハ之ヲ國有財  
 産法第一條ノ國有財產トス  
 一 船舶、浮標、浮棧橋及浮船渠  
 二 不動産又ハ前號ニ掲クル動産ノ從物  
 三 事業所ニ於ケル機械及重要ナル器具  
 四 地上權、地役權、礦業權、砂礦權其ノ他之ニ準スヘキ權利  
 五 株式及出資ニ因ル權利  
 前項第三號ノ事業所ノ範圍ハ所管大臣大藏大臣ト協議シテ之  
 ヲ定ム  
 第二條 各省大臣公共用財產又ハ公用財產ノ用途ヲ廢止セムト  
 スルトキハ豫メ大藏大臣ニ之ヲ通知シ特ニ大藏大臣ト協定シ  
 タルモノヲ除クノ外用途廢止後遲滞ナク之ヲ大藏大臣ニ引繼  
 クヘシ  
 前項ノ規定ハ用途ノ廢止ト同時ニ國有財產タルノ性質ヲ失フ  
 モノ、國有林野法第三條第二項ノ規定ニ依リ營林財產ト爲ス  
 ノ必要アルモノ、史蹟名勝天然紀念物ニ指定セラレタルモノ  
 及帝國鐵道會計、大學資金、學校及圖書館資金又ハ在外國帝  
 國專管居留地特別會計ニ屬スルモノニ付之ヲ適用セス  
 第三條 各省大臣國有財產ノ管理換ヲ受ケムトスルトキハ所管  
 大臣及大藏大臣ニ協議スヘシ

第四條 左ニ掲クル場合ニ於テハ所管大臣ハ大藏大臣ニ協議ス  
 ヘシ

一 公用財產タル土地ノ用途ヲ變更セムトスル場合ニシテ大  
 藏大臣ノ定ムルモノニ該當スルトキ  
 二 公用財產ト爲スノ目的ヲ以テ土地ノ交換ヲ爲シ又ハ寄附  
 ヲ受ケムトスルトキ  
 三 雜種財產ヲ公用財產又ハ營林財產ト爲サムトスルトキ  
 四 營林財產ノ目的ヲ廢止セムトスルトキ  
 第五條 各省大臣公用財產ト爲スノ目的ヲ以テ土地ノ買入若ハ  
 收用ヲ爲シ又ハ地上權ヲ取得シタルトキハ遲滞ナク之ヲ大藏  
 大臣ニ通知スヘシ  
 第六條 前二條ノ規定ハ國有財產法施行地外ニ在ル財產及帝國  
 鐵道會計ニ屬シ又ハ屬スヘキ財產ニ付之ヲ適用セス  
 第七條 國有財產ニ關スル事務ニ從事スル職員ハ其ノ取扱ニ係  
 ル國有財產ヲ讓受ケ又ハ自己ノ所有物ト交換スルコトヲ得ス  
 第二章 賣拂、讓與及交換  
 第八條 公共團體ニ於テ維持保存ノ費用ヲ負擔シタル公共用財  
 産ノ用途ヲ廢止シタル場合ニ於テハ之ヲ其ノ公共團體ニ讓與  
 スルコトヲ得但シ特別ノ事由アル場合ヲ除クノ外費用負擔ノ  
 義務ヲ負ヒタル期間カ十年ニ滿タサルモノニ付テハ此ノ限ニ  
 在ラス  
 第九條 公共團體又ハ私人ニ於テ公共用財產ノ用途ニ代ルヘキ  
 他ノ施設ヲ爲シタル爲其ノ用途ヲ廢止シタル場合ニ於テハ之  
 ヲ其ノ施設ヲ爲シタル者又ハ其ノ相續人其ノ他ノ包括承繼者



ニ讓與スルコトヲ得但シ財產ノ見込價格カ其ノ施設ニ要シタル費用ノ額ヲ超過スルトキハ超過額ニ相當スル部分ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第十條 公共用財産又ハ公用財産ノ用途ヲ廢止シタル場合ニ於テ其ノ財産中寄附ニ係ルモノハ之ヲ其ノ寄附者又ハ其ノ相續人其ノ他ノ包括承繼者ニ讓與スルコトヲ得但シ寄附ノ際特約ヲ爲シタル場合ヲ除クノ外寄附ヲ受ケタル後二十年ヲ經過シタルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第十一條 國有財産ニ付交換ヲ爲サムトスル場合ニ於テハ當該官廳ハ目的物ノ價格ヲ評定シ其ノ基礎ヲ明ニシタル調査ヲ作成スヘシ

評定價格ノ差額カ其ノ高價ナルモノノ價格四分ノ一ヲ超ユルトキハ交換ヲ爲スコトヲ得ス

第十二條 前條第一項ノ規定ハ隨意契約ニ依リ國有財産ノ賣拂ヲ爲サムトスル場合ニ之ヲ準用ス

第十三條 一定ノ用途ニ供セシムル目的ヲ以テ國有財産ノ賣拂、讓與又ハ交換ヲ爲ス場合ニ於テハ當該官廳ハ其ノ用途並ニ其ノ用途ニ供スヘキ始期及期間ヲ指定スヘシ但シ當該官廳ニ於テ特ニ其ノ必要ナシト認メタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第三章 境界査定

第十四條 國有財産ニ付境界ノ分明ナラサルモノアル場合ニ於テ當該官廳必要ト認メタルトキ又ハ隣接地所有者ノ申請アリタルトキハ當該官廳ハ其ノ境界査定ヲ施行スヘシ

第十五條 境界査定ヲ施行セムトスルトキハ當該官廳ハ其ノ日

時及場所ヲ定メ書面ヲ以テ隣接地所有者ニ之ヲ通知スヘシ  
前項ノ書面ノ送達ハ期日ニ付豫メ隣接地所有者ノ承諾アリタル場合ヲ除クノ外期日ノ前日ヨリ起算シ少クトモ七日前之ヲ爲スヘシ

第十六條 隣接地所有者期日ニ於テ立會ヲ爲スコト能ハサル事由ヲ申出テタルトキハ當該官廳ハ其ノ期日ヲ變更スルコトヲ得  
前條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ適用セス

第十七條 境界査定ヲ了シタルトキハ當該官廳ハ書面ヲ以テ隣接地所有者ニ之ヲ通知スヘシ

隣接地所有者ハ當該官廳又ハ其ノ指定シタル官公署ニ就キ査定圖又ハ其ノ謄本ノ閱覽ヲ求ムルコトヲ得

第十八條 當該官廳第十五條又ハ前條ノ通知ヲ爲シタルトキハ配達證明郵便ニ依リタル場合ヲ除クノ外其ノ受領書ヲ徴スヘシ

第十九條 國有財産法第十二條ノ公告ハ官報ヲ以テ之ヲ爲シ且關係市區町村長又ハ之ニ準スヘキ者ヲシテ揭示其ノ他ノ方法ニ依リ之ヲ爲サシムヘシ

第四章 貸付及準貸付

第二十條 公共用財産又ハ公用財産ト爲スノ目的ヲ以テ寄附ヲ受ケタル國有財産ハ其ノ用途ニ供セサル期間無償ニテ之ヲ其ノ寄附者又ハ其ノ相續人其ノ他ノ包括承繼者ニ貸付スルコトヲ得

第二十一條 隨意契約ニ依リ國有財産ヲ貸付セムトスルトキハ當該官廳ハ貸付料ヲ評定シ其ノ基礎ヲ明ニシタル調査ヲ作成

スヘシ國有財産法第十五條第二項ノ規定ニ依リ貸付期間ヲ更新セムトスルトキ亦同シ

第二十二條 前二條ノ規定ハ貸付ニ依ラスシテ國有財産ノ使用又ハ收益ヲ爲サシムル契約ニ付之ヲ準用ス

第二十三條 雜種財産ニ付土地ノ開拓又ハ水面ノ埋立若ハ干拓ノ事業ヲ爲サシムル契約ヲ爲サムトスル場合ニ於テハ當該官廳ハ事業者ヨリ左ノ事項ヲ具シタル事業計畫書ヲ提出セシムヘシ

一 土地又ハ水面ノ所在及面積

二 事業ノ目的

三 事業施行ノ方法及順序

四 成功豫定期間

五 收支豫算

六 計畫圖

事業成功ノ後公共ノ用ニ供スヘキ部分アルトキハ其ノ位置及面積ヲ事業計畫書ニ記載セシムヘシ

第二十四條 國有財産法第二十一條第一項ノ規定ニ依リ國有財産ノ賣拂又ハ有償貸付ノ豫約ヲ爲サムトスルトキハ當該官廳ハ賣拂價格又ハ貸付料ヲ評定シ其ノ基礎ヲ明ニシタル調査ヲ作成スヘシ

前項ノ規定ハ國有財産ノ讓與又ハ無償貸付ノ豫約ヲ爲サムトスル場合ニ之ヲ準用ス

第二十五條 事業ノ成功ニ要スル豫定期間ハ契約ノ日ヨリ十年以內ニ於テ之ヲ定ムヘシ

天災其ノ他已ムヲ得サル事由ニ因リ必要アリト認ムルトキハ當該官廳ハ前項ノ規定ニ依リ定メタル期間ノ半ニ相當スル期間以內ニ於テ豫定期間ノ延長ヲ承認スルコトヲ得

第二十六條 當該官廳ハ契約ノ日ヨリ二年以內ノ期間ヲ指定シ事業者ヲシテ其ノ事業ニ著手セシムヘシ

前條第二項ノ規定ハ前項ノ期間ニ付之ヲ準用ス

第二十七條 國有財産法第二十三條ノ規定ニ依リ事業者ニ對シ成功部分ノ賣拂、讓與又ハ貸付ヲ爲サムトスル場合ニ於テハ當該官廳ハ特別ノ事由アリト認ムル場合ヲ除クノ外豫約ニ定メタル條項ニ準シテ其ノ契約ヲ爲スヘシ

第二十八條 國有財産法第二十四條第一項ニ規定スル雜種財産ノ使用又ハ收益ニ付テハ寺院又ハ佛堂ニ關スル主務大臣ノ定ムル所ニ依ルヘシ

第二十九條 寺院又ハ佛堂國有財産法第二十四條第二項ノ規定ニ依リ雜種財産ノ貸付ヲ受ケムトスルトキハ地方長官ヲ經由シ主務大臣、其ノ財産ヲ管理スル大臣及大藏大臣ニ願出ツヘシ

前條ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ貸付シタル雜種財産ニ付之ヲ準用ス

第五章 臺帳

第三十條 國有財産ノ臺帳ハ所管ノ各省ニ之ヲ備フヘシ但シ部局ノ長ニ於テ國有財産ニ關スル事務ヲ分掌スル場合ニ於テハ其ノ部局毎ニ之ヲ備ヘ各省ニハ其ノ總括簿ヲ備フルモノトス  
第三十一條 國有財産ノ臺帳ハ其ノ種類毎ニ之ヲ調製シ左ノ事



項ヲ記載スヘシ但シ財産ノ性質ニ依リ其ノ記載事項ヲ省略スルコトヲ得

- 一 種目
- 二 所在又ハ所屬
- 三 數量
- 四 價格
- 五 得喪變更ノ年月日及事由
- 六 其ノ他必要ナル事項

第三十二條 國有財産ノ臺帳ニ登錄スヘキ價格ハ購入ニ係ルモノハ購入價格、交換ニ係ルモノハ交換當時ニ於ケル評定價格、收用ニ係ルモノハ補償金額ニ依リ其ノ他ノモノハ左ノ區分ニ依リ之ヲ定ムヘシ

- 一 土地ニ付テハ類地ノ時價ニ比準シテ算定シタル金額
- 二 立木竹ニ付テハ其ノ材積ニ單價ヲ乘シテ算定シタル金額、庭木其ノ他材積ヲ基準トシテ算定シ難キ立木竹ハ見込價格
- 三 建物其ノ他ノ工作物及船舶其ノ他ノ動産ニ付テハ建築費、製造費又ハ見込價格
- 四 權利ニ付テハ第一條第四號ニ掲クルモノハ見込價格、第五號ニ掲クルモノハ拂込金額又ハ出資金額
- 第三十三條 土地及立木竹ノ價格ハ國有財産現在額總計算書調製ノ年三月三十一日ノ現況ニ依リ之ヲ改定スヘシ但シ臺帳ニ登錄シタル後二年ヲ經過セサルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス前項ノ場合ニ於テ土地ノ價格ハ類地ノ時價ニ比準シ、立木竹

ノ價格ハ其ノ材積ニ單價ヲ乘シテ之ヲ算定スヘシ但シ庭木其ノ他材積ヲ基準トシテ算定シ難キ立木竹ニ付テハ見込價格ニ依ル

前二項ノ規定ハ帝國鐵道會計ニ屬スルモノニ付之ヲ適用セス  
第三十四條 作業會計又ハ造幣局特別會計ノ固定資本ニ屬スルモノノ價格ハ前二條ノ規定ニ拘ラス其ノ資本價格ニ依ルヘシ  
第六章 計算書及報告書

第三十五條 各省大臣ハ會計檢査院ニ證明ノ爲國有財産ノ増減計算書ヲ調製シ證書類ヲ添ヘ之ヲ會計檢査院ニ送付スヘシ前項ノ計算書ハ國有財産ニ關スル事務ヲ分掌スル部局ノ長ヨリ直ニ會計檢査院ニ送付セシムルコトヲ得

第三十六條 各省大臣ハ每會計年度間ニ於ケル國有財産増減報告書ヲ調製シ翌年度八月三十一日迄ニ之ヲ大藏大臣ニ送付スヘシ  
大藏大臣ハ各省ノ國有財産増減報告書ニ基キ國有財産増減總計算書ヲ調製シ各省ノ國有財産増減報告書ト共ニ之ヲ會計檢査院ニ送付スヘシ

第三十七條 各省大臣ハ每五年三月三十一日現在ニ於ケル國有財産現在額報告書ヲ調製シ其ノ年九月三十日迄ニ之ヲ大藏大臣ニ送付スヘシ  
大藏大臣ハ各省ノ國有財産現在額報告書ニ基キ國有財産現在額總計算書ヲ調製シ各省ノ國有財産現在額報告書ト共ニ之ヲ會計檢査院ニ送付スヘシ  
第七章 雜則

第三十八條 本令ニ定ムルモノヲ除クノ外國有財産ノ臺帳ニ關シ必要ナル事項ハ大藏大臣之ヲ定ム

第三十九條 第三十五條ニ規定スル計算證明書類ノ様式及送付期限ニ付テハ會計檢査院ノ定ムル所ニ依ルヘシ

第四十條 前條ニ定ムルモノヲ除クノ外本令ニ定ムル諸計算書ノ様式ハ大藏大臣之ヲ定ム

第四十一條 本令ニ定ムル帳簿及書類ノ様式ニハ國防上秘密ヲ要スル國有財産ニ付必要ナル特例ヲ設クヘシ

附則

第四十二條 本令ハ國有財産法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第四十三條 左ノ命令ハ之ヲ廢止ス但シ官有財産ノ増減異動ニシテ本令施行前ニ係ルモノノ報告ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル  
明治七年九月二十三日達（皇城周圍内外ノ涅槃等修繕改築ニ關スル件）

明治八年第四百四十六號達（養水溜池井溝等借地料賦課區分ノ件）  
明治八年第九十八號達（官用地ノ内鐵道用地存城地開拓使用地ハ該省使限リ處分セシムルノ件）

明治九年第四十六號達（皇城周圍内外ノ涅槃等修繕改築ノ節ハ陸軍省ヘ協議伺出テシムルノ件）  
明治十三年第六號達（公立中小學校及公立專門學校地所無代價下渡制限ノ件）

明治十三年七月八日達（皇城周圍内外ノ涅槃外岸接近ノ官有地ヘ家屋等建築ニ關スル件）

明治十四年第十號達（公立農學校商業學校職工學校設置ノ地所無代價下渡ノ件）

明治十六年第四十五號達（公立農學校實驗用田圃ニ供スル官有地無借地料使用差許ノ件）

官有地特別處分規則（明治二十三年七月二十二日勅令第三百十五號）

官有財産管理規則（明治二十三年十一月二十五日勅令第二百七十五號）

官有地取扱規則（明治二十三年十一月二十五日勅令第二百七十六號）

明治二十四年勅令第十五號（帝國議會供用ノ官有財産ニ關スル件）

明治二十七年勅令第九十二號（軍事上緊急ノ必要ニ因リ購入シタル物件ノ貸付賣渡ニ關スル件）

明治三十六年勅令第九十六號（官有財産管理規則及官有地特別處分規則準用ニ關スル件）

明治三十九年勅令第二百二十號（神社寺院佛堂合併跡地ノ讓與ニ關スル件）

明治四十一年勅令第一百十九號（河川法ニ依ル河川ニ關スル工事ノタメ不用ニ歸スル土地ノ處分ニ關スル件）

明治四十二年勅令第七十號（陸軍營繕費補充資金特別會計ノ爲ニスル陸軍ニ於ケル土地ノ貸付ニ關スル件）

大正六年勅令第二百二十四號（輕便鐵道材料及附屬物件讓與ニ關スル件）



第四十四條 本令施行ノ際ニ於ケル各省所管ノ雜種財產ハ國有林野及北海道國有未開地ヲ除クノ外第二條ノ規定ニ準シ本令施行ノ日ノ現在ニ依リ之ヲ大藏大臣ニ引繼クヘシ

第四十五條 本令施行ノ際國有財產ノ臺帳ニ登錄スヘキ土地及立木竹ノ價格ハ其ノ購入、交換又ハ收用ニ係ルモノト雖爾後二年ヲ經過シタルモノニ付テハ帝國鐵道會計ニ屬スルモノヲ除クノ外第三十二條第一號又ハ第二號ノ規定ニ依リ算定シタル金額ニ依ル

第四十六條 各省大臣ハ本令施行ノ日ノ現在ニ於ケル國有財產現在額報告書ヲ調製シ其ノ年十月三十一日迄ニ之ヲ大藏大臣ニ送付スヘシ

第四十七條 前三條ニ規定スルモノヲ除クノ外本令施行ニ關シ必要ナル事項ハ大藏大臣之ヲ定ム

**賠償金特別會計所屬廻航船舶ノ貸付ニ關スル件**

勅令第五百六十一號 大正九年十二月十五日  
大藏大臣ハ運送業者ヲシテ其ノ計算ニ於テ賠償金特別會計所屬ノ船舶ヲ本邦ニ廻航セシムル場合ニ於テハ料金を徴セスシテ其ノ船舶ノ使用及收益ヲ爲サシムルコトヲ得

**附則**

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第五條 國有財產現在額報告書及國有財產増減報告書ハ第二號及第三號様式ニ據ル

**附則**

本令ハ國有財產法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(様式略ス)

**國有林野法**

●法律第八十五號 明治三十二年三月二十三日

改正 明治四十二年第七號

第一條 此ノ法律ニ於テ國有林野ト稱スルハ國ノ所有ニ屬スル森林原野ヲ謂フ

第二條 國有林野ニシテ國土保安又ハ國有林野ノ經營上國有トシテ保存ノ必要アルモノハ賣拂讓與又ハ交換スルコトヲ得ス但シ公用又ハ公益事業ノ爲必要アルトキ及第十五條ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス

第三條 前條ノ國有林野ト雖他ノ官有地ニ編入スルノ必要アルトキハ之ヲ組換フ爲スコトヲ得

組換ヲ爲シタル土地ニシテ其ノ使用ヲ廢シタル場合ニ於テ林野ニ復スヘキ必要アルモノハ更ニ國有林野ニ編入ス

社寺土地ニシテ其ノ境内ニ必要ナル風致林野ハ區域ヲ畫シテ社寺現境内ニ編入スルコトヲ得

第四條 國有林野ノ境界査定ハ當該官廳ニ於テ豫メ期日ヲ定メ隣接地所有者ニ通告シテ其ノ立會ヲ求メ施行スヘシ

隣接地所有者豫定期日ニ於テ立會ハサルコトアルモ當該官廳

**國有財產法施行規則**

●大藏省令第十四號 大正十一年二月八日

第一條 公用財產タル土地ノ用途ヲ變更セムトスル場合ニシテ之ニ因リ各箇ノ官廳、兵營、病院、監獄、學校、官舎、工場、倉庫、練兵場、作業場、演習場、射擊場、飛行場、牧場、農場、試驗場、演習林ノ敷地ニ異動ヲ生スヘキモノニ付テハ國有財產法施行令第四條ノ規定ニ依リ所管大臣大藏大臣ト協議スヘシ但シ其ノ異動ノ面積カ百坪ヲ超エサル場合及相續スル兩敷地ノ區域ノ相互變更ニシテ其ノ面積カ各敷地ノ面積ノ一割ヲ超エサル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第二條 國有財產ノ臺帳ハ第一號様式ニ據ル但シ帝國鐵道會計ニ屬スルモノ及作業會計又ハ造幣局特別會計ノ固定資本ニ屬スルモノニ付テハ所管大臣大藏大臣ト協議シ別ニ其ノ様式ヲ定ムルコトヲ得

國有林野ニシテ別ニ臺帳ノ設備アルモノニ付テハ之ニ總括ヲ附シテ國有財產ノ臺帳ニ代用スルコトヲ得

第三條 臺帳ニハ土地、建物及國有財產法施行令第一條第四號ニ掲クル權利ニ關スル圖面ヲ附屬セシムヘシ但シ本令施行ノ際ニ於ケル雜種財產ニ付テハ其ノ重要ナルモノヲ除クノ外當分ノ内之ヲ省略スルコトヲ得

第四條 國有財產ノ總括簿ヲ備フル場合ニ於テハ第一號様式中總括ニ準シテ之ヲ調製シ尙公用財產ノ分ニ付テハ前條ニ準シテ圖面ヲ附屬セシムヘシ

ハ境界査定ヲ施行スルコトヲ得

第五條 國有林野ノ境界査定ヲ終ヘタルトキハ當該官廳ハ直ニ隣接地所有者ニ通告スヘシ

第六條 國有林野ノ境界査定又ハ測量ノ爲目標ヲ設置シ若ハ支障木竹ヲ伐採スルノ必要アルトキハ其ノ土地若ハ木竹ノ所有者ハ正當ノ理由ナクシテ之ヲ拒ムコトヲ得ス但シ相當ノ補償ヲ求ムルコトヲ得

第七條 隣接地所有者境界査定ニ不服アルトキハ第五條ノ通告ヲ受ケタル日ヨリ六十日以内ニ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第八條 國有林野ハ左ノ場合ニ限り隨意契約ヲ以テ賣拂フコトヲ得

- 一 公用又ハ公益事業ノ爲必要アルトキ
- 二 市町村又ハ公立小學校ノ基本財産ニ充ツルトキ
- 三 社寺土地ノ森林ヲ其ノ社寺ニ賣拂フトキ
- 四 命令ノ定ムル所ニ依リ特別ノ緣故アル林野ヲ其ノ緣故アル者ニ賣拂フトキ
- 五 民有地、道路、河川等ニ介在スル十町歩以内ノ林野ヲ賣拂フトキ
- 六 道路、溜池、堤塘、溝渠等ノ敷地トシテ貸付シアル林野ヲ其ノ借地人ニ賣拂フトキ
- 七 此ノ法律施行以前ニ開墾、牧畜又ハ植樹ノ爲貸付シタル林野又ハ第九條ノ開墾地ヲ其ノ事業ヲ成功シタル者ニ賣拂フトキ



第九條 國有林野ハ開墾ノ成功ヲ條件トシ豫メ其ノ價格及成功期限ヲ定メ隨意契約ヲ以テ賣拂ノ豫約ヲ爲スコトヲ得

第十條 國有林野產物ノ隨意契約ニ依ル賣拂ニ關スル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十一條 國有林野ハ左ノ場合ニ限り隨意契約ヲ以テ貸付シ又ハ使用セシムルコトヲ得

一 公用又ハ公益事業ノ爲必要アルトキ

二 牧畜又ハ植樹ノ爲必要アルトキ

三 牛馬放牧ノ爲使用セシムルトキ

四 第九條ニ依ル開墾者ノ爲ニスルトキ

五 一箇年貸付料三百圓ヲ超エサルトキ

第十二條 國有林野ヲ貸付シ又ハ使用セシムルトキハ相當ノ貸付料又ハ牛馬放牧料ヲ徵收スベシ但シ前條第一號及第四號ノ場合ニ於テハ貸付料ヲ免スルコトヲ得

第十三條 國有林野ヲ貸付シ又ハ使用セシムルトキハ左ノ期間ヲ超ユルコトヲ得ス

一 植樹ノ場合ニ於テハ八十年

二 家屋、倉庫其ノ他ノ建設物ノ場合ニ於テハ三十年

三 其ノ他ノ場合ニ於テハ十五年

前項ノ期間ハ之ヲ更新スルコトヲ得

第十四條 國土保安又ハ國有林野經營上必要ナル場合ニ限り國有林野又ハ立木竹ト他ノ同價格以上ノ土地、森林、原野又ハ立木竹ト交換スルコトヲ得

第十五條 國有林野ハ左ノ場合ニ限り讓與スルコトヲ得

第二十條 部分林ノ樹木ハ國ト造林者トノ共有トシテ其ノ持分ハ收益分收ノ部合ニ均シキモノトス

部分林設定前ヨリ存在スル樹木ハ國ノ所有トス

第二十一條 部分林ノ存續期間ハ八十年ヲ超ユルコトヲ得ス

前項ノ期間ハ之ヲ更新スルコトヲ得

第二十二條 民法第二百五十六條ノ規定ハ部分林ノ樹木ニ適用セス

第二十三條 第十八條第二項及第三項ノ規定ハ部分林ノ造林者ニ之ヲ準用ス

第二十四條 主務大臣ハ十箇年毎ニ其ノ年三月三十一日ニ現在スル國有林野現在表ヲ其ノ年開會ノ帝國議會ニ報告スヘシ但シ第一回ノ報告ハ明治三十四年三月三十一日ノ現在ニ依ル

第二十五條 主務大臣ハ每會計年度間ニ於ケル國有林野ノ増減異動ヲ翌年度開會ノ帝國議會ニ報告スヘシ

附則

第二十六條 此ノ法律ハ北海道ニ施行セス

沖繩縣ノ國有林野ノ貸付、使用及賣拂並其ノ產物ノ處分ニ關シ必要アル場合ニ於テハ勅令ヲ以テ特例ヲ設クルコトヲ得

第二十七條 此ノ法律ハ明治三十二年七月一日ヨリ施行ス

沖繩縣國有林野特別處分ニ關スル件

勅令第九十一號 明治三十九年七月二十六日

改正 大正三年第一三三號

一段別一町歩以下ニシテ公立ノ學校又ハ病院ノ用地ニ供スルトキ

二 府縣郡市町村及其ノ他ノ公共團體ニ於テ道路、河川、港灣、水道、堤塘、溝渠、溜池、火葬場、墓地、公園等公共ノ用ニ供スルトキ

第十六條 用途ヲ指定シテ讓與シタル國有林野ヲ指定ノ期間内ニ其ノ用途ニ使用セサルトキ又ハ一旦其ノ用途ニ使用シタル後當該官廳ニ於テ指定シタル期間其ノ使用ヲ繼續セサルトキハ之ヲ返還セシムルコトヲ得

前項ニ依リ林野ヲ返還セシメタル場合ニ於テハ其ノ林野ノ上ニ設定シタル第三者ノ權利ハ消滅ス

第十七條 社寺土地ノ森林ハ其ノ社寺ニ保管セシムルコトヲ得社寺ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ社寺林地ヲ使用シ又ハ主副產物ヲ採取スルコトヲ得

第十八條 國有林野ニシテ保護上必要ナル場合ニ於テハ市町村又ハ市町村内ノ一部ニ其ノ保護ヲ委託スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ其ノ受託者ニ林野產物ヲ讓與スルコトヲ得

委託ノ方法及受託者ニ讓與スヘキ林野產物ニ關スル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十九條 國ハ造林者ト其ノ收益ヲ分收スルノ契約ヲ以テ國有林野ニ部分林ヲ設クルコトヲ得

法令、慣行又ハ其ノ他ノ理由ニ依リ國有林ニ就キ收益ノ分收ヲ爲スモノハ前項ノ部分林ト看做ス

第一條 沖繩縣下ノ國有林野ニシテ國土保安上又ハ其ノ經營上國有トシテ保存スルノ必要ナキモノハ左ノ場合ニ限り隨意契約ヲ以テ賣拂ヲ爲スコトヲ得

一 國有林野ヲ其ノ造林保護ヲ爲シタル區又ハ町村ニ賣拂フトキ

二 土地整理以前ニ開墾又ハ牧畜ノ爲貸付シタル國有林野ヲ其ノ事業ヲ成效シタル者ニ賣拂フトキ

前項ニ依リ區又ハ町村ニ賣拂ヒタル國有林野ノ代金ニ付テハ三十箇年以内年賦延納ヲ許可スルコトヲ得

第二條 國有林野ノ產物ハ農商務大臣ノ定ムル所ニ依リ造林保護ヲ爲シタル區又ハ町村ニ之ヲ讓與スルコトヲ得

附則 (大正三年六月二十三日勅令第三百二十一號)

本令ハ本令施行前ノ賣拂代金ニシテ滯納中ノ者ニモ之ヲ適用ス

北海道國有未開地處分法

法律第五十七號 明治四十一年四月十五日

第一條 北海道國有未開地ノ處分ハ本法ニ依リ北海道廳長官之ヲ行フ

第二條 土地ノ賣拂ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ一定ノ期間内ニ其ノ土地ニ關スル事業ヲ成功スヘキ者又ハ素地ノ儘使用セムトスル者ニ對シ之ヲ行フ

第三條 自ラ耕作ヲ爲サムトスル者ノ爲土地ノ區域ヲ限り特定地ヲ設置ス



特定地ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ無償ニテ貸付シ成功ノ後之ヲ付與ス

第四條 公用又ハ公共ノ利益トナルヘキ事業ニ供セムトスル土地ハ之ヲ付與シ又ハ有償若ハ無償ニテ貸付スルコトヲ得

第五條 素地ノ儘使用セムトスル土地ハ有償又ハ無償ニテ貸付スルコトヲ得

第六條 賣拂ヒ又ハ貸付スヘキ地積ノ制限並賣拂及貸付ノ方法ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第七條 民有地トノ交換ハ價額稍相均シキモノニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス

第八條 賣拂ヲ爲ス土地ニ關スル事業ノ成功期間ハ十年ヲ超ユルコトヲ得ス

第九條 土地ノ貸付ハ左ノ期間ヲ超ユルコトヲ得ス

一 無償貸付 十年

二 有償貸付 十五年

第十條 前二條ノ期間ハ植樹又ハ泥炭地ノ使用ニ限り特ニ二十年迄之ヲ延長スルコトヲ得

第十一條 天災其ノ他避クヘカラサル事故ニ因リ豫定ノ期間内ニ事業ヲ成功スルコト能ハサル者ニ對シテハ其ノ期間ヲ延長スルコトヲ得

前項ノ延長期間ハ通シテ豫定期間ノ半ヲ超ユルコトヲ得ス

第十二條 土地ノ貸付ヲ受ケタル者ノ權利ハ之ヲ讓渡スルコトヲ得ス但シ行政廳ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス前項ノ規定ニ違反シタル者ニ對シテハ其ノ貸付處分ヲ取消ス

ハ之ヲ辨償ス但シ第三條第二項ニ依リ貸付シタル土地ノ評定價額其ノ土地ニ對シテ費シタル直接ノ費用ヨリ多キトキハ其ノ價額ニ依リテ辨償ス  
前項ノ處分ニ要スル費用ハ返還地ノ使用ヲ爲スヘキ者ニ於テ之ヲ負擔スヘシ

第十七條 自己ノ便宜ニ依リ貸付地ヲ返還シ又ハ賣拂、貸付若ハ付與ノ處分ヲ取消ヲ受ケタル場合ニ於テ其ノ土地ニ存在スル工作物其ノ他ノ物件アル時ハ所有者ニ於テ行政廳ノ指定スル期間内ニ之ヲ除去スヘシ其ノ除去セラレサルモノハ國ノ所有ニ歸ス

第十八條 天災其ノ他避クヘカラサル事故ニ因リニ非スシテ貸付地ヲ返還シ又ハ第十四條第一項ノ處分若ハ付與ノ處分ヲ取消ヲ受ケタル場合ニ於テ伐採シタル樹木アルトキハ其ノ相當代價ヲ辨償セシム

第十九條 民有ト爲リタル土地ニ對スル地租ハ事業成功期間満了ノ翌年ヨリ起算シ十年ノ後ニ非サレハ之ヲ賦課セス但シ素地ノ儘使用スル土地又ハ交換若ハ第四條ニ依リ付與シタル土地ニ對シテハ民有ト爲リタル翌年ヨリ起算ス

第二十條 土地ノ賣拂又ハ付與ヲ受ケタル者六月以内ニ其ノ原因ニ依リ登記ヲ請フトキ又ハ土地臺帳ニ登錄スルトキハ其ノ登録稅ヲ免除ス前項ノ登記ノ申請ヲ爲ス者ハ其ノ申請書ニ本法ニ依リ處分セラレタル土地タルコトヲ記載スルコトヲ要ス

第二十一條 拓殖上又ハ土地整理上必要アル場合ニ於テハ既ニ開墾セラレタル部分ヲ含ム土地ト雖本法ニ依リ處分スルコト

コトヲ得

第十三條 賣拂又ハ貸付ヲ受ケタル者ノ權利ヲ取得シタル者ハ本法ニ依ル前者ノ權利義務ヲ承繼ス

第十四條 土地ノ賣拂又ハ第三條第二項ニ依リ貸付ヲ受ケタル者法令ノ規定又ハ豫定ノ事業方法ニ違反シタルトキハ未成功地ノ全部ニ付賣拂又ハ貸付ノ處分ヲ取消スヘシ此ノ場合ニ於テ拓殖上又ハ土地整理上支障アリト認ムルトキハ其ノ成功地ノ一部又ハ全部ニ付亦同シ

前項ノ場合ニ於テ賣拂ヒタル土地ニ付テハ賣拂代金ハ之ヲ還付セス

第十五條 左ノ場合ニ於テハ天災其ノ他避クヘカラサル事故ニ因ルモノヲ除ク外貸付又ハ付與ノ處分ヲ取消スヘシ但シ借地料ハ之ヲ還付セス

一 第四條又ハ第五條ニ依リ無償ニテ貸付シタル土地ニシテ一年以内ニ事業ニ著手セス又ハ豫定ノ目的ニ使用セサルトキ

二 第四條又ハ第五條ニ依リ付與又ハ有償ニテ貸付シタル土地ニシテ二年以内ニ事業ニ著手セス又ハ豫定ノ目的ニ使用セサルトキ

第十六條 貸付地ニシテ公用又ハ公共ノ利益ト爲ルヘキ事業ニ供スル爲必要アルモノハ之ヲ返還セシムルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ其ノ土地ニ存在スル工作物其ノ他ノ物件アルトキハ所有者ノ請求ニ因リ評定ノ上移轉料ヲ辨償シ又ハ評定價額ヲ以テ之ヲ買收シ且土地ニ對シテ費シタル直接ノ費用

ヲ得

第二十二條 賣拂、貸付又ハ付與ノ處分ヲ取消アリタルトキハ其ノ土地ニ付登記シタル所有權以外ノ權利ハ消滅ス

第二十三條 賣拂ヒ又ハ付與シタル土地ノ返還ヲ命シタルトキハ行政廳ハ其ノ旨ヲ管轄登記所ニ通知スヘシ

前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ登記官吏ハ通知ノ事項ヲ登記用紙中甲區事項欄ニ記載シ不動產ノ表示、表示番號及登記番號ヲ朱抹シ其ノ登記用紙ヲ閉鎖スルコトヲ要ス

第二十四條 第十四條第一項又ハ第十五條ノ處分ヲ受ケタル者其ノ處分ニ不服アルトキハ訴訟又ハ行政訴訟ヲ提起スルコトヲ得

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(明治四十一年六月十一日勅令第四百九十九號ヲ以テ明治四十一年七月一日ヨリ施行)

第十五條ノ期間ハ舊法ニ依リ付與又ハ貸付シタル土地ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

舊法第三條第一項ニ依リ貸付シタル土地ニ對シテハ本法ノ特定地ニ關スル規定ヲ適用ス

舊法ニ依リ賣拂ヒ交換若ハ付與シタル土地ノ免租期間ハ仍從前ノ例ニ依ル

北海道國有林野及產物處分令

勅令第二百八十六號 明治四十一年十一月二十八日



- 第一條 國有林野ニシテ國土保安又ハ國有林野ノ經營上國有トシテ保存ノ必要アルモノハ賣拂ヒ、讓與シ又ハ交換スルコトヲ得ス
- 但シ公用又ハ公益事業ノ爲必要アルトキハ此ノ限ニ在ラス
- 第二條 北海道廳長官ハ左ノ場合ニ限り隨意契約ヲ以テ國有林野ヲ賣拂ヒ、貸付シ、讓與シ又ハ交換スルコトヲ得
- 一 公用又ハ公共ノ利益トナルヘキ事業ノ爲必要ナルトキ
  - 二 區町村其ノ他公共團體ノ基本財産ニ充ツル爲賣拂フトキ
  - 三 命令ノ定ムル所ニ依リ特別ノ緣故アル林野ヲ其ノ緣故者ニ賣拂フトキ
  - 四 現ニ北海道ニ於テ鑛業又ハ北海道廳長官ノ定メタル資格ヲ有スル重要製産品ノ製造業ヲ營ム者ニ對シ其ノ事業ノ爲必要ナル林野ヲ賣拂フトキ
  - 五 民有地、道路、河川等ニ介在スル二十町歩以内ノ林野ヲ賣拂フトキ
  - 六 道路、溜池、堤塘、溝渠等ノ敷地トシテ貸付シタル林野ヲ其ノ借地人ニ賣拂フトキ
  - 七 宅地、耕地、牧場、放牧地、植樹地又ハ海産干場ニ供スル爲貸付スルトキ
  - 八 北海道廳長官ノ定メタル重要製産品製造業ノ用ニ供スル爲貸付スルトキ
  - 九 木材業附帶ノ用ニ供スル爲貸付スルトキ
  - 十 見積借地料一年金三百圓ヲ超エサル林野ヲ貸付スルトキ
- 第三條 北海道廳長官ハ左ノ場合ニ限り隨意契約ヲ以テ國有林

- 野ノ產物若ハ土石ヲ賣拂ヒ又ハ無料採取セシムルコトヲ得
- 一 公用又ハ公共ノ利益トナルヘキ事業ノ爲必要ナルトキ
  - 二 部分林ノ產物ヲ造林者ニ賣拂フトキ
  - 三 北海道廳長官ノ定メタル資格ヲ有スル重要製産品ノ製造業者ニ其ノ原料ヲ賣拂フトキ
  - 四 前號ノ場合ニ於テ原料以外ノ產物ヲ併セ處分スルニ非サレハ森林經營上支障アルニ因リ之ヲ同時ニ賣拂フトキ
  - 五 施業案ニ基ク斫伐案ヲ施行スルニ際シ競争ニ付スルトキハ森林ノ更新ヲ障害スル虞アル場合ニ於テ其ノ森林ノ產物ヲ北海道廳長官ノ定ムル資格ヲ有スル木材業者ニ賣拂フトキ
  - 六 非常ノ災害アリタル場合ニ於テ其ノ罹災者ニ建築、營繕又ハ薪炭ノ材料ヲ賣拂フトキ
  - 七 見積價格金六百圓ヲ超エサル產物又ハ土石ヲ賣拂フトキ
  - 八 鑛業ニ必要ナル產物ヲ鑛業人ニ賣拂フトキ
  - 九 河海、沼湖、濠池ノ埋立ニ要スル土石ヲ賣拂フトキ
  - 十 國有林野ノ保護及更新上必要ト認ムル場合ニ於テ制限ヲ付シ地元人民ニ其ノ產物ヲ採取セシムルトキ
- 第四條 用途ヲ指定シテ讓與シタル國有林野ヲ指定ノ期間内ニ其ノ用途ニ使用セス又ハ指定ノ期間内ニ其ノ使用ヲ廢シタルトキハ之ヲ返還セシムルコトヲ得
- 附則
- 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
- 明治三十五年勅令第二百七號(北海道國有森林原野ニ關スル特

別處分ノ件)ハ之ヲ廢止ス

朝鮮官有財産管理規則

勅令第二百號 明治四十四年七月十七日

改正 大正七年第一號

- 第一條 本令ニ於テ官有財産ト稱スルハ國有ノ不動産、船舶及其ノ附屬物ヲ謂フ
- 第二條 朝鮮總督所轄ノ官有財産ハ特別ノ規定アル場合ヲ除クノ外本令ニ依リ朝鮮總督之ヲ管理及處分ス
- 第三條 公用中ノ官有財産ハ賣拂、貸付、讓與又ハ交換スルコトヲ得ス
- 前項ノ官有財産ハ公用ヲ妨ケサル場合ニ限り其ノ使用ヲ許可スルコトヲ得
- 第四條 官有財産ハ其ノ管理又ハ處分ニ關係アル職員ニ對シ之ヲ賣拂、貸付、讓與又ハ交換スルコトヲ得ス
- 第五條 官有財産ノ賣拂又ハ貸付ハ左ニ掲クル場合ニ限り隨意契約ニ依ルコトヲ得
- 一 公用ニ供シ又ハ公共ノ利益ト爲ルヘキ事業ニ供スル爲公共團體又ハ起業者ニ賣拂又ハ貸付スルトキ
  - 二 鑛業又ハ植林事業ニ直接附隨シ必要缺クヘカラスト認ムル土地ヲ起業者ニ賣拂又ハ貸付スルトキ
  - 三 官設事業ニ直接附隨スル事業ノ爲必要缺クヘカラスト認ムル土地又ハ工作物ヲ起業者ニ貸付スルトキ

- 四 開墾若ハ牧畜ノ爲土地ヲ貸付スルトキ又ハ其ノ事業成功ノ後其ノ土地ヲ起業者ニ賣拂フトキ
  - 五 開墾、牧畜又ハ漁業ニ従事スル者ニ對シ其ノ事業ニ附帶シテ必要ナル土地又ハ工作物ヲ賣拂又ハ貸付スルトキ
  - 五ノ二 朝鮮總督ノ定ムル重要產物ノ製造業者ニシテ其ノ定ムル資格ヲ有スル者ニ對シ其ノ事業ノ爲必要ナル土地又ハ工作物ヲ賣拂又ハ貸付スルトキ
  - 五ノ三 朝鮮總督ノ定ムル資格ヲ有スル造船業者ニ對シ其ノ事業ノ爲必要ナル土地又ハ工作物ヲ賣拂又ハ貸付スルトキ
  - 六 市區計劃ノ確定シタル市街豫定地ヲ特別ノ條件ヲ附シ賣拂又ハ貸付スルトキ
  - 七 一箇所ニ付六百坪未滿ニシテ評定價格千圓未滿ノ土地ヲ賣拂フトキ
  - 八 一箇所千坪未滿ニシテ見積貸付料一年三百圓以下ノ土地ヲ五年以内ノ期間ヲ以テ貸付スルトキ
  - 九 一年以内ノ期間ヲ以テ工作物ヲ貸付スルトキ
  - 十 僻陬ノ地ニ在ル不用ノ工作物ニシテ評定價格五百圓未滿ノモノヲ賣拂フトキ
- 第六條 官有財産ヲ賣拂ヒタルトキハ其ノ代金完納ノ後ニ非サレハ之ヲ引渡スコトヲ得ス
- 第七條 官有財産ハ無料ニテ貸付シ又ハ使用ヲ許可スルコトヲ得ス但シ公用ノ爲又ハ營利ヲ目的トセサル公共ノ利益ト爲ルヘキ事業ノ爲ニスル場合ハ此ノ限ニ在ラス



第八條 官有財產ノ貸付料又ハ使用料ハ毎年之ヲ前納セシムヘシ但シ相當ノ保證ヲ立テ又ハ擔保ヲ供シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第九條 官有財產ノ貸付期間ハ土地ニ付テハ二十年其ノ他ノ物件ニ付テハ三年ヲ超ユルコトヲ得ス

第十條 官有財產貸付期間中公用ニ供スルノ必要ヲ生シタルトキハ貸付ノ契約ヲ解除シ之ヲ返還セシムヘシ

第十一條 官有財產ハ左ニ掲クル場合ヲ除クノ外之ヲ讓與スルコトヲ得ス

一 公用ニ供シ又ハ營利ヲ目的トセサル公共ノ利益ト爲ルヘキ事業ニ供スル爲必要ナルトキ

二 公園、公共道路、河川、堤防、溝渠、溜池等ヲ開設シタル爲不用ニ歸シタル舊同種類ノ土地ヲ其ノ開設者ニ下付スルトキ

三 公用ヲ廢シタル土地ヲ其ノ公用中維持保存費ノ負擔義務ヲ有シタル者ニ下付スルトキ

第十二條 官有財產ハ交換スルコトヲ得ス但シ土地建物ハ公用ニ供シ若ハ公共ノ利益ト爲ルヘキ事業ニ供スル爲必要ナルトキ又ハ官有地整理ノ爲必要ナルトキニ限り其ノ評定價格同一

以上ノ土地建物ト交換スルコトヲ得

第十三條 左ノ場合ニ於テハ官有財產ノ賣拂、讓與、交換又ハ貸付ノ契約ヲ解除スルコトヲ得

一 公用ニ供シ又ハ公共ノ利益ト爲ルヘキ事業ニ供スル爲賣拂、貸付、讓與又ハ交換シタル官有財產ヲ三年以内ニ其ノ用ニ供セサルトキ

二 第五條第二號乃至第五號ノ規定ニ依リ賣拂又ハ貸付シタル土地又ハ工作物ヲ二年以内ニ其ノ用ニ供セサルトキ

三 第五條第六號ノ規定ニ依リ土地ノ賣拂又ハ貸付ヲ受ケタル者二年以内ニ工事ニ著手セサルトキ

前項各號ノ期間ハ天災其ノ他避クヘカラサル事由アリタル場合ニ限り各其ノ半期間以内ノ延長ヲ爲スコトヲ得

第十四條 官有水面ハ公用ニ妨ナキ限り著手及成功ノ期限並一切ノ條件ヲ定メ其ノ埋立ヲ特許シ條件ノ定ムル所ニ從ヒ埋立地ノ全部又ハ一部ヲ其ノ起業者ニ賣拂、貸付又ハ讓與スルコトヲ得

第十五條 朝鮮總督ハ明治四十四年四月一日ヨリ起算シ十年毎ニ其ノ年三月三十一日現在ノ官有財產目錄ヲ調製シ八月三十一日迄ニ之ヲ主管大臣ニ報告スヘシ

第十六條 朝鮮總督ハ毎年前會計年度ニ於ケル官有財產ノ増減報告書ヲ調製シ八月三十一日迄ニ之ヲ主管大臣ニ報告スヘシ

第十七條 前二條ノ官有財產目錄及官有財產増減報告書ハ主管大臣ニ於テ其ノ調製シタル年開會ノ帝國議會ニ之ヲ報告スヘシ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

官有財產目錄ハ第十五條ノ規定ニ依リ調製スルノ外同條ノ期限前ニ於テ第一回ノ調製ヲ爲スヘシ

朝鮮國有森林未墾地及森林產物特別處分令

勅令第六號 大正元年八月十五日

改正 大正六年第一九八號、八年第四二五號

第一條 朝鮮ニ於ケル國有森林ノ賣拂又ハ貸付ハ左ニ掲クル場合ニ限り隨意契約ニ依ルコトヲ得

一 公用又ハ公益事業ノ爲必要ナルトキ

二 移民團體ノ用ニ供スル爲必要ナルトキ

三 鑛業ノ爲必要ナルトキ

四 朝鮮總督ノ定ムル所ニ依リ特別ノ緣故アル森林ヲ其ノ緣故者ニ賣拂フトキ

五 五十町歩以内ノ森林ヲ賣拂フトキ

六 造林又ハ牧畜ノ用ニ供スル爲貸付スルトキ

七 林業ニ直接附隨ノ用ニ供スル爲貸付スルトキ

八 一年ノ見積貸付料百圓ヲ超エサル森林ヲ貸付スルトキ

第二條 國有森林ノ貸付ハ左ノ期間ヲ超ユルコトヲ得ス

一 造林ノ用ニ供スル場合ニ於テハ八十年

三 其ノ他ノ用ニ供スル場合ニ於テハ十五年

前項ノ期間ハ之ヲ更新スルコトヲ得

第三條 國有森林ハ左ニ掲クル場合ヲ除クノ外無料ニテ貸付スルコトヲ得ス

一 第一條第一號又ハ第七號ニ依リ貸付スルトキ

二 朝鮮總督ノ定ムル所ニ依リ特別ノ緣故アル森林ヲ造林ノ目的ヲ以テ其ノ緣故者ニ貸付スルトキ

第四條 國有森林ノ產物ノ賣拂ハ左ニ掲クル場合ニ限り隨意契約ニ依ルコトヲ得

一 公用又ハ公益事業ノ爲必要ナルトキ

二 鑛業ノ爲必要ナルトキ

三 朝鮮總督ノ定ムル所ニ依リ特別ノ緣故アル森林ノ產物ヲ其ノ緣故者ニ賣拂フトキ

四 朝鮮總督ノ定ムル重要物產ノ製造業者ニシテ其ノ定ムル資格ヲ有スルモノニ對シ原料ヲ賣拂フトキ又ハ原料ト併合シテ處分スルニ非サレハ森林ノ更新ヲ障害スルノ虞アル混生木ヲ原料ト共ニ賣拂フトキ

五 施業案ヲ執行スルニ際シ競争ニ付スルトキハ森林ノ更新ヲ障害スル虞アル場合ニ於テ其ノ產物ヲ朝鮮總督ノ定ムル資格ヲ有スル木材業者ニ賣拂フトキ

六 見積價格千圓ヲ超エサルトキ

國有森林ノ事業ノ請負人ニ其ノ事業ニ必要ナル產物ヲ賣拂フトキ又ハ國有森林ノ產物ノ買受人ニ其ノ產物ノ搬出其ノ他ノ處置ニ必要ナル產物ヲ賣拂フトキ



第五條 朝鮮ニ於ケル國有未墾地ノ貸付ハ隨意契約ニ依ルコトヲ得貸付シタル國有未墾地ヲ豫定ノ事業成功後其ノ借受人ニ賣拂フトキ亦同シ

第六條 本令中森林及其ノ產物ニ關スル規定ハ森林令ノ全部又ハ一部ヲ準用スル土地及其ノ產物ノ處分ニ之ヲ準用ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

臺灣官有財產管理規則

勅令第三十九號 明治三十五年二月二十五日

改正 明治四五年第七號

第一條 本令ニ於テ官有財產ト稱スルハ國有ニ屬スル不動産、船舶及其ノ附屬物ヲ謂フ

第二條 臺灣ニ於ケル官有財產ノ管理及處分ハ特別ノ規定アル場合ヲ除クノ外總テ本令ノ規定ニ依ル

第三條 官有財產ハ臺灣總督之ヲ管理及處分ス

第四條 公用中ノ官有財產ハ賣拂、貸付、讓與又ハ交換スルコトヲ得ス

前項ノ官有財產ハ其ノ公用ヲ妨ケサル場合ニ限り有償又ハ無償ニテ其ノ使用ヲ許可スルコトヲ得

第五條 官有財產ハ其ノ管理若ハ處分ニ關係アル職員ニ對シ之ヲ賣拂、貸付、讓與又ハ交換スルコトヲ得ス

第六條 官有財產ノ賣拂又ハ貸付ハ左ニ掲クル場合ニ限り隨意

スルコトヲ得

前項ニ依リ土地ヲ貸付スルトキハ全部成功後道路、溝渠等公用ニ供スヘキ部分ヲ除キ其ノ成功地ヲ事業者ニ賣拂又ハ貸付スヘキコトヲ豫約スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ豫メ賣拂代價又ハ貸付料ヲ定ムヘシ

第十條 前條ノ開墾事業期間内ニ成功セサル場合ト雖モ土地整理上支障ナシト認ムルトキハ成功地ノ一部又ハ全部ヲ前條豫約ノ條件ニ從ヒ事業者ニ賣拂又ハ貸付スルコトヲ得但シ未成功地ハ之ヲ返還セシメ其ノ貸付期間ニ相當スル貸付料ヲ拂ハシムヘシ

第十一條 官有財產ノ使用料又ハ貸付料ハ之ヲ前納セシムヘシ但シ前條但書ノ貸付料ハ此ノ限ニ在ラス

第十二條 官有財產ノ貸付ハ特別ノ規定アル場合ヲ除クノ外左ノ期間ヲ超ユルコトヲ得ス

一 土地ハ二十年

二 其ノ他ノ物件ハ三年

土地ノ利用ノ爲ニ必要ナル定著物ヲ土地ト共ニ貸付スルトキハ其ノ土地ノ貸付期間之ヲ貸付スルコトヲ得

開墾ノ爲ニ貸付シタル土地ニシテ天災其ノ他避クヘカラサル事故ニ由リ貸付期間内ニ事業成功セサルトキハ其ノ半期間以内ノ延期ヲ爲スコトヲ得

第十三條 官有財產貸付期間中官ノ使用ニ供スルノ必要ヲ生シタルトキハ貸付ノ契約ヲ解除シ之ヲ返還セシムヘシ  
前項ノ場合ニ於テ借受人ハ直接ニ受ケタル損失ニ付其ノ賠償

契約ニ依ルコトヲ得

一 公用ニ供シ又ハ公共ノ利益トナルヘキ事業ニ供スル爲公

共團體若ハ其ノ起業者ニ賣拂又ハ貸付スルトキ

二 鑛業、鹽業、糖業、水産業、農業又ハ植林事業ニ直接附隨シ必要缺クヘカラスト認ムル土地ヲ其ノ起業者ニ賣拂又ハ貸付スルトキ

三 官設事業ニ直接附隨スル事業ノ爲必要缺クヘカラスト認ムル土地、建物ヲ其ノ起業者ニ貸付スルトキ

四 未開ノ島嶼ニ於テ移住ノ爲必要ナル土地建物ヲ賣拂又ハ貸付スルトキ

五 市區計畫ノ確定シタル市街豫定地ヲ賣拂又ハ貸付スルトキ

六 開墾ノ爲土地ヲ貸付スルトキ又ハ開墾成功ノ後其ノ土地ヲ開墾者ニ賣拂フトキ

七 一箇所ニ付百五十坪以下ニシテ評定價格千圓未滿ノ土地ヲ賣拂フトキ

八 二百坪未滿ノ土地ヲ五箇年以内ノ期限ヲ以テ貸付スルトキ

第七條 官有財產ヲ賣拂ヒタルトキハ其ノ代金完納後ニ非サレハ之ヲ引渡スコトヲ得ス

第八條 官有財產ハ無料ニテ貸付スルコトヲ得ス但シ公用ノ爲又ハ營利ヲ目的トセサル公益事業ノ爲ニスル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第九條 開墾ノ爲土地ノ貸付ヲ請フ者アルトキハ無料ニテ貸付

ヲ求ムルコトヲ得但シ特別ノ契約アル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第十四條 官有財產ハ讓與スルコトヲ得ス但シ左ニ掲クル場合ハ此ノ限ニ在ラス

一 御料財產ニ編入スルトキ

二 公用ニ供シ又ハ公共ノ利益トナルヘキ事業ニ供スル爲公共團體ニ下付スルトキ

三 公園、公共道路、河川、堤防、溝渠、溜池等ヲ開設シタル爲不用ニ歸シタル舊同種類ノ土地ヲ其ノ開設者ニ下付スルトキ

四 公用ヲ廢シタル土地ヲ其ノ公用中維持保存費ノ負擔義務ヲ有シタルモノニ下付スルトキ

第十五條 官有財產ハ他人ノ物件ト交換スルコトヲ得ス但シ土地建物ハ左ニ掲クル場合ニ限り其ノ評定價格同一以上ノ土地建物ト交換スルコトヲ得

一 公共ノ利益トナルヘキ事業ニ供スル爲必要トスルトキ

二 官有地整理ノ爲必要トスルトキ

第十六條 左ノ場合ニ於テハ官有財產ノ賣拂、讓與、交換ヲ取消シ又ハ貸付ノ契約ヲ解除スルコトヲ得

一 第九條ニ依リ土地ノ貸付ヲ受ケタルモノ一箇年内ニ事業ニ著手セサルトキ

二 公用ニ供シ又ハ公共ノ利益トナルヘキ事業ニ供スル爲ニ賣拂、讓與又ハ交換シタル官有財產ニシテ三箇年内ニ其ノ用ニ供セラレサルトキ



三 第六條第二、第三、第四及第八條ニ依リ賣拂又ハ貸付シタル土地建物ニシテ二箇年內ニ其ノ用ニ供セラレサルトキ

四 第六條第五ニ依リ土地ノ賣拂又ハ貸付ヲ受ケタル者二箇年內ニ工事ニ著手セサルトキ

前項各號ノ期間ハ天災其ノ他避クヘカラサル事故ニ由リ各其ノ半期間以內ノ延長ヲ爲スコトヲ得

第十七條 公用ニ供シタル官有水面ノ埋立ヲ請フモノアルトキハ其ノ公用ヲ廢スルモ妨ナキ部分ニ限リ著手並成功期限及條件ヲ定メ其ノ埋立ヲ特許スルコトヲ得

第九條第十條第十一條及第十二條第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十八條 臺灣總督ハ明治三十四年三月三十一日ヨリ起算シテ簡年毎ニ其ノ年三月三十一日現在ノ官有財產目錄ヲ調製シ六月三十日迄ニ主管大臣ニ報告スヘシ

第十九條 臺灣總督ハ毎年會計年度間ニ於ケル官有財產ノ増減報告書ヲ調製シ六月三十日迄ニ主管大臣ニ報告スヘシ

第二十條 第十八條及第十九條ニ依リ調製シタル官有財產目錄及官有財產増減報告書ハ主管大臣ニ於テ其ノ調製シタル年開會ノ帝國議會ニ報告スヘシ

第二十一條 此ノ規則ハ公用ニ供セサル官有水面ニ之ヲ準用ス

附則 第二十二條 此ノ規則ハ明治三十五年三月一日ヨリ之ヲ施行ス

七 從來ノ慣行ニヨリ地元人民ニ木竹薪炭材下草秣小柴若クハ土石ヲ賣渡ストキ

八 地籍調査ニ依リ發見シタル開墾地ヲ其ノ開墾人ニ賣渡ストキ

八ノ二 林野調査ノ査定前慣行ニ依リ開墾、牧畜若ハ植樹ノ爲森林原野ヲ使用シ又ハ森林原野ノ重要產物ヲ採取シタル者ニ其ノ森林原野ヲ賣渡ストキ

九 建築其ノ他ノ用ニ供スヘキ土石ヲ發見シタル場合ニ於テ之ヲ其ノ發見人ニ賣渡ストキ

十 季節アル生産物ヲ賣拂フトキ

十一 開墾牧畜若クハ植樹ノ爲メ貸渡シタル森林原野ノ區域內ニアル產物ヲ其ノ借受人ニ賣拂フトキ

十二 林業附帶ノ用ニ供スル爲メ森林原野ヲ貸渡シ若クハ產物ヲ賣渡ストキ

十三 部分方法ニ依リ林產物製造ノ爲メ其ノ原料ヲ請負人ニ賣渡ストキ

十四 見積借地料一箇年金二百圓ニ超エサル森林原野ヲ貸渡ストキ

十五 見積代價六百圓ニ超エサル主副產物ヲ賣拂フトキ

十六 河海沼湖濠池ノ埋立ニ要スル土石ヲ賣渡ストキ

十七 樟腦製造ノ爲樟樹若ハ其ノ他ノ木竹ヲ賣拂フトキ

十八 伐採期ニ達シタル蕃地ノ林野ノ產物ヲ林業ノ經驗ヲ有シ且相當ノ資産ヲ有スル者ニ限リ賣拂フトキ

十九 セメント又ハ石灰製造ノ爲メ土石ヲ賣拂フトキ

第二十四條 官有財產目錄ノ第一回調製期日ハ臺灣總督之ヲ定ム

臺灣官有森林原野及產物特別處分令

勅令第三百一十一號 明治二十九年九月二十三日

改正 明治三十二年第二九一號、三十二年第二七號、四三年第四三七號、大正二年第九六號、四年第八三號

第一條 臺灣總督ハ左ノ場合ニ限リ官有森林原野及其ノ產物ヲ競争ニ付セス隨意ノ契約ヲ以テ貸渡シ又ハ賣渡スコトヲ得  
一 官廳又ハ公共ノ用ニ供スル爲メ森林原野ヲ貸渡シ若クハ賣渡シ及其ノ建築材料ヲ賣渡ストキ  
二 開墾若クハ牧畜ノ爲メ森林原野ヲ貸渡シ若クハ賣渡ストキ

但森林原野ヲ賣渡スニハ其ノ買受豫約人ニ於テ豫定ノ事業ヲ成功シタル後ニ限ル

三 鑛業ノ爲メ森林原野ヲ貸渡シ若クハ建築材料又ハ薪炭材ヲ賣渡ストキ

四 植樹ノ爲メ森林原野ヲ貸渡シ若クハ賣渡ストキ  
但森林原野ヲ賣渡スニハ其ノ買受豫約人ニ於テ豫定ノ事業ヲ成功シタル後ニ限ル

五 非常ノ災害ニ罹リタル地方人民ノ爲メ建築材料ヲ賣渡ストキ

六 部分木ヲ仕付人ニ賣拂フトキ

第二條 臺灣總督ハ競争ニ付シタル物件ノ豫定價格ニ達セス該入札ヲ取消シタル場合ニ於テ爾後三十日以内ニ豫定價格ヨリ低カラサル代價ヲ以テ同一物件ノ拂下若クハ貸下ヲ望ムモノアルトキハ隨意之ヲ賣渡シ若クハ貸渡スコトヲ得

第三條 臺灣總督ハ森林保護ノ爲メ必要ト認ムルトキハ制限ヲ附シ地元人民ニ森林ノ副產物ヲ無料ニテ採取セシムルコトヲ得

第四條 臺灣總督ハ森林手入ノ爲メ採取シタル產物ノ全部又ハ一部ヲ手入料トシテ下付スルコトヲ得

第五條 本令施行ニ關スル細則ハ臺灣總督之ヲ定ム

樺太官有財產管理規則

勅令第二百八十九號 明治四十四年十二月二十三日

第一條 本令ニ於テ官有財產ト稱スルハ國有ノ不動産、船舶及其ノ附屬物ヲ謂フ

第二條 樺太廳長官所轄ノ官有財產ハ本令ニ依リ樺太廳長官之ヲ管理及處分ス

第三條 公用中ノ官有財產ハ賣拂、貸付、讓與又ハ交換スルコトヲ得ス

前項ノ官有財產ハ公用ヲ妨ケサル場合ニ限リ其ノ使用ヲ許可スルコトヲ得

第四條 官有財產ハ其ノ管理又ハ處分ニ關係アル職員ニ對シテ之ヲ賣拂、貸付、讓與又ハ交換スルコトヲ得ス



第五條 官有財産ノ賣拂又ハ貸付ハ左ノ場合ニ限り隨意契約ニ依ルコトヲ得

- 一 公用ニ供シ又ハ公共ノ利益ト爲ルヘキ事業ニ供スル爲公共團體又ハ其ノ起業者ニ賣拂又ハ貸付スルトキ
- 二 鑛業、漁業又ハ林業ニ直接附隨シテ必要ナル土地又ハ工作物ヲ其ノ起業者ニ賣拂又ハ貸付スルトキ
- 三 官設事業ニ直接附隨スル事業ノ爲必要ナル土地又ハ工作物ヲ其ノ起業者ニ貸付スルトキ
- 四 移住民ニ對シ其ノ居住上必要ナル土地又ハ工作物ヲ賣拂又ハ貸付スルトキ
- 五 一箇所ニ付二百坪以下ニシテ評定價額五百圓以下ノ土地ヲ賣拂フトキ
- 六 一箇所ニ付二百坪以下ニシテ一年ノ見積貸付料百圓以下ノ土地ヲ五年内ノ期間ヲ以テ貸付スルトキ
- 第六條 官有財産ヲ賣拂ヒタルトキハ其ノ代金完納後ニ非サレハ之ヲ引渡スコトヲ得ス
- 第七條 官有財産ハ無料ニテ貸付シ又ハ使用ヲ許可スルコトヲ得ス但シ左ニ掲クル場合ハ此ノ限ニ在ラス
  - 一 公用ニ供シ又ハ營利ヲ目的トセサル公共ノ利益ト爲ルヘキ事業ノ爲必要ナルトキ
  - 二 移住民ニ對シ其ノ居住上必要ナル土地又ハ工作物ヲ貸付スルトキ
- 第八條 官有財産ノ貸付料又ハ使用料ハ毎年之ヲ前納セシムヘシ但シ相當ノ保證ヲ立テ又ハ擔保ヲ供シタルトキハ此ノ限ニ

在ラス

- 第九條 官有財産ノ貸付ハ左ノ期間ヲ超ユルコトヲ得ス
  - 一 土地ハ二十年
  - 二 其ノ他ノ物件ハ三年
- 土地利用ノ爲必要ナル定著物ヲ土地ト共ニ貸付スルトキハ其ノ土地ノ貸付期間之ヲ貸付スルコトヲ得
- 第十條 官有財産ノ貸付期間中公用ニ供スル必要ヲ生シタルトキハ貸付ノ契約ヲ解除シ之ヲ返還セシムヘシ
- 前項ノ場合ニ於テ借受人ハ直接ニ受ケタル損害ニ付其ノ賠償ヲ求ムルコトヲ得但シ特別ノ契約アルトキハ此ノ限ニ在ラス
- 第十一條 官有財産ハ讓與スルコトヲ得ス但シ左ニ掲クル場合ハ此ノ限ニ在ラス
  - 一 公用ニ供シ又ハ營利ヲ目的トセサル公共ノ利益ト爲ルヘキ事業ニ供スル爲公共團體又ハ其ノ起業者ニ下付スルトキ
  - 二 公園、道路、河川、堤防、溝渠又ハ溜池ヲ開設シタル爲不用ニ歸シタル舊同種類ノ土地ヲ其ノ開設者ニ下付スルトキ
  - 三 公用ヲ廢シタル土地ヲ其ノ公用中維持保存ノ費用ヲ負擔シタル者ニ下付スルトキ
- 第十二條 官有財産ハ交換スルコトヲ得ス但シ土地建物ハ左ニ掲クル場合ニ限り其ノ評定價額同一以上ノ土地建物ト交換スルコトヲ得
  - 一 公用ニ供シ又ハ公共ノ利益ト爲ルヘキ事業ノ爲必要ナル

十日迄ニ之ヲ主管大臣ニ報告スヘシ

第十九條 樺太廳長官ハ毎年前會計年度ニ於ケル官有財産ノ増減異動報告書ヲ調製シ六月三十日迄ニ之ヲ主管大臣ニ報告スヘシ

第二十條 前二條ノ官有財産目録及官有財産増減異動報告書ハ主管大臣ニ於テ其ノ調製シタル年開會ノ帝國議會ニ之ヲ報告スヘシ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

樺太國有土地管理規則(明治四十年三月二十九日勅令第八十三號)ハ之ヲ廢止ス但シ同令ニ依リ貸付シタル土地ニ付テハ仍從前ノ規定ニ依ル

樺太國有森林原野產物特別處分令

勅令第二百九十七號 明治四十四年十二月二十九日

- 第一條 樺太ニ於ケル國有森林原野產物ノ處分ニ付テハ左ノ場合ニ限り隨意契約ニ依ルコトヲ得
  - 一 公用ニ供シ又ハ公共ノ利益ト爲ルヘキ事業ニ供スル爲賣拂フトキ
  - 二 鑛業又ハ漁業ヲ營ム者ニ對シ其ノ事業ニ必要ナル材料ヲ賣拂フトキ

トキ

二 官有地整理ノ爲必要ナルトキ

第十三條 左ノ場合ニ於テハ官有財産ノ賣拂、讓與、交換又ハ貸付ノ契約ヲ解除スルコトヲ得

一 公用ニ供シ又ハ公共ノ利益ト爲ルヘキ事業ニ供スル爲賣拂、讓與、交換又ハ貸付シタル官有財産ヲ三年内ニ其ノ用途ニ供セサルトキ

二 第五條第二號乃至第四號ノ規定ニ依リ賣拂又ハ貸付シタル官有財産ヲ二年内ニ豫定ノ用途ニ供セサルトキ

三 賣拂代金又ハ貸付料金ヲ指定ノ期間内ニ完納セサルトキ

第十四條 官有水面ハ公用ニ妨ナキ部分ニ限り著手及成功ノ期限並一切ノ條件ヲ定メ其ノ埋立ヲ特許スルコトヲ得

第十五條 前條ノ場合ニ於テハ全部成功ノ後道路、溝渠等公用ニ供スル部分ヲ除クノ外其ノ成功地ヲ事業者ニ賣拂、讓與又ハ貸付スヘキコトヲ豫約スルコトヲ得

第十六條 官有水面埋立ノ特許ヲ受ケタル者指定ノ期間内ニ其ノ事業ニ著手又ハ成功セサルトキハ其ノ特許ヲ取消スヘシ但シ天災其ノ他避クヘカラサル事故ニ因リ指定ノ期間内ニ著手又ハ成功セサルトキハ半期間内ノ延期ヲ爲スコトヲ得

第十七條 前條ノ規定ニ依リ特許ヲ取消シタル場合ニ於テ水面又ハ土地ノ狀況ニ依リ支障ナシト認ムルトキハ成功地ノ一部又ハ全部ヲ其ノ事業者ニ賣拂、讓與又ハ貸付スルコトヲ得



- 三 樺太廳長官ノ定ムル重要製産品製造業者ニ對シ其ノ事業ニ必要ナル原料ヲ賣拂フトキ
- 四 前號ノ場合ニ於テ原料以外ノ産物ヲ併セ處分スルニ非サレハ森林原野經營上支障アルニ依リ同時ニ之ヲ賣拂フトキ
- 五 國有森林原野ニ關スル事業ノ請負人ニ對シ其ノ事業ニ必要ナル産物ヲ賣拂フトキ
- 六 國有森林原野産物ノ買受人ニ對シ其ノ伐採及搬出ニ關スル作業ニ必要ナル産物ヲ賣拂フトキ
- 七 地元住民ニ對シ其ノ自家用ノ薪炭材又ハ用材ヲ賣拂フトキ
- 八 樹皮又ハ樹脂ヲ賣拂フトキ
- 九 試賣用トシテ輸出又ハ移出スヘキ木材ヲ賣拂フトキ
- 十 被害木、枯損木又ハ障害木ヲ賣拂フトキ
- 十一 賣拂、讓與又ハ貸付ヲ爲シタル森林原野ノ産物ヲ其ノ買受人、讓受人又ハ借受人ニ賣拂フトキ
- 十二 埋立又ハ排水ニ必要ナル材料ヲ賣拂フトキ
- 十三 官廳ノ土木建築事業ニ必要ナル材料ヲ其ノ事業ノ請負人ニ賣拂フトキ
- 十四 非常ノ災害アリタル場合ニ於テ建築營繕ニ必要ナル材料ヲ其ノ罹災者ニ賣拂フトキ
- 十五 國有森林原野ノ保護上又ハ更新上必要ト認ムル場合ニ於テ地元住民ニ其ノ産物ヲ賣拂フトキ

ハ之ヲ讓與スルコトヲ得ス

- 一 公用ニ供シ又ハ營利ヲ目的トセサル公共ノ利益ト爲ルヘキ事業ニ供スルトキ
- 二 國有森林原野ノ保護上又ハ更新上必要ト認ムル場合ニ於テ地元住民ヲシテ其ノ産物ヲ採取セシムルトキ
- 三 地元住民ヲシテ雜草菌蕈ノ類ヲ採取セシムルトキ

附則  
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

●勅令第八十六號 大正四年五月二十九日  
樺太廳長官ハ鐵道軌道其ノ他公共ノ利益トナルヘキ事業ニシテ拓殖上必要ナルモノノ起業者ニ對シ其ノ事業ニ要スル土地及森林原野ノ産物ヲ無償ニテ貸付シ又ハ讓與スルコトヲ得

附則  
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

●大藏省訓令第十八號 大正十一年四月十七日  
第一章 總則

大藏省所管國有財產取扱規程

- 第一條 大藏省所管ノ國有財產ハ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外本規程ニ依リ之ヲ取扱フヘシ
- 第二條 大臣官房會計課長ハ左ノ事項ヲ處理スヘシ
  - 一 國有財產ニ關スル事務ノ管理監督ニ關スルコト
  - 二 土地ノ買入、收用又ハ地上權、地役權若ハ之ニ準スヘキ權利ノ取得ニ關スルコト
  - 三 交換又ハ寄附受納ニ關スルコト
  - 四 公有水面ノ埋立及使用ニ關スルコト
  - 五 國有財產ノ管理換ニ關スルコト
  - 六 官廳相互間ニ於ケル國有財產ノ使用ニ關スルコト
  - 七 部局相互間ニ於ケル國有財產ノ所屬換ニ關スルコト
  - 八 公用財產タル土地ノ用途ノ變更ニ關スルコト
  - 九 公用財產ノ用途ノ廢止ニ關スルコト
  - 十 國有財產ノ貸付ニ關スルコト
  - 十一 國有財產總括簿ノ登錄及附屬圖面ノ整理ニ關スルコト
  - 十二 國有財產法施行令第三十六條及第三十七條ノ規定ニ依ル國有財產増減報告書及國有財產現在額報告書ノ調製送附ニ關スルコト
  - 十三 官舎ニ關スルコト
- 第三條 本規程ニ於テ部局ト稱スルハ大臣官房會計課、大臣官房臨時建築課、理財局、臨時議院建築局、造幣局、專賣局、稅關、稅務監督局、釀造試驗所、內閣會計課、印刷局、拓殖局、【國勢院】樞密院、會計檢査院、行政裁判所、貴族院及衆議院ヲ謂フ

第四條 部局所屬國有財產ニ關スル事務ハ當該部局長之ヲ分掌スヘシ

第五條 部局長ハ時々其ノ所屬國有財產ノ現況ヲ視察シ特ニ左ノ事項ニ注意スヘシ

- 一 國有財產ノ使用ハ適當ナリヤ否ヤ
- 二 國有財產ノ維持保存上不完全ノ點ナキヤ否ヤ
- 三 瓦斯、電氣ハ漏洩ノ虞ナキヤ否ヤ
- 四 避雷裝置ハ其ノ效力完全ナリヤ否ヤ
- 五 排水施設ハ水行上支障ナキヤ否ヤ
- 六 土地ノ境界ニ不判明ノ點ナキヤ否ヤ
- 七 土地ノ境界ヲ侵害セラルル等ノコトナキヤ否ヤ
- 八 國有財產ハ臺帳及附屬ノ圖面ト符合スルヤ否ヤ
- 九 其ノ他國有財產ノ管理又ハ取締上必要ノ事項

第六條 大藏大臣ハ隨時檢査員ヲ派遣シテ部局所屬國有財產ノ現狀ヲ檢査セシムヘシ

第七條 部局所屬ノ建物ハ官舎ヲ除クノ外之ニ官吏又ハ其ノ他ノ者ヲ居住セシムルコトヲ得ス但シ國有財產ノ管理又ハ取締上特ニ監守人ヲ置クノ必要アル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第八條 前條但書ノ規定ニ依リ監守人ヲ置キタルトキハ左ノ事項ヲ記シ之ヲ大臣官房會計課長ニ報告スヘシ

- 一 監守人設置ノ事由
- 二 國有財產ノ所在地名及地番
- 三 監守人居住建物ノ番號
- 四 建物内ノ一部ニ居住セシメタル場合ニハ其ノ區域ヲ示シ



タル圖面

五 監守人ノ官氏名又ハ住所氏名  
前項ノ監守人ヲ廢シタルトキハ其ノ事由ヲ記シ之ヲ大臣  
官房會計課長ニ報告スヘシ

第二章 得喪變更

第九條 部局ニ於テ公用財産ト爲スノ目的ヲ以テ土地又ハ建物  
ノ買入レヲ爲サムトスルトキハ左ノ事項ヲ具シ之ヲ大藏大臣  
ニ稟請スヘシ

一 所在地名及地番

二 用途

三 土地ノ面積又ハ建物ノ構造、種類及坪數

四 第一號地圖調製標準ニ基キ三斜線ヲ記入シタル實測圖面  
(數筆ノ土地ナルトキハ一筆毎ニ其ノ筆界ヲ示シ之ニ字名、地番、坪數又ハ段別ヲ記入ス) 及其ノ位置ヲ示  
シタル地形圖又ハ第二號建物圖調製標準ニ基キ調製シタ  
ル實測圖面

五 買入價格及其ノ單價

六 所有者ノ住所氏名

七 所有者カ公共團體ナルトキハ當該議決機關ノ議決書及當  
該監督官廳ノ許可書ノ謄本

八 所有者カ神社又ハ寺院ナルトキハ當該地方長官ノ許可書  
ノ謄本

九 其ノ他必要ノ事項

第十條 前條ノ稟請ニ依リ大藏大臣ノ認可ヲ受ケ土地又ハ建物  
ヲ買入レタルトキハ不動産登記法ノ定ムル所ニ依リ遲滯ナク

二 兩地ノ所在地名、地番及面積、建物以外ノ土地ノ定著物  
アルトキハ其ノ種目及數量

三 國有財産法施行令第十一條ノ規定ニ依リ作成シタル價格  
評定調書

四 第九條第六號乃至第八號ニ掲クル事項

五 所有者ノ承諾書又ハ其ノ願書

六 交換差金ヲ要スルトキハ其ノ金額及納入又ハ支拂ノ時期  
用途及期間ヲ指定シテ交換ヲ爲ス場合ニハ其ノ用途、始  
期、期間及國有財産法第八條ニ基ク契約解除ニ關スル必  
要ノ條件

八 交換セムトスル國有地カ元國有林野ヲ編入シタルモノナ  
ルトキハ關係大林區署ヘ協議濟書類ノ謄本

九 交換セムトスル土地カ收用ニ依リ取得シタルモノニシテ  
土地收用法第六十六條ノ規定ニ依リ舊所有者又ハ其ノ相  
續人カ買戻權ヲ有スルモノナルトキハ其ノ權利ノ拋棄ヲ  
證スル書面

十 第一號地圖調製標準ニ基キ三斜線ヲ記入シタル兩地ノ實  
測圖面(數筆ノ土地ナルトキハ一筆毎ニ其ノ筆界ヲ示シ之ニ字名、地番、坪數又ハ段別ヲ記入ス) 及其ノ位  
置ヲ示シタル地形圖

十一 其ノ他必要ノ事項

第十五條 部局ニ於テ公用財産ト爲スノ目的ヲ以テ寄附ヲ受ケ  
ムトスルトキハ左ノ事項ヲ具シ之ヲ大藏大臣ニ稟請スヘシ

一 寄附ヲ受クルノ事由

二 所在地名及地番

其ノ登記ヲ囑託シ契約書ノ謄本ヲ添ヘ之ヲ大藏大臣ニ申報ス  
ヘシ

第十一條 買入ニ係ル土地ニシテ二以上ノ地番ヲ有スルモノハ  
其ノ地番中首位ニ在ルモノヲ以テ該地ノ地番ト爲シ(二以上ノ  
モノハ小字毎) 不動産登記法ノ定ムル所ニ依リ地番變更ノ登記  
ヲ申請スヘシ

第十二條 公用財産ト爲スノ目的ヲ以テ土地及建物以外ノ物件  
ノ買入ヲ爲サムトスルトキハ部局長限り之ヲ處理スルコトヲ  
得

第十條ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ二十噸以上ノ船舶ヲ買入レ  
タル場合ニ之ヲ準用ス

第十三條 部局ニ於テ公用財産ト爲スノ目的ヲ以テ土地ヲ收用  
セムトスルトキハ土地收用法第十三條ノ規定ニ依リ左ノ事項  
ヲ具シ之ヲ大藏大臣ニ稟請スヘシ

一 第九條第一號乃至第三號ニ掲クル事項

二 土地所有者ニ交渉ノ願末

三 事業計畫書

四 第一號地圖調製標準ニ基キ調製シタル實測圖面

五 土地所有者ノ住所氏名

六 其ノ他必要ノ事項

第十四條 部局ニ於テ公用財産ト爲スノ目的ヲ以テ土地及建物  
以外ノ土地ノ定著物ノ交換ヲ爲サムトスルトキハ左ノ事項ヲ  
具シ之ヲ大藏大臣ニ稟請スヘシ

一 交換ヲ要スル事由

三 寄附物件ノ名稱、種類、數量及價格

四 條件アルモノハ其ノ條件

五 寄附者ノ住所氏名

六 第九條第四號、第七號及第八號ニ掲クル事項

七 寄附者ノ願書

八 其ノ他必要ノ事項

第十六條 第十條及第十一條ノ規定ハ前三條ノ場合ニ之ヲ準用  
ス

第十七條 公用財産ト爲スノ目的ヲ以テ買入、交換又ハ寄附ヲ  
受ケムトスル場合ニ於テ其ノ目的物ニ對シ物權ノ設定又ハ特  
殊ノ義務アルモノハ豫メ所有者又ハ其ノ他ノ權利者ヲシテ之  
ヲ消滅セシムルコトヲ要ス

第十八條 部局ニ於テ地上權又ハ之ニ準スヘキ權利ヲ取得シタ  
ルトキハ左ノ事項ヲ具シ遲滯ナク之ヲ大藏大臣ニ申報スヘ  
シ

一 第九條第一號及第三號ニ掲クル事項

二 權利取得ノ目的

三 存續期間

四 地代ヲ拂フハキトキハ其ノ金額及支拂ノ時期

五 第一號地圖調製標準ニ基キ調製シタル實測圖面

六 契約及登記濟ノ年月日

七 土地所有者ノ住所氏名

八 其ノ他必要ノ事項

第十九條 部局ニ於テ地役權ヲ取得シタルトキハ左ノ事項ヲ具



シ遲滞ナク之ヲ大藏大臣ニ申報スヘシ

- 一 要役地及承役地
- 二 地役權取得ノ目的
- 三 地役權ノ範圍
- 四 前條第三號、第五號及第六號ニ掲クル事項
- 五 承役地所有者ノ住所氏名
- 六 其ノ他必要ノ事項

第二十條 部局ニ於テ國有財產ノ管理換ヲ受ケ又ハ其ノ管理換ヲ爲サムトスルトキハ左ノ事項ヲ具シ之ヲ大藏大臣ニ稟請スヘシ

- 一 管理換ヲ要スル事由
- 二 第九條第一號及第二號ニ掲クル事項
- 三 種目、數量及價格
- 四 第一號地圖調製標準又ハ第二號建物圖調製標準ニ基キ調製シタル實測圖面
- 五 關係官廳ト協議濟書類ノ謄本

第二十一條 部局ニ於テ他廳ニ國有財產ヲ使用シ又ハ部局所屬ノ國有財產ヲ一時他廳ニ供用セムトスルトキハ前條各號ノ事項ノ外其ノ使用又ハ供用ノ目的及期間其ノ他必要ノ條件ヲ具シ之ヲ大藏大臣ニ稟請スヘシ但シ一月以内ノ使用又ハ供用ハ部局長限り之ヲ處理スルコトヲ得

第二十二條 甲乙部局間ニ於テ公用財產ノ所屬換ヲ爲サムトスルトキハ第二十條ニ掲クル事項ヲ具シ兩部局長連署ヲ以テ之ヲ大藏大臣ニ稟請スヘシ

第二十三條 甲乙部局間ニ於ケル公用財產ノ使用ハ部局長限り之ヲ處理スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ第九條第一號及第二號ニ掲クル事項並其ノ種目、數量ヲ記シ一部ノ使用ニ係ルモノハ其ノ區域ヲ示シタル圖面ヲ添附シ供用部局長ヨリ之ヲ大臣官房會計課長ニ報告スヘシ其ノ之ヲ返還シタルトキ亦同シ但シ一月以内ノ使用ハ此ノ限ニ在ラス

使用部局ニ於テ供用部局ト協議シ其ノ使用ニ係ル國有財產ノ現形ヲ變更シタルトキハ元形圖ニ掛紙ヲ以テ之ヲ表示シ供用部局長ヨリ之ヲ大臣官房會計課長ニ報告スヘシ

第二十四條 公用財產ノ用途ヲ廢止セムトスルトキハ左ノ事項ヲ具シ之ヲ大藏大臣ニ稟請スヘシ但シ用途ノ廢止ト同時ニ國有財產タルノ性質ヲ失フモノハ此ノ限ニ在ラス

- 一 用途廢止ノ事由
- 二 第九條第一號及第二十條第三號ニ掲タル事項
- 三 土地、建物其ノ他ノ工作物ナルトキハ第一號地圖調製標準又ハ第二號建物圖調製標準ニ基キ調製シタル實測圖面

第二十五條 公用財產タル土地ノ用途ヲ變更セムトスル場合ニシテ國有財產法施行規則第一條ノ規定ニ該當スルモノハ左ノ事項ヲ具シ之ヲ大藏大臣ニ稟請スヘシ

- 一 用途變更ノ事由
- 二 第九條第一號、第十三條第四號及第二十條第三號ニ掲クル事項

第二十六條 天災其ノ他ノ事故ニ因リ國有財產ヲ亡失又ハ毀損シタルトキハ左ノ事項ヲ具シ直ニ之ヲ大藏大臣ニ申報スヘシ

得

但シ其ノ輕微ナルモノハ此ノ限ニ在ラス

- 一 所在地名及地番
- 二 亡失又ハ毀損ノ原因
- 三 被害物件ノ種目及數量
- 四 損害見積價格及復舊費見込額

第三章 貸付

第二十七條 國有財產法第四條但書ノ規定ニ依リ公用財產ノ用途ヲ妨ケサル限度ニ於テ有料又ハ無料ニテ其ノ使用又ハ收益ヲ爲サシメムトスルトキハ其ノ事由ヲ具シ契約書案ヲ添附シ之ヲ大藏大臣ニ稟請スヘシ

前項ノ契約書案ニハ左ノ事項ヲ掲クヘシ

- 一 第九條第一號及第二十條第三號ニ掲クル事項
- 二 貸付期間
- 三 有料ナルトキハ其ノ貸付料及其ノ納付期限
- 四 貸付財產ニ對スル使用ノ目的及其ノ制限
- 五 貸付財產ノ修理及其ノ費用負擔ノ方法
- 六 契約違反ノ場合ニ於ケル處分ノ條件
- 七 借受人ノ住所氏名
- 八 其ノ他必要ノ條件

隨意契約ニ依リ貸付セムトスル場合ニハ國有財產法施行令第二十一條ノ規定ニ依リ作成シタル評定調書ヲ添附スヘシ

第二十八條 部局敷地内ニ電線ヲ架設シ又ハ電柱ヲ建設シ若ハ其ノ地下ニ水道管、瓦斯管、其ノ他ノ工作物ヲ設置セムコトヲ出願シタル者アルトキハ部局長限り之ヲ處理スルコトヲ

第二十九條 前條ノ規定ニ依リ國有財產ヲ使用セシメタルトキハ當該部局長ハ第二十七條ニ掲クル事項ヲ記シ之ヲ大臣官房會計課長ニ報告スヘシ

第三十條 國有財產法施行令第二十條ノ規定ニ依リ公用財產ト爲スノ目的ヲ以テ寄附ヲ受ケタル國有財產ヲ其ノ用途ニ供セサル期間無償ニテ其ノ寄附者又ハ其ノ相續人其ノ他ノ包括承繼者ニ貸付セムトスルトキハ第二十七條ノ例ニ依リ之ヲ大藏大臣ニ稟請スヘシ

第四章 公有水面ノ埋立及使用

第三十一條 部局ニ於テ公有水面ノ埋立ヲ爲サムトスルトキハ左ノ事項ヲ具シ之ヲ大藏大臣ニ稟請スヘシ

- 一 所要ノ目的及其ノ事由
- 二 所在地名
- 三 工法ノ概略及圖面
- 四 埋立面積
- 五 第一號地圖調製標準ニ基キ埋立區域ニ三斜線ヲ記入シタル實測圖面及其ノ位置ヲ示シタル一般ノ地形圖但シ海面ハ海面ニ依ルコトヲ要ス
- 六 當該府縣知事ト協議濟書類ノ謄本
- 七 其ノ他必要ノ事項

前項第四號ノ埋立面積ハ其ノ護岸又ハ岸壁ノ天端ヲ基點トシテ之ヲ計算スヘシ

第三十二條 公有水面埋立工事竣工シタルトキハ直ニ其ノ旨ヲ



當該府縣知事ニ通知シ前條第一項第二號、第四號及第五號ニ揭クル事項ヲ記シ之ヲ大臣官房會計課長ニ報告スヘシ

第三十三條 埋立地ノ護岸又ハ岸壁ノ改築等ノ爲水陸ノ交界ニ變更ヲ及ホス工事ニ付テハ工事施行前當該府縣知事ニ之ヲ協議スヘシ

第三十四條 部局ニ於テ公有水面ノ一部ヲ使用セムトスルトキハ當該府縣知事ニ協議シ部局長限り之ヲ處理スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ左ノ事項ヲ記シ之ヲ大臣官房會計課長ニ報告スヘシ

- 一 使用ノ目的
- 二 所在地名及使用面積
- 三 工作物ノ施設ヲ要スルモノハ其ノ種類、工法ノ概略及圖面

四 第一號地圖調製標準ニ基キ其ノ區域ヲ示シ之ニ三斜線ヲ記入シタル實測圖面及其ノ位置ヲ示シタル一般ノ地形圖但シ海面ハ海面ニ依ルコトヲ要ス

第三十五條 部局ニ於テ河川法施行ノ河川ニ對シ同法第十七條乃至第十九條ニ記載シタル行爲ヲ爲サムトスルトキハ當該府縣知事ニ協議シ部局長限り之ヲ處理スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ左ノ事項ヲ記シ之ヲ大臣官房會計課長ニ報告スヘシ

- 一 前條第一號乃至第三號ニ揭クル事項
- 二 第一號地圖調製標準ニ基キ調製シタル實測圖面

第五章 土地ノ境界及其ノ査定  
第三十六條 公用財產タル土地ノ境界線上必要ノ箇所ニハ成ル

ヘシ  
第四十一條 國有財產ノ臺帳ニ登錄スヘキ建物其ノ他ノ工作物ノ建築費ハ左ノ區分ニ依リ之ヲ定ムヘシ

- 一 請負ノ場合ニハ其ノ請負金額、交付材料アルトキハ其ノ買入價格又ハ見込價格ヲ加ヘタルモノ但シ敷地地平均、砂利敷、障害物除却其ノ他之ニ類スル工費ハ之ヲ控除ス
- 二 直營ノ場合ニハ其ノ直接工費但シ前號但書ノ工費及剩餘材料ノ價格ハ之ヲ算入セス
- 三 全部ノ改築又ハ移築ノ場合ニハ之ニ使用シタル舊材料ノ見込價格ニ改築又ハ移築費ヲ加ヘタルモノ
- 四 一部改築ノ場合ニハ其ノ建物其ノ他ノ工作物ノ價格ヨリ取拂部分ノ價格又ハ見込價格ヲ控除シ之ニ使用シタル舊材料ノ見込價格及其ノ改築費ヲ加ヘタルモノ
- 五 一部移築ノ場合ニハ其ノ建物其ノ他ノ工作物ノ價格ヨリ取拂部分ノ價格又ハ見込價格ヲ控除シタルモノヲ現存建物其ノ他ノ工作物ノ價格トシ、移築ノ爲ニ使用セル舊材料ノ見込價格ニ移築費ヲ加ヘタルモノヲ移築建物其ノ他ノ工作物ノ價格トス

第四十二條 國有財產ノ臺帳ニ登錄スヘキ水面埋立ニ係ル土地ノ價格ハ前條第一號又ハ第二號ノ規定ニ準シ之ヲ算定スヘシ但シ前條第一號但書ノ工費ハ之ヲ加算スルモノトス

第四十三條 國有財產ノ臺帳ハ左ノ證書ニ依リ之ヲ登錄スヘシ

- 一 購入又ハ交換ニ係ルモノハ其ノ契約書

第五輯 物品及國有財產

ヘク不朽ノ物質ヲ以テ其ノ界標ヲ建設スヘシ

第三十七條 國有財產法施行令ノ規定ニ依リ部局ニ於テ公用財產タル土地ノ境界査定ヲ施行シタルトキハ其ノ境界ノ保存上必要ト認ムル箇所ニハ境界査定標ヲ建設シ當該部局長ハ左ノ事項ヲ記シ之ヲ大臣官房會計課長ニ報告スヘシ

- 一 所在地名及地番
- 二 土地ノ種目
- 三 査定圖ノ謄本
- 四 境界査定終了ノ年月日
- 五 隣地所有者ノ住所氏名但シ隣地所有者之ニ立會ハサリシトキハ其ノ事由

前項ノ境界査定ニ對シ行政裁判所ニ出訴シタル者アルトキハ直ニ之ヲ大臣官房會計課長ニ報告スヘシ其ノ判決アリタルトキ亦同シ

第六章 臺帳及圖面  
第三十八條 部局長ハ其ノ所屬國有財產ノ臺帳ヲ備フヘシ

第三十九條 國有財產法施行規則第三條ノ規定ニ依リ國有財產ノ臺帳ニ附屬セシムヘキ土地ノ圖面ハ第一號地圖調製標準ニ基キ、建物ノ圖面ハ第二號建物圖調製標準ニ基キ、國有財產法施行令第一條第四號ニ揭クル權利ニ關スル圖面ハ土地ノ圖面ニ準シ之ヲ調製スヘシ

前項ノ圖面ハ臺帳ノ一口座毎ニ順次編綴シ其ノ索引番號ヲ附シ之ヲ整理スヘシ

第四十條 臺帳ニ登錄スヘキ土地ノ面積ハ總テ實測面積ニ依ル

- 二 土地ノ收用ニ係ルモノハ收用審査會ノ裁決書ノ謄本
- 三 寄附ヲ受ケタルモノハ寄附者ヨリ提出シタル書類
- 四 管理換ニ係ルモノハ當該官廳ノ引渡書又ハ其ノ受領書
- 五 甲乙部局間ニ於ケル公用財產ノ所屬換ニ係ルモノハ當該部局ノ引渡書又ハ其ノ受領書
- 六 公用財產ノ用途ヲ廢シ大藏大臣ニ引繼キタルモノハ其ノ受領書
- 七 建物其ノ他ノ工作物ノ新築、増築、改築、移築ニシテ請負ニ係ルモノ又ハ船舶ノ新造ニ係ルモノハ其ノ契約書
- 八 直營工事ニ係ルモノハ其ノ竣工明細書
- 九 國有財產ノ亡失、解崩其ノ他前各號ニ揭ケサル事項ニ付テハ其ノ關係書類

前項ノ證書ニハ國有財產臺帳ニ登錄濟ノ年月日ヲ記載シ主任官吏之ニ認印スヘシ

第四十四條 國有財產ニ増減異動ヲ生シタルトキハ其ノ都度直ニ之ヲ臺帳ニ登錄シ同時ニ附屬ノ圖面ヲ更正スヘシ

第四十五條 部局長ハ國有財產臺帳ノ外別ニ其ノ修理簿ヲ備ヘ國有財產ニ修理ヲ加ヘタルトキハ其ノ時々左ノ事項ヲ登錄スヘシ但シ作業會計及造幣局特別會計ノ固定資本ニ屬スルモノハ此ノ限ニ在ラス

- 一 所在地名及地番
- 二 國有財產ノ種目及數量
- 三 修理ヲ加ヘタル事項及其ノ事由
- 四 修理ノ費用

第五輯 物品及國有財產

一四一



五 工事著手及竣工ノ年月日  
前項修理ノ費用ハ國有財産ノ臺帳ニハ之ヲ登錄セス

第七章 計算書及報告書

第四十六條 部長ハ會計検査院ニ證明ノ爲計算證明規程ニ依リ國有財産ノ増減計算書ヲ調製シ證書類ヲ添附シ所定期間内ニ之ヲ會計検査院ニ送付スヘシ

第四十七條 部長ハ國有財産法施行規則第三號様式ニ依リ毎會計年度間ニ於ケル國有財産増減報告書ヲ調製シ翌年度五月三十一日迄ニ之ヲ大臣官房會計課長ニ送付スヘシ

國有財産ノ所在地名ニ變更ヲ生シ又ハ同一敷地内ニ於テ國有財産ヲ移轉シ若ハ建物ノ内部ニ變更ヲ加ヘタルトキハ其ノ報告書ヲ前項ノ國有財産増減報告書ト同時ニ大臣官房會計課長ニ送付スヘシ

第四十八條 部長ハ國有財産法施行規則第二號様式ニ依リ毎五年三月三十一日現在ニ於ケル國有財産現在額報告書ヲ調製シ其ノ年六月三十日迄ニ之ヲ大臣官房會計課長ニ送付スヘシ

第四十九條 前二條ノ報告書ニハ第一號地圖調製標準及第二號建物圖調製標準ニ基キ調製シタル實測圖面ヲ添付スヘシ但シ前條ノ國有財産現在額報告書ニ添付スヘキ圖面ニシテ前項ノ報告ニ對シ異動ナキモノハ之ヲ省略スルコトヲ得  
前項但書ノ規定ニ依リ圖面ノ添附ヲ省略シタルトキハ報告書中ニ其ノ旨ヲ附記スヘシ

第八章 官 舍

第五十條 部局ニ於テ新築ノ官舍ヲ貸付セムトスルトキハ左ノ

一 所在地名、地番及其ノ官舍ノ番號

二 第五十一條第三號ニ掲クル宿代調書及第二號建物圖調製標準ニ基キ其ノ區畫ヲ示シタル實測圖面

第五十四條 前條ノ規定ハ左ノ場合ニ之ヲ準用ス

一 公用間席ヲ變更シ又ハ廢止セムトスルトキ

二 官舍ヲ分割シ又ハ合併セムトスルトキ  
第五十五條 官舍貸渡規則第三條ノ規定ニ依リ官舍ノ宿代ヲ改正セムトスルトキハ其ノ評價期間滿了後十日内ニ第五十一條ノ例ニ準シ之ヲ大藏大臣ニ稟請スヘシ

前項ノ規定ニ依リ提出スル宿代調書ニハ前回分ノ宿代月額ヲ記載シ改正セムトスル宿代月額ト對比シ其ノ増減ノ割合ヲ示スヘシ

第五十六條 官舍ノ増築、改築、一部取毀其ノ他大修繕ニ因リ建物ニ著シキ變更ヲ生シタルトキハ評價期間中ト雖前條ノ例ニ準シ其ノ宿代ノ改正ヲ大藏大臣ニ稟請スヘシ

第五十七條 貸渡官舍ヲ一旦返納セシメ之ニ大修繕ヲ加ヘ更ニ之ヲ貸渡サムトスルトキハ其ノ修繕費ヲ宿代算出ノ基礎タル建築費又ハ評價額ニ加算シ第五十五條ノ例ニ準シ其ノ宿代ノ改正ヲ大藏大臣ニ稟請スヘシ

前項ノ規定ニ依リ宿代ヲ改正シタルトキハ其ノ評價期間ハ前回評價ノ時ヨリ之ヲ起算スヘシ

第五十八條 部長ハ官舍臺帳ヲ備ヘ一住居毎ニ左ノ事項ヲ登錄スヘシ

一 所在地名及地番

事項ヲ具シ之ヲ大藏大臣ニ稟請スヘシ

一 所在地名及地番

二 敷地坪數

三 官舍ノ棟數及其ノ一住居毎ノ坪數

四 建築費ニ對スル年八分ノ割合ヲ以テ宿代ヲ査定シ一住居毎ニ其ノ年額ト月額トヲ區分シタル宿代調書

五 第一號地圖調製標準及第二號建物圖調製標準ニ基キ調製シタル實測圖面

第五十一條 部局所屬在來ノ建物ヲ以テ新ニ官舍ヲ設置セムトスルトキハ左ノ事項ヲ具シ之ヲ大藏大臣ニ稟請スヘシ建物ヲ借入レ官舍ヲ設置セムトスル場合亦同シ

一 官舍設置ヲ必要トスル事由

二 前條第一號乃至第三號及第五號ニ掲クル事項

三 評價額ニ對スル年八分ノ割合ヲ以テ宿代ヲ査定シ一住居毎ニ其ノ年額ト月額トヲ區分シタル宿代調書

前項第三號ノ評價額ハ二人以上ノ評價人ヲシテ評價ヲ爲サシメ其ノ平均額ヲ以テ之ヲ定ムヘシ

第五十二條 前二條ノ稟請書ニハ其ノ敷地ニ付當該府縣ニ於テ調査シタル地料ノ年額及其ノ單價調ヲ添付スヘシ但シ建物ヲ借入レ官舍ヲ設置セムトスル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラス  
第五十三條 部局所屬官舍中官舍貸渡規則第一條但書ノ規定ニ依リ公用間席ヲ設置セムトスルトキハ左ノ事項ヲ具シ之ヲ大藏大臣ニ稟請スヘシ

一 居住者ノ職務上公用間席ノ設置ヲ必要トスル事由

二 敷地坪數

三 地料年額及其ノ單價

四 官舍ノ番號及其ノ坪數(階上ト階下トヲ區別ス)但シ公用間席ノ設置アルモノハ其ノ坪數

五 宿代算出ノ基礎ト爲シタル建築費又ハ評價額

六 宿代ノ年額及其ノ月額

七 建築又ハ評價ノ年月日

八 評價期間

九 居住者ノ官氏名

十 貸付及返納ノ年月日

第五十九條 部局所屬ノ官舍ハ他廳ノ官吏ニ之ヲ貸付スルコトヲ得ス

第六十條 貸付ノ官舍ハ借受人ノ家族及雇人ノ外他人ヲ同居セシムルコトヲ得ス

第六十一條 貸付ノ官舍ハ借受人ニ於テ一切其ノ原形ヲ變更スルコトヲ得ス

第六十二條 官舍貸渡規則第七條ノ規定ニ依リ官舍借受人ニ於テ自費建設ノ出願アルトキハ左ニ掲クル事項ニ限り必要ノ條件ヲ附シ部長限リ之ヲ許可スルコトヲ得

一 十坪未滿ノ建物及其ノ他ノ工作物ヲ假設スルトキ

二 瓦斯、電燈又ハ水道ヲ假設スルトキ

三 樹木ノ栽植ヲ爲ストキ

前項ノ規定ニ依リ之ヲ許可シタルトキハ其ノ物件ノ種類、數量、許可ノ條件及年月日並其ノ位置ヲ表示シタル圖面ヲ添附



シ大臣官房會計課長ニ報告スヘシ其ノ物件ヲ撤去シタルトキ亦同シ

第六十三條 官舎ヲ貸付シタルトキハ部局長ハ第五十八條第一號、第二號及第九號ニ掲クル事項竝貸付ノ年月日ヲ當該府縣知事ニ通知スヘシ其ノ之ヲ返納シタルトキ亦之ニ準ス

第六十四條 官舎ヲ貸付シタル場合ニ於テ官舎居住者ヨリ寄留ノ届書ヲ差出シタルトキハ當該部局長ハ寄留手續令ニ依リ其ノ届書ニ家屋ノ管理人タル旨ヲ記載シ記名捺印ノ上之ヲ居住者ニ返付スヘシ

第六十五條 貸付ノ官舎ヲ返納シタル場合ニ於テ居住者退去ノ後二十日以内ニ原寄留地ノ市町村長ヨリ其ノ通知ヲ受ケサルトキハ當該部局長ハ寄留手續令第三十七條ノ期間内ニ原寄留地ノ市町村長ニ居住者退去ノ旨ヲ届出ツヘシ

第六十六條 官舎借受人ノ故意又ハ過失ニ因リテ貸付ノ官舎及其ノ附屬物ヲ亡失又ハ毀損シタルトキハ當該部局長ハ其ノ事實ヲ詳具シ遲滞ナク之ヲ大藏大臣ニ申報スヘシ

第六十七條 貸付ノ官舎返納ノ場合ニ於テハ借受人立會ノ上之ヲ檢査シ異狀ナキヲ認メタル後之ヲ受取ルヘシ

第六十八條 官舎ヲ廢止シタルトキハ其ノ事由竝第五十八條第一號及第四號ニ掲クル事項ヲ記シ之ヲ大臣官房會計課長ニ報告スヘシ

第六十九條 第五十八條乃至第六十二條及第六十四條乃至第六十八條ノ規定ハ官舎貸渡内規ニ依ル官舎ニ之ヲ準用ス

附則

第四條 地圖ニハ左ニ掲クル記號ニ依リ現在ノ建物、門、圍障、築庭、樹木、池井、水道、下水、橋梁等ヲ登載シ其ノ位置形狀ヲ明示スヘシ

- 一 木造建物 墨ニテ其ノ周邊ヲ畫キ樺色ヲ以テ色取リタルモノ
- 一 木造洋式建物 墨ニテ其ノ周邊ヲ二重ニ畫キ樺色ヲ以テ色取リタルモノ
- 一 土藏造建物 墨ニテ其ノ周邊ヲ畫キ薄墨色ヲ以テ色取リタルモノ
- 一 木骨煉瓦造建物 木造建物ノ符合ノ周邊ニ更ニ薄紅色ヲ加ヘタルモノ
- 一 木骨石造建物 木造建物ノ符合ノ周邊ニ更ニ薄墨色ヲ以テ色取リタルモノ
- 一 煉瓦造建物 墨ニテ其ノ周邊ヲ畫キ薄紅色ヲ以テ色取リタルモノ
- 一 石造建物 墨ニテ其ノ周邊ヲ二重ニ畫キ薄墨色ヲ以テ色取リタルモノ
- 一 鐵造建物 墨ニテ其ノ周邊ヲ畫キ薄藍色ヲ以テ色取リタルモノ
- 一 鐵骨造建物 墨ニテ其ノ周邊ヲ畫キ薄紫色ヲ以テ色取リタルモノ
- 一 鐵筋コンクリート造建物 墨ニテ其ノ周邊ヲ畫キ帶黑黃色ヲ以テ色取リタルモノ
- 一 建物層階ノ區別 二階ハ墨ニテ數條ノ平行斜線、三階ハ

第七十條 本規程ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ適用ス

第七十一條 部局長ハ國有財產法施行規則第二號様式ニ基キ大正十一年四月一日ノ現在ニ於ケル部局所屬國有財產現在額報告書ヲ調製シ大正十一年七月三十一日迄ニ之ヲ大臣官房會計課長ニ送付スヘシ

前項ノ報告書ニハ國有財產臺帳編綴順序ニ編綴シタル各口座總括ノ謄本竝第一號地圖調製標準及第二號建物圖調製標準ニ基キ調製シタル實測圖面ヲ添付スヘシ

第七十二條 大正十年度第二期官有財產増減異動報告書ハ從前ノ例ニ依リ之ヲ大臣官房會計課長ニ送付スヘシ

第七十三條 明治四十四年大藏省訓令第二十一號大藏省所管官有財產取扱規程ハ大正十一年三月三十一日限り之ヲ廢止ス

第一號

地圖調製標準

第一條 地圖ハ其ノ土地ノ廣狹形狀及方位ヲ測度シ境界ヲ明ニシ國有財產臺帳ノ一口座毎ニ之ヲ調製スヘシ

第二條 地圖ノ縮尺ハ左ノ標準ニ從フヘシ  
一 面積五千坪未滿ハ縮尺三百分ノ一(二分ヲ以テ一間トス)

二 面積五千坪以上一萬坪未滿ハ縮尺四百分ノ一(一分五厘ヲ以テ一間トス)

三 面積一萬坪以上ハ縮尺六百分ノ一(一分ヲ以テ一間トス)

第三條 地圖ニハ其ノ方位ヲ明示スヘシ

墨ニテ數條ノ縱橫平行斜線

- 一 木造門 樺色
- 一 煉瓦造門 薄紅色
- 一 石造門 薄墨色
- 一 鐵造門 薄藍色
- 一 鐵筋コンクリート造門 帶黑黃色
- 一 生垣 綠色ノ線
- 一 竹垣 綠色ノ斷絶線
- 一 木柵 樺色ノ斷絶線
- 一 鐵柵 薄藍色ノ斷絶線
- 一 板塀 樺色ノ線
- 一 土塀 薄墨色ノ線
- 一 石塀 薄墨色ノ平行線
- 一 煉瓦塀 薄紅色ノ線
- 一 鐵筋コンクリート塀 帶黑黃色ノ線
- 一 下水(常ニ水ナ) 墨ニテ其ノ兩邊ヲ畫キ藍色ノ線ヲ中間ニ加ヘタルモノ
- 一 下水(常ニ水アリテ) 墨ニテ其ノ兩邊ヲ畫キ樺色ヲ以テ色取リ更ニ中間ニ藍色ノ虛線ヲ加ヘタルモノ但シ常ニ水ナキモノハ中間ノ虛線ヲ除ク
- 一 下水(常ニ水アリテ) 墨ニテ其ノ兩邊ヲ畫キ薄墨色ヲ以テ色取リ更ニ中間ニ藍色ノ虛線ヲ加ヘタルモノ但シ常ニ水色取リ更ニ中間ニ藍色ノ虛線ヲ加ヘタルモノ但シ常ニ水



- ナキモノハ前例但書ニ倣フ
- 一 木造埋下水 樺色ノ虚線ニテ其ノ外徑ヲ示シ中間ニ薄墨色ノ虚線ヲ加ヘタルモノ
- 一 煉瓦埋下水 薄紅色ノ虚線ニテ其ノ外徑ヲ示シ中間ニ薄墨色ノ虚線ヲ加ヘタルモノ
- 一 石造埋下水 薄墨色ノ虚線ニテ其ノ外徑ヲ示シ中間ニ薄墨色ノ虚線ヲ加ヘタルモノ
- 一 土管埋下水 茶色ノ虚線ニテ其ノ外徑ヲ示シ中間ニ薄墨色ノ虚線ヲ加ヘタルモノ
- 一 コンクリート埋下水 帶黑黃色ノ虚線ニテ其ノ外徑ヲ示シ中間ニ薄墨色ノ虚線ヲ加ヘタルモノ
- 一 木造水道管 樺色ノ虚線ニテ其ノ外徑ヲ示シ中間ニ藍色ノ虚線ヲ加ヘタルモノ
- 一 鐵造水道管 薄藍色ノ虚線ニテ其ノ外徑ヲ示シ中間ニ藍色ノ虚線ヲ加ヘタルモノ
- 一 井(種側) 樺色ニテ其ノ周邊ヲ畫キ藍色ヲ以テ色取りタルモノ
- 一 井(石又ハコンクリート) 薄墨ニテ其ノ周邊ヲ畫キ藍色ヲ以テ色取りタルモノ
- 一 井(水道又ハ吹井) 以上二種ノ中央ニ薄墨色ノ小圈ヲ畫キタルモノ
- 一 芝生 薄綠色(綠ナシ)
- 一 樹木 大小ニ從テ其ノ形ヲ畫キ綠色ヲ加ヘ陰ヲ付ケタルモノ

- 一 池 墨ニテ其ノ周邊ヲ畫キ薄藍色ヲ以テ色取りタルモノ
- 一 堤 墨ニテ其ノ底邊及頂邊ヲ畫キ陰ヲ付ケ薄墨色ヲ以テ色取りタルモノ
- 一 庭石ノ他類 墨ニテ其ノ外邊ヲ畫キ薄墨ヲ以テ色取りタルモノ
- 一 電燈線 黃色ヲ以テ支柱ト電燈線トヲ畫ケルモノ但シ支柱ハ其ノ位置ニ從フ
- 一 電燈 徑五厘以下黃色「火」ノ字ノ隸書
- 一 瓦斯管 朱色ノ虚線ニテ其ノ外徑ヲ示シ中間ニ朱色ノ虚線ヲ加ヘタルモノ
- 一 瓦斯燈 徑五厘以下ノ朱色「火」ノ字ノ隸書
- 一 露燈 徑五厘以下ノ薄紅色「火」ノ字ノ隸書
- 一 電線支柱 墨ニテ支柱ト電線トヲ畫ケルモノ、但シ支柱ハ其ノ位置ニ從フ
- 一 軌道 軌距ノ廣狹ニ應シ薄藍色ノ平行線
- 一 煉瓦造煙突 大小形狀ニ從ヒ墨ニテ周邊ヲ畫キ其ノ周邊ニ薄紅色ヲ加ヘ内部ヲ墨色ニ色取りタルモノ
- 一 鐵造煙突 大小形狀ニ從ヒ墨ニテ周邊ヲ畫キ其ノ周邊ニ薄藍色ヲ加ヘ内部ヲ墨色ニテ色取りタルモノ
- 一 鐵筋コンクリート煙突 大小形狀ニ從ヒ墨ニテ周邊ヲ畫キ其ノ周邊ニ帶黑黃色ヲ加ヘ内部ヲ墨色ニテ色取りタルモノ
- 一 木橋 樺色

- 一 石橋 薄墨色
  - 一 鐵筋コンクリート橋 帶黑黃色
  - 一 鐵橋 薄藍色
  - 一 土橋 薄墨色ヲ以テ外邊ヲ色取りタルモノ
  - 一 木造地上境界標 徑五厘以下ノ樺色斜方十字形
  - 一 石造地上境界標 徑五厘以下ノ薄墨色斜方十字形
  - 一 木造地中境界標 徑五厘以下ノ樺色斜方虚線十字形
  - 一 石造地中境界標 徑五厘以下ノ薄墨色斜方虚線十字形
  - 一 敷地境界線 朱線
  - 一 水流ノ方向 墨ニテ箭形ヲ畫キ其ノ方向ヲ示ス
- 前項ニ記號ナキモノハ適宜記號ヲ設ケテ之ヲ圖上ニ表示シ其ノ凡例ヲ示スヘシ
- 第五條 地圖ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ
- 一 府縣郡市區町村名字及地番
  - 二 種目(何々敷地)及縮尺(何百分ノ一)
  - 三 縮尺ハ圖面ノ底部ニ間ヲ單位トシタル尺度
  - 四 實測面積
  - 五 敷地周圍ノ間數
  - 六 基線ヲ設ケ其ノ基線ノ方位角度及各邊ノ内角
  - 七 測量ノ年月日
  - 八 測量ノ方法、器械ノ種類
  - 九 測量ニ使用セシ尺ノ單位及之ヲ間數ニ改算セル數率
  - 十 測量者及製圖者ノ官氏名(官吏ニ非サル者ハ其ノ住所氏名)

- 第六條 實測面積ハ總テ坪數ヲ以テ計算シオ以下ノ端數ハ記入ヲ要セス
- 第七條 地圖ニハ其ノ境界ヲ明確ナラシムル爲境界標ノ位置ヲ表示シ其ノ近傍ニ於テ天然若ハ人造ノ固定物アルモノハ(其ノ物質名)該境界標ト、固定物トノ距離方角ヲ記載スヘシ(稱ヲ記入ス)
- 第八條 地圖ニハ周邊ノ地形即チ山岳、丘陵、森林、原野、河海、湖沼、池澤、溝渠、堤塘、道路、市街、村落、田畑、橋梁、其ノ他神社、佛閣等ノ如キ著シキモノハ其ノ概略ヲ模寫シ名稱地名ヲ掲クヘシ
- 第九條 圖上ノ建物ニハ總テ國有財產ノ臺帳ニ登錄ノ番號ヲ記シ第二號建物製圖標準ニ基キ調製シタル建物明細圖及臺帳ト對照セシムヘシ
- 第十條 地圖ニハ其ノ地方刊行ノ地圖ニ基キ其ノ敷地ノ位置ヲ示シタル附近ノ地形圖(重ナルモノノ名稱)ヲ添付スヘシ
- 前項敷地ノ位置ハ朱線ニテ之ヲ示シ其ノ傍ニ其ノ種目(何々敷地)ヲ朱記スヘシ
- 第十一條 地圖ニ記載スル文字ハ總テ楷書ヲ用フヘシ
- 第十二條 測量原簿又ハ測量原圖ハ地圖ト共ニ保存スヘシ
- 第十三條 製圖用紙ハ礬火引美濃紙ヲ用フヘシ
- 第二號
- 建物圖調製標準
- 第一條 建物圖ハ平面圖トシ其ノ縮尺ハ二百分ノ一トス(三分ヲ以テ一間トス)
- 第二條 建物層階ノ部分ハ掛紙(貼附ノ箇所ニハ主任)ニ畫クヘシ



第三條 建物ハ總テ其ノ周圍ノ間數ヲ記入スヘシ  
 第四條 建物ノ坪數ハ左ノ區別ニ從ヒ之ヲ計算スヘシ  
 一 煉瓦造、石造、コンクリート造、鐵筋コンクリート造  
 其ノ他厚壁ヲ有スル建物ハ其ノ外壁ノ中心トシ控壁、片  
 蓋柱等ハ之ヲ算入セス  
 二 木造、土造及鐵造ハ柱中心  
 三 庇ノ坪數ハ第一號ノ建物ニ在リテハ其ノ外壁ノ中心第  
 二號ノ建物ニ在リテハ柱中心ヨリ庇柱若ハ軒桁中心迄ノ  
 距離及腕木又ハ梁眞ノ距離ノ相乘積但シ霧除庇ハ之ヲ除  
 ク  
 第五條 建物ハ各室毎ニ其ノ坪數(坪數ハ總テ壁ノ中心ニテ  
 計ル)ヲ記入スヘシ  
 第六條 建物ハ總テ臺帳ニ登錄ノ番號ヲ記入シ地圖ニ登載セ  
 ル番號ト對照セシムヘシ  
 前項建物番號ノ外官舎又ハ倉庫ノ如キ別ニ番號アルモノハ  
 各々其ノ番號ヲ朱記スヘシ  
 第七條 圖上ニ記載スル文字ハ總テ楷書ヲ用フヘシ  
 第八條 製圖用紙ハ礬水引美濃紙ヲ用フヘシ  
 第九條 構造其ノ他ノ區別ハ凡ソ左ニ附記スル所ノ記號ニ從  
 ヒ詳細其ノ形狀ヲ寫スヘシ若記號ナキモノハ適宜記號ヲ設  
 ケ圖上ニ其ノ凡例ヲ示スヘシ

名稱	記號	名稱	記號
名 稱	記 號	名 稱	記 號
上ケ下ケ窓		引違ヒ窓	
兩開キ窓		引込ミ窓	
片開キ入口		室内間仕切手	
入口引違		突上ケ窓	
鐵ボルト窓		木格子窓	
連子窓		無雙連子窓	
板張		筋違板張	

石敷	煉瓦敷	西洋形便所	板流シ	角椽側	ストーブ
四盤石敷	敲キ	押入上ケ板	兩便所	床上爐	石爐

煉瓦爐	廻り階子段	高欄付階段	リノリウム敷	ラセン敷	疊敷
階子段	階段	勾配石敷	ヅツク敷	絨氈敷	



第六輯 會計檢查院關係規程

第五輯 物品及國有財產

A faint grid table with approximately 6 columns and 4 rows. The content is mostly illegible due to fading, but some small diagrams or symbols are visible within the cells.

A second faint grid table, similar in structure to the one above, with approximately 6 columns and 4 rows. It also contains illegible text and some small diagrams.



# 第六輯 會計検査院關係規程

## 會計検査院法

●法律第十五號 明治二十二年五月十日

改正 明治三十三年第八一號、四三年第三一號、四四年第二三號

大正二年第一一號、五年第三六號、八年第四號、一〇年第五三號

### 第一章 組織

- 第一條 會計検査院ハ天皇ニ直隸シ國務大臣ニ對シ特立ノ地位ヲ有ス
- 第二條 會計検査院ハ院長一員部長三員検査官十二員ヲ置キ之ヲ會計検査官トシ別ニ書記官專任一員副検査官專任二十五員及書記技手ヲ置ク
- 第三條 院長ハ親任、部長ハ勅任、検査官ハ勅任又ハ奏任、書記官及副検査官ハ奏任、書記及技手ハ判任トス
- 第四條 勅任検査官書記及技手ノ定員ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
- 第五條 院長ハ院務ヲ總理シ部長ハ部務ヲ掌理ス
- 第六條 院長事故アルトキハ上席ノ部長ヲシテ代理セシムルコトヲ得
- 第七條 會計検査院ニ三部ヲ設ケ各部部长一員検査官四員ヲ以テ検査ノ事務ヲ分掌ス

第六條 會計検査官ハ勅令ニ定メタル資格ヲ具フル者ヲ以テ之ニ任ス

會計検査官ハ刑事裁判若ハ懲戒裁判ニ依ルニアラサレハ其ノ意ニ反シテ退官轉官又ハ休職ヲ命セラル、コトナシ

會計検査官ニ關ル懲戒ノ條規ハ別ニ定ムル所ニ依ル

第七條 父子兄弟ハ同時ニ會計検査官トナルコトヲ得ス

第八條 會計検査官ハ他ノ官職ヲ兼ネ及帝國議會又ハ地方議會ノ議員トナルコトヲ得ス

第九條 會計検査院ノ議事ハ總會議又ハ部會議ヲ以テ決ス總會議ハ院長ヲ以テ議長トシ部會議ハ部長ヲ以テ議長トス

議事ハ多數ヲ以テ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第十條 左ノ場合ニ於テハ總會議ヲ以テ議決ス

一 第十五條ニ依リ上奏ヲ爲シ又ハ天皇ノ下問ニ奉答スルトキ

二 第十四條ニ依リ報告書ヲ確定スルトキ

三 第十七條ニ依リ意見ヲ陳述スルトキ

四 検査事務ノ規程計算證明ノ様式及提出ノ期限ヲ定メ又ハ之ヲ改正スルトキ

五 其ノ他院長ニ於テ總會議ニ付スルノ必要アリト認メタルトキ

第十一條 計算検査ノ判決ハ凡テ會議ニ於テス其ノ總會議ニ於テスルト部會議ニ於テスルトハ會計検査院長ノ定ムル所ニ依ル

二五二



第二章 職 權

第十二條 會計検査院ハ官金ノ收支官有物及國債ニ關ル計算ヲ検査確定シテ會計ヲ監督ス

第十三條 會計検査院ノ検査ヲ要スルモノ左ノ如シ

一 總決算

二 各官廳及官立諸營造ノ收支及官有物ニ關ル決算

三 日本銀行ノ政府ノ爲取扱フ現金及有價證券ノ出納ニ關ル決算

四 政府ヨリ補助金又ハ特約保證ヲ與フル團體及公立私立諸營造ノ收支ニ關ル決算

五 法律勅令ニ依リ特ニ會計検査院ノ検査ニ屬セラレタル決算

第十四條 會計検査院ハ憲法第七十二條ニ依リ決算ヲ検査確定スルト同時ニ左ノ事項ニ付報告書ヲ作ルヘシ

一 總決算及各省決算報告書ノ金額ト日本銀行ノ提出シタル計算書ノ金額ト符合スルヤ否ヤ

二 歳入ノ賦課徴收歳出ノ使用官有物ノ得有沽賣讓與及利用ハ各々其ノ豫算ノ規程又ハ法律勅令ニ違フコトナキヤ否ヤ

三 豫算超過又ハ豫算外ノ支出ニシテ議會ノ承諾ヲ受ケサルモノナキヤ否ヤ

第十五條 會計検査院ハ各年度ノ會計検査ノ成績ヲ上奏シ其ノ成績ニ就テ法律又ハ行政上ノ改正ヲ必要トスヘキ事項アリト認ムルトキハ併セテ意見ヲ上奏スルコトヲ得

任ヲ解除ス若必要ナル場合ニ於テハ之ヲ推問シ辯明又ハ正誤ヲ爲サシメ仍正當ナラスト判決シタルトキハ本屬長官ニ移牒シテ處分ヲ爲サシム

第二十條ノ二 會計検査院ハ日本銀行ノ計算ヲ検査シ正當ナリト決定シタルトキハ其ノ旨ヲ大藏大臣ニ通知スヘシ正當ナラスト決定シタルトキハ大藏大臣ニ移牒シテ相當ノ處置ヲ要求スルコトヲ得

第二十一條 會計検査院ノ判決ニ據リ辨償ノ責ヲ負フ者ハ天皇ノ恩赦ニ由ルノ外本屬長官之ヲ減免スルコトヲ得ス

第二十二條 出納官吏計算書及證書ノ提出ヲ怠リ又ハ様式ヲ守ラサルトキハ會計検査院ハ本屬長官ニ移牒シテ懲戒處分ヲ要求スルコトヲ得

第二十三條 政府ノ機密費ニ關ル計算ハ會計検査院ニ於テ検査ヲ行フ限ニ在ラス

第二十四條 會計検査院ハ認可狀ヲ付スルノ後ト雖其ノ付シタル日ヨリ五箇年以内ニ於テハ出納官吏ヨリ之ヲ請求スルカ又ハ計算書ノ誤謬脱漏ニ重記載アルコトヲ發見シタルトキハ再審ヲ爲スコトヲ得但シ詐偽ノ證據ヲ發見シタルトキハ五箇年後ト雖再審ヲ爲スコトヲ得  
出納官吏ハ會計検査院再審ノ判決ニ對シテ再ヒ審判ヲ請求スルコトヲ得ス

第三章 附 則

第二十五條 會計検査院ノ事務章程ハ別ニ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十六條 會計検査院ハ各官廳中一部ニ屬スル計算ノ検査及責任解除ヲ其ノ廳ニ委託スルコトヲ得但シ其ノ検査ノ成績ハ該廳ヲシテ之ヲ會計検査院ニ報告セシムヘシ

前項ノ委託ニ拘ラス會計検査院ハ時宜ニ依リ其ノ所管ノ官廳ヲシテ計算書ヲ送付セシメ之カ検査ヲ行フコトアルヘシ

第十三條第四號ノ團體及公立私立諸營造ノ決算ニ就テモ亦本條ヲ適用スルコトヲ得

第十七條 現金物品ノ出納及簿記上ニ關ル各省ノ命令ニ付會計検査院ハ其ノ發布ノ前通知ヲ受ケ意見アルトキハ之ヲ陳述スルコトヲ得

會計検査院ハ收入及支出ニ關ル規則ヲ定メ及既定ノ規則ヲ改正スル各省ノ命令ニ付其ノ發布ノ前通知ヲ受ク

第十八條 會計検査院ハ計算書及計算證明ノ様式竝ニ其ノ提出及推問ニ對スル答辯ノ期限ヲ定ム

第十九條 會計検査院ハ各官廳ヲシテ検査上必要ナル簿書及報告ヲ提出セシメ及主任官吏ノ辯明書ヲ求ムルコトヲ得

會計検査院長ハ検査上必要ト認ムルトキハ主任官吏ヲ派遣シ實地検査ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ豫メ本屬長官ニ通知シ該長官ハ主任官吏ヲシテ検査ニ立會ヲ爲サシムルコトヲ得

前二項ハ會計検査院ノ検査ヲ受クル各官廳以外ノモノニ付之ヲ準用ス

第二十條 會計検査院ハ出納官吏ノ計算書及證書書類ヲ検査シ正當ナリト判決シタルトキハ該官ニ對シ認可狀ヲ付シ其ノ責

附 則 (大正十一年四月九日法律第五十三號)

本法施行ノ期日ハ各條ニ付勅令ヲ以テ之ヲ定ム(第二條及第五條ハ大正十年八月二十日勅令第三百九十四號ヲ以テ十年九月一日ヨリ施行、第十三條、第十四條、第十六條、第十七條、第十九條及第二十條ノ二ハ大正十一年三月九日勅令第三十號ヲ以テ十一年四月一日ヨリ施行)

會計検査院勅任検査官書記及技手定員

●勅令第百十三號 明治四十三年三月二十八日

改正 明治四十四年第二號、大正二年第一三三號、三年第二四六號、八年第九〇號、一〇年第三九六號

會計検査院勅任検査官、書記及技手ノ定員左ノ通定ム

- 一 勅任検査官 三人
- 二 書記及技手 通シテ二百四十五人

附 則 本令ハ明治四十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス



會計検査院事務章程

勅令第四百五十七號 明治三十二年十二月二十五日改正

明治三十二年第一〇六號、改正 三〇年第五十五號、四三年第一一四號  
大正二年第一三二號、四年第一五九號、一〇年第三九五號

- 第一條 會計検査院ニ第一部、第二部及第三部ヲ設ケ各部ニ課ヲ置キ検査ノ事務ヲ分掌セシム
- 第二條 會計検査院ニ院長官房ヲ置ク
- 第三條 會計検査院ノ會議ハ會計検査官ヲ以テ組織ス
- 第四條 總會議ハ院長之ヲ開キ部會議ハ部長之ヲ開ク
- 第五條 會計検査官現員ノ半數以上出席スルニ非サレハ議決ヲ爲スコトヲ得ス
- 第六條 會計検査官前項ノ數ニ滿タサルトキハ總會議ニ於テハ三名部會議ニ於テハ一名ヲ限リ副検査官ヲ以テ補充スルコトヲ得
- 第七條 總會議及部會議ハ會計検査官、委員又ハ副検査官ノ提出シタル文書ヲ以テ議案トス
- 第八條 會計検査官總會議又ハ部會議ノ議決ヲ要スル事件ニ付議案ヲ提出セムトスルトキハ其ノ案ヲ具ヘ理由ヲ附シ總會議ノ議決ヲ要スルモノハ院長ニ部會議ノ議決ヲ要スルモノハ部長ニ之ヲ提出スヘシ
- 第九條 委員ヲ設ケタル場合ニ於テ其ノ委員ヨリ提出スル議案ニ付テ

亦同シ

- 第十條 會計検査官ハ父子兄弟ノ提出シタル計算書ヲ検査シ又ハ其ノ檢定若ハ判決ニ與ルコトヲ得ス
- 第十一條 院長ハ所部ノ職員ヲ統督シ奏任官ノ進退ハ内閣總理大臣ヲ經テ之ヲ上奏シ判任官以下ハ自ラ之ヲ行フ
- 第十二條 院長ハ内閣總理大臣ヲ經テ所部職員ノ叙位叙勳ヲ上奏シ又ハ増俸賞與ヲ行フ
- 第十三條 院長ハ會計検査院全般ニ關スル事務又ハ臨時ノ事務ヲ處理セシムル爲メ會計検査院高等官中ヨリ委員ヲ設ケタルコトヲ得
- 第十四條 左ノ事項ハ院長ノ職權ニ屬ス
  - 一 各部ノ分課ヲ定ムルコト
  - 二 各部課主管ノ事務及職員ノ配置ヲ定ムルコト
  - 三 各部ヨリ提出スル文書ニシテ總會議又ハ部會議ノ議決ヲ要セサルモノヲ處分スルコト
  - 四 副検査官ニ總會議出席ヲ命スルコト
  - 五 所部ノ職員ニ出張ヲ命スルコト
  - 六 議事ニ關シ細則ヲ定ムルコト
  - 七 部會議ノ議決スヘキ事項ヲ定ムルコト
  - 八 行務監督規程及其ノ他ノ行政事務ニ關スル諸規程ヲ定ムルコト
- 第十五條 院長ハ各部ヨリ提出スル文書ニ付主任部長及検査官ノ同意ヲ得テ其ノ主意ヲ變更スルコトヲ得若其ノ同意ヲ得サルトキハ之ヲ總會議ニ付スヘシ

- 第十六條 總會議又ハ部會議ノ議決ヲ經タル文書ト雖其ノ主意ヲ變更セサル限リ院長ハ文章ノ訂正ヲ爲スコトヲ得
- 第十七條 院長ハ總會議ノ議決ヲ不當ト認ムルトキハ其ノ執行ヲ停止シ議決ノ日ヨリ十四日以内ニ之ヲ再議ニ付スヘシ
- 第十八條 再議ノ議決ニ對シテハ其ノ執行ヲ停止スルコトヲ得ス
- 第十九條 院長ハ部會議ノ議決ヲ不當ト認ムルトキハ其ノ執行ヲ停止シ其ノ議決書ヲ受ケタル日ヨリ十四日以内ニ之ヲ總會議ニ付スヘシ
- 第二十條 院長ハ各部ヨリ提出スル文書ニシテ總會議又ハ部會議ノ議決ヲ要セサルモノニ付再調査ヲ爲サシムルコトヲ得
- 第二十一條 左ノ事項ハ部長ノ職權ニ屬ス
  - 一 其ノ名ヲ以テ審理書ヲ發スルコト
  - 二 副検査官ニ部會議出席ヲ命スルコト
  - 三 部員ヲシテ其ノ部主管ノ事務ニ付一時相互ニ幫助セシムルコト
  - 四 部員ノ行務ヲ監督シ院長ニ報告スルコト
- 第二十二條 部長ハ各課ヨリ提出スル文書ヲ審査シ其ノ總會議若ハ部會議ノ議決ヲ要セサルモノ又ハ院長ニ提出スルヲ要セサルモノハ直ニ之ヲ處分スヘシ
- 第二十三條 其ノ部會議ニ付シタルモノハ總テ之ヲ院長ニ提出スヘシ
- 第二十四條 部長ハ各課ヨリ提出スル文書ニ付主任検査官ノ同意ヲ得テ其ノ主意ヲ變更スルコトヲ得若其ノ同意ヲ得サルトキハ之ヲ部會議ニ付シ又ハ之ヲ總會議ニ提出スヘシ
- 第二十五條 部會議ノ議決ヲ經タル文書ト雖其ノ主意ヲ變更セサル限リ部

- 第二十六條 長ハ文章ヲ訂正スルコトヲ得
- 第二十七條 部長ハ部會議ノ議決ヲ不當ト認ムルトキハ其ノ執行ヲ停止シ議決ノ日ヨリ七日以内ニ之ヲ總會議ニ提出スヘシ
- 第二十八條 部長ハ各課ヨリ提出スル文書ニシテ總會議又ハ部會議ノ議決ヲ要セサルモノニ付再調査ヲ爲サシムルコトヲ得
- 第二十九條 検査官ハ各課ノ長トナリ課務ヲ掌理ス
- 第三十條 検査官ハ検査ノ執行ニ因リ檢定、判決、審理等ニ關スル文書ヲ調製シ之ヲ部長ニ提出ス
- 第三十一條 副検査官ハ各課ニ分屬シ課長ヲ助ケ又ハ院長官房若ハ各部ニ分屬シ審議立案ヲ掌ル
- 第三十二條 副検査官ハ検査ノ事項ニ關シ意見アル場合ニ於テ總會議又ハ部會議ニ議案ヲ提出セムトスルトキハ院長又ハ當該部長ノ承認ヲ經ヘシ
- 第三十三條 書記官ハ院長官房ニ屬シ庶務ヲ掌ル
- 第三十四條 書記官ハ上官ノ指揮ヲ承ケ検査ノ事務又ハ庶務ニ從事ス
- 第三十五條 會計検査院ハ行務年度ヲ定メ検査ノ事務ヲ執行ス
- 第三十六條 會計検査院ハ検査ノ事項ニ付當該官吏ニ對シテハ審理書ヲ發シ國務大臣ニ對シテハ質問書又ハ注意書ヲ發スルコトヲ得
- 第三十七條 會計検査院ハ出納官吏ノ計算正當ナリト判決シタルトキハ本屬長官ヲ經由シテ認可狀ヲ交付シ正當ナラスト判決シタルトキハ本屬長官ニ對シテ處分要求書ヲ發スヘシ



會計検査院ハ出納官吏其ノ負擔スヘキ缺損金ノ辨償ヲ終ヘタルトキハ本屬長官ヲ經由シテ認可狀ヲ交付スヘシ

第二十九條 會計検査院ハ國ノ代表者ニ於テ出納官吏ニ對スル公訴附帶ノ私訴ヲ提起シタル事項ニ關シテハ之ニ對スル通常又ハ特別裁判所ノ判決執行ノ結果ニ依リ其ノ検査判決ヲ行フヘシ

第三十條 會計検査院ハ第二十八條ノ處分要求書ニ對スル本屬長官ノ處分ヲ以テ適當ナラスト認ムルトキハ其ノ事由ヲ検査成績書ニ載セテ上奏スヘシ

第三十一條 會計検査院ハ出納官吏ニ對シ再審ヲ行フ場合ニ於テハ前ニ該件ノ検査ヲ擔當セザリシ他ノ部ニ移シテ審査セシムヘシ

第三十二條 會計検査院ハ出納官吏ノ請求ニ因リ再審ヲ行フ場合ニ於テハ其ノ旨ヲ本屬長官ニ通知スヘシ

會計検査院ハ職權ヲ以テ再審ヲ行フ場合ニ於テハ本屬長官ヲ經由シテ其ノ旨ヲ當該出納官吏ニ通知スヘシ

第三十三條 會計検査院ハ左ノ場合ニ於テ本屬長官ヲ直ニ報告ヲ爲サシムルコトヲ得

- 一 出納官吏其ノ保管スル現金ヲ亡失シタルトキ
- 二 各省大臣出納官吏ニ對シ辨償ヲ命シタルトキ
- 三 出納官吏ニ對スル公訴ニ附帶シテ國ノ代表者私訴ヲ提起シタルトキ

第三十三條ノ二 會計検査院ハ必要ニ應シ技術顧問員ヲ置クコトヲ得

第三部

第一課 司法省所管、文部省所管

第二課 遞信省所管

第三課 朝鮮總督府、關東廳、南滿洲鐵道株式會社、東洋拓殖株式會社

第四課 臺灣總督府、樺太廳、南洋廳(大正一一年四月追加)

備考

- 一 租稅外歲入及物品ハ各支出主管ノ課ニ於テ管理ス
- 二 補助團體ノ收支ハ各其ノ所管省主管ノ課ニ於テ之ヲ管理ス
- 三 各省所管中他ノ部課ノ事務ニ列記セシ事項ハ所管事務中ヨリ之ヲ除ク

(參照) 本改正ハ大正十年九月一日ヨリ施行

會計検査院事務章程第三十三條ニ依ル  
亡失、辨償、私訴ニ關シ報告方各省大臣  
へ要求ノ件

●略總第三百五十四號 明治三十三年六月十八日 (明治三十三年六月十八日送第三百七十八號)

會計検査院事務章程第三十三條ノ場合ニ於テ自今直ニ御報告相成度同條ノ規定ニ依リ此段及要求候也

技術顧問員ハ院長之ヲ囑託ス院長ノ命ニ依リ技術ニ關スル事項ヲ調査シ意見ヲ開陳ス

第三十四條 會計検査院ハ各地方官廳ヲシテ其ノ地ノ物價ヲ定期又ハ臨時ニ報告セシムルコトヲ得

第三十五條 會計検査院ハ必要アルトキハ検査事項ニ關スル資料ノ調査ヲ關係官廳ニ囑託スルコトヲ得

附 則 (大正十年八月二十日勅令第三百九十五號) 本令ハ大正十年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

會計検査院各部課管理事務

明治二年院達 主改正年 二六年、二九年、三〇年、三三、三六年、四四年、大正二年

●院達第五號 大正十年九月一日改正

第一部

第一課 大藏省所管、國債、專賣局、日本銀行出納

第二課 租稅、內國稅徵收費

第三課 外務省所管、農商務省所管

第四課 鐵道省所管

第二部

第一課 陸軍省所管(但シ第二部第二課主管ノ分ヲ除ク)

第二課 近衛師團、第一乃至第二十師團

第三課 海軍省所管

第四課 內務省所管

經費仕拂上被詐取ノ事實發見ノトキ  
報告方各省大臣へ照會ノ件

院長決裁 明治三十五年二月二十六日(明治三十五年二月二十七日送第六百二十四號)  
貴省御所管經費仕拂上被詐取之事實發見相成候場合ニハ其事實直ニ御報告相成候様致度此段及照會候也

委託検査取扱順序

●總第十二號 明治三十五年二月二十五日改正 (明治三十五年二月二十七日送第六百六十四號)  
各省大臣等宛送送)

一 計算書ニ對シ全部正當ト判決シタルトキ又ハ辨償責任アリト判決シ其辨償ヲ了シタルトキハ出納官吏ニ對シ第一號書式ニ依リ認可狀ヲ交付スヘキコト

二 検査ノ成績ハ第二號書式ニ依リ年度經過後六ヶ月以内ニ會計検査院ニ報告スヘシ若シ期限ニ至リ検査未了ニ係ルモノアルトキハ其事由及完結期限ヲ報告シ爾後結了ニ隨ヒ其成績ヲ報告スヘキコト

三 會計検査院法第二十四條ニ依リ再審事項アルトキハ其事實ヲ詳記シタル申報書ニ關係書類ヲ添付シ直ニ會計検査院ニ



提出スヘキコト  
四 物品會計規則第十八條ノ二ニ依リ帳簿ヲ以テ證明セシメタ  
第一號書式

ル場合ニ於テハ検査官吏該帳簿ノ末尾ニ検査済ノ旨及其  
月日ヲ記入シ署名捺印スヘキコト

認可(状)		何(應)		職(官)		氏(名)	
一大正何年度		自大正何年何月		日(證明事項)			
至同何年何月							
會計検査院ノ委託ニ依リ前記證明計算ノ検査ヲ遂ケ茲ニ其責任ヲ解除ス							
年 月 日		受託廳長官氏名					

第二號書式甲

大正何年度歳入歳出外現金出納計算検査成績報告書							
廳名	證明者 官氏名	管理期	受ノ部		拂ノ部		殘高
			越高	受高	仕拂高	歳入 納付高	
						付認可 年月日交	

右検査ノ要領ヲ摘載スルコト左ノ如シ  
一 審理ノ結果違法又ハ不當ト認メタルモノ何件其要領別紙ノ如シ  
二 出納官吏辨償責任ニ關シ判決ヲナシタルモノ何件其要領別紙ノ如シ  
右検査完了セリ依テ茲ニ之ヲ報告ス

會計検査院長宛

受託廳長官氏名印

年 月 日

第二號書式乙

大正何年度物品出納検査成績報告書							
廳名	證明者 官氏名	職官氏名	管 理 期	認可状交付年月日			
備考 帳簿ニ依リ検査シタルモノハ△ノ符號ヲ第二段ニ附記スヘシ							







(本表ハ陸軍省ニ限ル)

大正何年度何部隊糧食費(被服費)(軍隊需品費)(馬匹費)受拂計算表

科目	受		部		拂		部		殘ノ部
	越	高	計	費	消	出	計		
糶料									翌年度へ繰越
精米代									
何々									
糧食積立金									
計									

備考

- 一 本表ハ出納官吏ノ異動ニ關セス一部隊一ケ年度ヲ通算スルモノトス
- 二 受ノ部「雜入」ニハ定額以外ニ受ケタルモノヲ掲上スヘシ
- 三 拂ノ部「費消」ニハ物品ノ購入被服ノ工料等軍隊必要ノ費用ノミヲ掲上シ「雜出」ニハ其他ノ拂出ニ係ルモノヲ掲上スヘシ
- 四 「雜入」「雜出」ニ關シテハ其金額事由ヲ備考ニ區分掲上スヘシ
- 五 前年度所屬ノ定額ヲ本年度ニ於テ受入タルモノ又ハ本年度所屬ノ定額ヲ翌年度ニ至リ受入ルヘキモノアルトキハ其金額ヲ備考ニ掲上スヘシ

通知案

會計検査院法第十六條委託検査ニ係ル計算ノ検査及責任解除ニ關シ其検査取扱順序別紙ノ通改定候條明治三十四年度分ヨリ施行相成度此段及通知候也

年 月 日 院 長

委託廳長官宛

逕信大臣へハ左ノ追書ヲ加フ

追テ郵便爲替貯金ニ關スル成績報告書式ハ從前ノ通ト御承知相成度此段申添候也

検査事務規程

明治三十四年院達第七號 改正 三十五年第六號、第一二號、四二年第五號

院達第四號 大正十一年五月九日改正

第一章 總 則

- 第一條 課長ハ計算書ヲ審査シタルトキハ審査報告書(第一號)ヲ作り之ヲ部長ニ提出スヘシ但シ摘出事項ナキトキハ之ヲ省略スルコトヲ得
- 第二條 課長ハ検査ノ進行ニ伴ヒ検査報告又ハ検査成績書ニ掲載スヘキ事項アリト認メタルトキハ其ノ都度案ヲ具シテ之ヲ部會議若ハ總會議ニ提出スヘシ

第三條 課長ハ每會計年度統計材料ヲ翌年度八月末日限、検査報告掲載事項ヲ翌年度十月十日限、検査成績書掲載事項ヲ翌年度十一月十日限検査報告及検査成績書取調委員ニ送付スヘシ但シ部會議若ハ總會議ノ議決ヲ經サルモノハ部長ヲ經由シテ院長ニ提出スヘシ院長ハ之ヲ検査報告及検査成績書取調委員ニ交付ス

第二章 歳入歳出計算書及決算  
第四條 課長ハ歳入徴收官及支出官ノ計算書ニ對シ一箇年度分ノ検査ヲ完了シタルトキハ其ノ都度檢了報告書(第二號)ヲ作り之ヲ部長ニ提出スヘシ  
課長ハ翌年度九月三十日ニ於テ前會計年度計算書ノ一部検査完了ニ至ラサルモノアルトキハ完了ノ金額ヲ區分シ未完了金額ニ對シテハ検査未完了表(第三號)ヲ添附シタル檢了報告書ヲ全部完了セサルモノハ未檢了報告書(第二號書式)ヲ作り翌月十日限之ヲ部長ニ提出スヘシ  
前項ノ未完了金額ニ對シテハ検査完了スルニ從ヒ更ニ檢了報告書ヲ作り検査完了金額追報告表(第四號)ヲ添附提出スヘシ

第五條 課長ハ年度開始前支出計算書、最終歳入徴收額計算書及總括支出計算書ヲ受領シタルトキハ直ニ日本銀行ノ計算證明ト對照ノ爲之ヲ國庫主管ノ課ニ送附スヘシ  
第六條 國庫主管ノ課ニ於テ日本銀行ノ計算證明ト對照ヲ了シ



タルトキハ計算書ノ表紙ニ對照濟ノ印及取扱者ノ印ヲ押捺スヘシ若不符合ノモノアルトキハ計算書ニ其ノ旨ヲ附箋シ直ニ主務課ニ返付シ之カ調査ヲ請求スヘシ

國庫主管ノ課ハ十五日以内ニ前項ノ手續ヲ爲シ對照ヲ了シタル計算書ハ之ヲ検査報告及検査成績書取調委員ニ送付スヘシ

検査報告及検査成績書取調委員ハ十五日以内ニ歳入歳出決算内譯表ニ記入ヲ了シ計算書ノ表紙ニ記入濟ノ印及記入者ノ印ヲ押捺シテ之ヲ主務課ニ返付スヘシ

第七條 前條ノ對照後ニ於テ科目又ハ金額ニ異動ヲ生シタルモノアルトキハ其ノ事項ニ付直ニ前二條ノ規定ニ準シ其ノ手續ヲ爲スヘシ但シ目ノ異動ニ止ルモノニ關シテハ主務課ハ計算書ニ訂正書類ヲ添へ直ニ之ヲ検査報告及検査成績書取調委員ニ送付スヘシ

第八條 決算ヲ審査スルニ當リテハ左ノ第一號及第二號ハ各主務課ニ於テ第三號及第四號ハ國庫主管ノ課ニ於テ對照スヘシ

一、歳入決算明細書及各特別會計決定計算書ノ科目金額ト歳入徴收額計算書ノ科目金額及歳入豫算額トノ符合  
二、各省決算報告書及各特別會計決定計算書ノ科目金額ト支出計算書ノ科目金額及歳出豫算額、豫算決定後増加歳出額、豫算繰越額等トノ符合

三、歳入歳出總決算及各特別會計決算ノ科目金額ト歳入決算明細書、各省決算報告書及各特別會計決定計算書ノ科目

第十二條 既往年度未確定金額ヲ確定スルニ當リテハ第四號書式ニ準シ確定金額 追報告表ヲ作り前二條ノ手續ヲ爲スヘシ但シ未確定金額中確定金額ナキ場合ニ在リテハ主務課長ハ其ノ旨翌年度十月十五日迄ニ國庫主管ノ課ニ報告スヘシ

第三章 國債、國有財産及國庫金運用計算書

第十三條 國債主管ノ課長ハ國債増減計算書ニ對シ一箇年度分ノ検査ヲ完了シタルトキハ第四條ノ手續ヲ爲シ又國債計算書ヲ確定スルニ當リテハ第十條第一項ニ準シ處理ノ上検査及確定報告書ヲ検査報告及検査成績書取調委員ニ送付スヘシ

第十四條 課長ハ國有財産増減計算書ニ對シ一箇年度分ノ検査ヲ完了シタルトキハ第四條ノ手續ヲ爲シ又國有財産増減報告書及國有財産現在額報告書ヲ確定スルニ當リテハ第十一條第一項ニ準シ處理ノ上翌年度十月十五日限検査及確定報告書

第十五條 大藏省主管ノ課長ハ國有財産増減總計算書及國有財産現在額總計算書ニ對シ確定報告書(第五號書式)ヲ作り部會議若ハ總會議ニ提出シ議決ノ上前條各課長ヨリ送付ヲ受ケタル検査及確定報告書ト共ニ翌年度十月末日迄ニ之ヲ検査報告及検査成績書取調委員ニ送付スヘシ

第十六條 課長ハ國庫金運用計算書ニ對シ一箇年度分ノ検査ヲ完了シタルトキハ第四條ノ手續ヲ爲シ検査報告書(第五號書式)ヲ作り部會議若ハ總會議ニ提出シ議決ヲ經翌年度十月末日迄ニ之ヲ検査報告及検査成績書取調委員ニ送付スヘシ

第四章 出納、受拂及收支計算書

金額トノ符合

四、歳入歳出總決算及各特別會計決算ノ金額ト日本銀行證明額トノ符合

第九條 前條對照ノ資料ハ検査報告及検査成績書取調委員ニ於テ調製シタル歳入歳出總決算表、歳入歳出總決算内譯表、各特別會計歳入歳出決算表及各特別會計歳入歳出決算内譯表ヲ充用スヘシ

第十條 決算ヲ確定スルニ當リ歳入決算明細書ニ對シテハ租稅主管ノ課長ニ於テ各省決算報告書、各特別會計決定計算書ニ對シテハ各主務課長ニ於テ既ニ檢了報告書ヲ提出セル計算書ニ對スル検査ト一括シ検査及確定報告書(第五號書式)ヲ作り部會議若ハ總會議ニ提出シ議決ノ上翌年度十月十五日迄ニ之ヲ國庫主管ノ課ニ送付スヘシ

歳入ノ検査ヲ擔當スル各課ハ歳入決算明細書ノ検査及確定報告書ニ掲載スヘキ事項(第五號書式)ノ報告書ヲ作り部會議若ハ總會議ニ提出シ議決ノ上翌年度十月十五日迄ニ租稅主管ノ課ニ送付スヘシ

第十一條 國庫主管ノ課長ハ總決算及各特別會計決算ノ確定報告書(第五號書式)ヲ作り部會議若ハ總會議ニ提出シ議決ノ上歳入決算明細書各省決算報告書各特別會計決定計算書ノ検査及確定報告書ト共ニ翌年度十月末日迄ニ之ヲ検査報告及検査成績書取調委員ニ送付スヘシ

國庫主管ノ課長ハ豫算超過及豫算外支出ノ報告書(第五號書式)ヲ作り前項ノ確定報告書ニ添付スヘシ

第十七條 課長ハ出納官吏ノ計算書ニ對シ一管理期若ハ一箇年度分ノ検査ヲ完了シタルトキハ判決報告書(第六號書式)ヲ作り之ヲ部會議若ハ總會議ニ提出スヘシ計算書全部ノ検査ヲ了セサルモ必要ト認メタルモノアルトキ又ハ會計法第三十六條ニ依リ特ニ證明ヲ爲シタルモノアルトキハ其ノ都度判決報告書ヲ提出スヘシ

第十八條 課長ハ出納官吏ニ對スル辨償責任ノ判決ニ關シ有責任ノ場合ニ於テハ處分要求書案(第六號書式)ヲ作り無責任ノ場合ニ於テハ會計法第三十六條ニ依リ特ニ證明シタルトキニ限り通牒書案(第六號書式)ヲ作り判決報告書ニ添付スヘシ

第十九條 課長ハ出納官吏ニ對スル辨償責任ノ判決ニ關シ左ノ場合ニ於テハ通牒書案(第六號書式)ヲ作り判決報告書ニ添付スヘシ  
一、出納官吏ニ對スル通常又ハ特別裁判所ノ判決執行ノ結果ニ依リ検査判決ヲ爲シタル場合ニ於テ辨償未了ナルトキ

二、出納官吏ニ於テ本屬長官ノ辨償命令ニ服シタルモ數年ニ互リ分納ヲ許可セラレ未タ辨償ヲ了セサルトキ  
三、出納官吏ニ於テ任意月賦又ハ年賦辨償ヲ爲スノ意思ヲ表示シ本屬長官之ヲ許可シ未タ完納ニ至ラサルトキ

第二十條 課長ハ出納官吏ノ計算書ニ對シテハ全部正當ト判決シタルトキ又ハ出納官吏ニ於テ任意若ハ本屬長官ノ辨償命令ニ服シ既ニ辨償ヲ了シタルトキハ一管理期若ハ一箇年度分ヲ通シ要認可狀(第六號書式)交付ノ旨ヲ記載シタル判決報告書ヲ



提出スヘシ  
 分任出納官吏ノ取扱額ヲ主任出納官吏ノ取扱額ニ併算證明セ  
 ルモノニ對シ其ノ一部有責任ノモノアル場合ニ於テハ主任出  
 納官吏ニ對シ何官何某取扱額ヲ除クト明記セル認可狀ヲ交付  
 シ有責任ノ分ニ對シテハ前二條ニ依リ取扱ヲ爲スヘシ  
 有責任ノ判決後辨償責任ニ關スル處分結了シタルトキハ課長  
 ハ判決報告書ノ書式ニ準シ認可狀交付報告書ヲ作り部長ヲ經  
 由シ院長ニ提出スヘシ

第二十一條 會計検査院法第二十四條ニ依リ再審事項アルトキ  
 ハ課長ハ再審開否ノ理由ヲ具シタル報告書ヲ作り之ヲ部會議  
 議ニ提出スヘシ但シ出納官吏ヨリ請求アリタル場合  
 ニ於テ其ノ請求ヲ受理スヘカラスト認メタルトキハ課長ハ通  
 牒書案(第七號)ヲ作り之ヲ報告書ニ添附スヘシ

部會議若ハ總會議ニ於テ再審ヲ爲スヘシト決定シタルトキハ  
 院長更ニ擔當部ヲ指定シ其ノ部長之カ擔當課ヲ指定スヘシ但  
 シ委託検査ニ係ル再審ハ當該主務課ニ於テ之ヲ擔當スヘシ  
 第二十二條 再審ヲ開始スルトキハ擔當課長ハ本屬長官又ハ當  
 該出納官吏ニ對スル通牒書案(第八號書式)ヲ作り之ヲ院長ニ  
 提出スヘシ

第二十三條 再審ノ判決ハ有責任ノ場合ニ於テハ第十八條第十  
 九條ノ規定ニ準シ之ヲ處理スヘシ  
 無責任ノ場合ニ於テハ其ノ理由ヲ記載シタル通牒書ヲ發スル  
 ト共ニ認可狀ヲ交付スヘシ

第二十四條 日本銀行ノ證明ニ係ル出納及受拂計算書、政府ヨ

リ補助金又ハ特約保證ヲ與フル團體若ハ諸營造ノ證明ニ係ル  
 收支計算書ニ對シテハ検査完了ノ後判決報告書ノ書式ニ準シ  
 決定報告書ヲ作り所管大臣ニ對スル通牒書案又ハ處分要求書  
 案ヲ添附シ之ヲ部會議若ハ總會議ニ提出スヘシ

第二十五條 課長ハ本章ニ規定スル各計算書ニ對シ翌年度十月  
 末日迄ニ判決報告書又ハ決定報告書ヲ提出スルコトヲ得サル  
 モノアルトキハ其ノ年度應名證明者計算書名冊數並事由ヲ詳  
 記シ翌月十日限之ヲ部長ニ提出シ爾後完了ニ至ル迄其ノ狀況  
 ヲ報告スヘシ

第五章 雜 則

第二十六條 課長ハ會計検査院法第十七條ニ基ク各省ノ通知書  
 ニシテ事ノ重要ナルモノハ調査ノ結果ヲ具シ之ヲ部會議若ハ  
 總會議ニ提出スヘシ

第二十七條 課長ハ會計規則第二十條、第二十三條、第二十七條  
 及第八十條ノ通知ヲ受ケタルトキハ之ヲ調査シ關係部課長檢  
 査報告及検査成績書取調委員ノ回覽ニ供スヘシ

第二十八條 課長ハ會計規則第三十九條、第一百十二條、第二十  
 四條、第一百十九條、第三百十條ノ通知及會計検査院事務章程  
 第三十三條ノ報告ヲ受ケタルトキハ之ヲ調査シ部長ニ提出ス  
 ヘシ

第二十九條 課長ハ検査受託廳ヨリ提出スル検査成績報告書ヲ  
 調査シ部長ヲ經由シテ院長ニ提出スヘシ

第三十條 實地検査ノ場合ニ於テハ派出官ハ歸廳後遲滯ナク其  
 成績ノ要領ヲ列記シ關係書類ヲ添附シ之ヲ院長ニ提出スヘシ

雜 件

四 何々

一 何々  
 二 何々  
 三 何々

記載例

- 一、參考事項ハ箇々ノ月證明計算書ニテハ直ニ當否ノ判定ヲ  
 下シ難キニ依リ後日ノ證明若ハ決算全部ヲ達觀シテ後當  
 否ノ意見ヲ決定スヘキモノ又ハ實地検査ノ參考ト爲ルヘ  
 キ事項、自覺若ハ審理ヲ要セスシテ不當ト認定シタル事  
 項、不問事項ノ類ヲ掲載ス
- 二、審査報告書決定ノ後ハ第一號書式附屬ノ審理書ヲ用ヒ中  
 欄ニ該審理事項ヲ記載ス國務大臣ニ對スル質問書及注意  
 書モ之ニ準シ院長ノ名ヲ以テ發ス
- 三、審理ニ對スル答辯中再審理ヲ要スルカ若ハ不正當ニシテ  
 檢定又ハ判決スヘキモノナルトキハ審理書ノ上欄ニ  
 「審理」檢定「又ハ」判決「ト朱記」答辯了シタルモノニ  
 「答辯了」ト朱記ス但シ參考トナルヘキ事項アルトキハ  
 「參考」ト朱記ス

前項ノ書類ハ院長閱覽ノ後部長ヲ經テ主務課ニ交付スヘシ

第三十一條 課長ハ検査事務細則及統計臺帳ヲ設クヘシ

前項ノ細則並臺帳ノ様式ヲ定メ若ハ之ヲ變更セムトスルトキ  
 ハ部長ヲ經由シ院長ニ提出シテ承認ヲ受クヘシ

(參照) 本改正規定ハ大正十一年度分ヨリ施行

書式凡例

一、書式ハ多ク歲出ノ場合ヲ例示セルモノナリ他ハ之ニ準シ  
 適宜調製スヘシ

第一號書式

大正 年 月 日立案	副検査官	書記
部 長	第 部第	課長
審査報告書		
何應何年度何費(款)何年月分何計算書	證明者	何 某
右審査ヲ遂ケ左ノ事項ヲ摘出ス		
審 理 事 項		
何 費(款)		
何 費(項)		
一 何々		
二 何々		
何 費(項)		
三 何々		



第一號書式附屬

何廳大正何年度何年何月何計算書		
審理書	年月日書記	副検査官
課長	年月日部長	證明者宛
部長	左記ノ事項ニ付答辯ヲ要ム	何費(項)
左記ノ通報告	何費(項)	一、何々
ス	何費(項)	二、何々
一、審理	何費(項)	三、何々
二、檢定	何費(項)	四、何々
三、判決	何費(項)	五、何々
四、答辯了	以上	
五、何々		

第二號書式

大正 年 月 日立案	副検査官	書記
部長	第 部第 課長	
檢了報告書(全部検査未了ノモノハ表題ヲ未檢了報告書トシ之ヲ朱書スヘシ)		
所管廳	證明廳	會計年度及證明ノ月
計算書冊數	證明者數	審理件數
右検査完了シ(左記ノ事項ヲ除クノ外)總テ正當ト認ム(右何々ノ事由ニ依リ未タ檢了ニ至ラス)		
第一 検査金額 一、別冊計算書ノ如シ		
第二 検査事項 一、何々 二、何々		
検査未了金額何程 内譯別紙未了表ノ通		

第三號書式

検査未了表		
款	項	證明廳
第何款何費	第何項何費	支出済歳出額
		(收入済歳入額)
歳出計(歳入計)		事由

記載例

一、支出済歳出額、收入済歳入額以外ニ未確定ノモノアルトキハ便宜其ノ欄ヲ設クヘシ

第四號書式

検査完了金額追報告表(第何回)				
款	項	證明廳	前未完了額	今回完了額
歳出(入)經常部何省所管				
第何款何費	第何項何費			
			了未完了額	事由

第五號書式

院長	部長	議長	議員
大正 年 月 日立案	副検査官	書記	
第 部第 課長			
檢定及確定報告書 大正何年度何省所管經費計算ノ檢定及決算金額ヲ確定スルコト左ノ如シ 第一、計算書金額ノ檢定 検査金額			

記載例

一、検査未了額ノ完了ニ際シ前回報告ノ事由ニ異動ヲ生シタルトキハ備考ヲ附スヘシ  
 二、事由欄ニハ未了トシテ存スルモノニ付事由ヲ記載スヘシ  
 三、全部検査未了ノモノニシテ爾後檢了ニ至リタルモノハ本表ニ準シ追報告ヲ提出スヘシ







第五號書式 附屬丙ノ一

豫算超過及豫算外支出報告書
大正何年度豫算超過及豫算外支出ニシテ帝國議會ノ承諾ヲ受ケサルモノ別紙豫算超過及豫算外支出表ノ通(又ハ別紙大正何年度豫算超過及豫算外支出ニシテ帝國議會ノ承諾ヲ受ケサルモノナシ)

第五號書式 附屬丙ノ二

豫算超過支出表

Table with columns: 類別, 款, 項, 金額, 事由. Rows include 歳出經常部, 何々, 何々, 何々, 何々.

豫算外支出表

(豫算超過支出表ニ準ス)

第六號書式

大正 年 月 日立案 副検査官 書記

院長 議長 議員

ノ上報告有之度候也

第六號書式 附屬甲ノ二 (判決書)

判決

何應職

官氏名

右證明ニ係ル何年度何計算書及證憑書(又ハ何々ノ件ニ對シ)ノ検査ヲ遂ケ判決スルコト左ノ如シ

主文

何職官某ハ何々ニ係ル金若干ニ對シ辨償ノ責ヲ免レサルモノトス

理由

其ノ事實ハ何々ニシテ何々ニ徴シ明ナリ
右ニ對シ何職官某說明ノ要旨ハ何々ト謂フニ在リ
依テ之ヲ審案スルニ何々ニ付主文ノ如ク判決ス

年月日

會計検査院

第六號書式 附屬乙 (通牒書)

年月日

院長

本屬長官宛

何職官某ノ證明ニ係ル何々ノ件ニ對シ何年度何計算書及證憑書ノ検査ヲ遂クル處何々ノ事由ニ依リ右某ハ辨償ノ責ヲキモノト判決候條此段及通牒候也

第六號書式 附屬丙 (通牒書)

第六輯 會計検査院關係規程

判決報告書

所管廳
所屬廳
會計年度
管理期
計算書名
計算書冊數
證明者
審理件數

右検査完了シ(左記ノ事項ヲ除クノ外)總テ正當ト判決ス依テ(處分要求書案又ハ通牒書案)關係書類相添ヘ茲ニ之ヲ部會議(若ハ總會議)ニ提出ス

第一、検査金額

一、別冊計算書ノ如シ

(計算書金額ニ異動アルモノハ説明ヲ付スヘシ)

第二、検査事項

一、何々
二、何々

第六號書式 附屬甲ノ二 (處分要求書)

年月日

院長

本屬長官宛

何職官某ノ證明ニ係ル何々ノ件別紙ノ通判決候條御處分

年月日

院長

本屬長官宛

何職官某ノ證明ニ係ル何々ノ件ニ對シ何年度何計算書及證憑書ノ検査ヲ遂クル處何々ノ事由ニ依リ右某ハ金若干ニ對シ辨償ノ責任ヲ免レサルモノト判決候條本人辨償完了ノ節ハ其ノ旨報告有之度候也

第六號書式 附屬丁

認可狀

何應

資金前渡(何々)官吏官氏名

一何省所管大正何年度(自大正何年何月何日至大正何年何月何日)會計検査院ハ前記證明計算ノ検査(再審)ヲ遂ケ茲ニ其ノ責任ヲ解除ス

會計検査院之章

年月日

記載例

一、費目ヲ記載セサレハ彼此混同シテ誤解ヲ生シ易キカ如キ場合ニ在リテハ所管ノ下ニ費目(款)ヲ記載スルモノトス
二、同一官吏ニシテ一般會計ト特別會計ト別冊ノ計算書ニテ證明シタルカ如キ場合ニ在リテハ「一、大正何年度(管理期)一般會計」又ハ「一、大正何年度(管理期)特別會計」等記載シテ之ヲ明瞭ナラシムルモノトス



第七號書式 (通牒書)

年月日	院長
本屬長官宛	何廳職
何職官某ノ請求ニ係ル何々再審ノ件別紙ノ通決定候條此段及通牒候也	官氏名
決定書	

右證明何省所管何年度何々(科目又ハ證明事項)ニ係ル何年何月何日本院判決(又ハ認可)ニ對シ本人ヨリ再審ノ請求アリタルヲ以テ審査ヲ遂ケ決定スルコト左ノ如シ

主文  
本件再審ノ請求ハ之ヲ受理セス

理由  
本人請求ノ要旨ハ何々(請求ノ要領ヲ掲ク)ト謂フニ在ルモ何々(決定ノ要領ヲ掲ク)ニ付主文ノ如ク決定ス

年月日 會計検査院

第八號書式甲 (通牒書)

年月日	院長
本屬長官宛	
何職官某ノ請求ニ依リ何省所管何年度(科目又ハ證明事項)ニ對シ再審開始候條此段及通牒候也	

第八號書式乙 (通牒書)

年月日	院長
何廳職	官氏名
會計検査院ハ右證明何省所管何年度(科目又ハ證明事項)再審ヲ開始ス	

検査報告及検査成績書取調規程

明治三十二年第五號 改正三十二年第一〇號、三十五年第一號、第六號、三十七年第六號、四十二年第四號、大正七年第一號

院達第五號 大正十一年五月十日改正

- 第一條 會計検査院法第十四條ノ報告書案及第十五條ノ成績書案取調ノ爲検査報告及検査成績書取調委員ヲ置ク
- 委員ハ部長一名検査官三名副検査官四名ヲ以テ組織シ部長ヲ以テ委員長トス
- 第二條 委員中三名ハ常任トシ毎年其ノ三分ノ一ヲ更任シ其ノ他ノ委員ハ一箇年度検査報告及検査成績書ノ完成迄ヲ任期トス但シ委員中病氣其ノ他事故ノ爲更任ノ必要アルトキハ此ノ限ニ在ラス
- 前項委員ニハ常置臨時ニ分テ書記若干名ヲ附屬セシム
- 第三條 委員ハ各部課ニ對シ検査報告及検査成績書ニ關シ必要ナル材料ノ提出又ハ之カ調査ノ要求ヲ爲スコトヲ得
- 第四條 委員ハ検査報告及検査成績書取調上必要ナル統計綱目

- ヲ立案シ之ヲ總會議ニ提出スヘシ
- 委員ハ統計ニ關スル文書ノ様式ヲ定メ各部課提出ノ材料及委員ノ蒐集シタル材料ニ基キ之ヲ編成スヘシ
- 第五條 委員ハ検査事務規程第三條ニ依リ各部課ヨリ提出セル文書ヲ整理シ検査報告及検査成績書案ヲ調製シテ之ヲ總會議ニ提出スヘシ
- 委員ハ前項文書中異議アルモノニ對シテハ其ノ意見ヲ總會議ニ報告スヘシ
- 第六條 委員ハ前條ニ規定スル文書ノ外検査報告及検査成績書ニ掲載ヲ要スル事項アリト認メタルトキハ之ヲ總會議ニ報告スルコトヲ得
- 第七條 検査報告書案提出期限ハ翌年度十一月十日限検査成績書案ハ同十二月十五日限トス
- 第八條 委員ハ翌年度十月末日限前年度ニ關スル統計ノ編成ヲ了リ院長ニ提出シ併セテ之ヲ各部課ニ報告スヘシ

- (參照) 本改正規定ハ大正十一年五月十日ヨリ施行但シ第七條第八條ノ期限ハ大正十年度以前ノ分ニ付テハ仍從前ノ規程ニ依ル

物價取調規程

院達第十二號 明治三十三年六月十八日

- 第一條 各課長ニ於テ事務章程第三十四條ニ依リ各地方官廳ヲシテ物價ヲ報告セシムルノ必要ヲ認ムルモノアルトキハ其定期ニ係ルモノハ毎年六月三十日限リ其臨時ニ係ルモノハ其都

議事細則

明治三十二年第八號 改正 明治三十五年第一號

院達第八號 大正十一年五月十日改正

- 第一章 總會議
- 第一條 議事ハ議案(第一號)ヲ各議員ニ配付シタル日ノ翌日ヨリ少クトモ三日ヲ隔テ之ヲ開クヘシ但シ緊急ヲ要スル事件ニ付テハ此ノ限ニ在ラス
- 第二條 議長ハ議場ノ秩序ヲ保持シ議事ヲ整理ス
- 第三條 議事ヲ開クトキハ議長開會ヲ宣シ議案ヲ朗讀セシム但シ便宜之カ朗讀ヲ省略スルコトヲ得
- 第四條 議事ハ第一讀會乃至第三讀會ノ順序ニ依リ之ヲ行フヘシ但シ必要ニ應ジ讀會ヲ省略スルコトヲ得
- 第一讀會ニ於テハ議案ノ大體ニ付討論シタル後第二讀會ヲ開クヘキヤ否ヤヲ決スヘシ
- 第二讀會ニ於テハ議案ノ内容ニ付審査議決スヘシ
- 第三讀會ニ於テハ議案全體ノ可否ニ付議決スヘシ



第五條 議長ハ議題ノ順序ヲ變更シ又ハ數議題ヲ連ネ若ハ一議題ヲ分割シテ討論ニ付スルコトヲ得但シ議員ニ於テ異議ヲ提出スルモノアルトキハ其ノ賛成者アルヲ待テ討論ヲ用ヒスシテ之ヲ採決スヘシ

第六條 議員發言セムト欲スルトキハ起立シテ議長ト呼ビ其ノ許可ヲ求ムヘシ

議長ハ議員ニ對シ其ノ番號ヲ呼ビ發言セシムヘシ

第七條 議員發言中ハ他ノ議員發言スルコトヲ得ス

議事中心ハ各自靜肅ヲ旨トシ私語ヲ交フルコトヲ禁ス

第八條 議長ハ議員ノ發言中ト雖議事ヲ中止スルコトヲ得

議事中止ノトキ發言ヲ終ラサル議員ハ更ニ討論ヲ始ムルトキニ於テ前ノ發言ヲ繼續スルコトヲ得

第九條 議長ハ議案ノ種類ニ依リ各議員ノ意見ヲ徵スルノ必要アリト認ムルトキハ末席ノ議員ヨリ遞次之ヲ陳述セシムヘシ

第十條 議長議案ニ對シ意見ヲ陳述セムト欲スルトキハ議員席ニ著キ發言スヘシ

前項ノ場合ニ於テハ上席部長タル議員ヲシテ議長ヲ代理セシムヘシ

第十一條 議案ニ關係アル副検査官ハ番外トシテ議場ニ列席セシムヘシ

第十二條 動議ハ第一、第二讀會ニ於テハ二名以上第三讀會ニ於テハ二名以上ノ賛成者ヲ得ルニ非サレハ成立セサルモノトス

第十三條 第二讀會ニ於テハ議案ニ對シ修正ノ動議ヲ提出スルコトヲ得

第二十一條 議事完了シタルトキハ議長ハ書記官ヲシテ決議録(第二號書式)ヲ調製シ出席議員及議長ノ捺印ヲ受ケシムヘシ

議員中疾病其ノ他事故ノ爲缺席シタルモノアルトキハ前項文書ノ欄外ヘ捺印セシムヘシ

第二十二條 議事ニハ速記ヲ付ス但シ事ノ簡單ナルモノハ其ノ要領ヲ筆記シ又ハ之ヲ省略スルコトヲ得

第二十三條 恒例ニ屬スル議案若ハ事ノ輕易ナル議案ニ付テハ第三號書式ノ案ヲ具シ略式總會議ニ付スルコトヲ得但シ議員中異議アルトキハ正式總會議ニ付スヘシ

第二章 部會議及委員會議

第二十四條 前章各條ノ規定ハ部會議及委員會議ニ之ヲ準用ス(參照) 本改正ハ大正十一年五月十日ヨリ施行

(第一號書式)

大正	年	月	日	提出	大正	年	月	日	配付
總第				號					
院長					提案者	何	某		
何々ノ議									
右總會議議決ヲ請フ									

第六輯 會計検査院關係規程

第三讀會ニ於テハ文字ヲ更正スルノ外修正ノ動議ヲ提出スルコトヲ得ス但シ議案中五ニ抵觸シ若ハ權衡ヲ得サル事項又ハ法令ト抵觸スル事項其ノ他計數ノ誤謬アルコトヲ發見シタルトキ必要ノ修正動議ヲ提出スルハ此ノ限ニ在ラス

第十四條 否決セラレタル動議ハ同一讀會ニ於テ再ヒ之ヲ提出スルコトヲ得ス

第十五條 同一議題ニ付數箇ノ動議成立セル場合ニ於テハ議長ハ原案ニ最遠キモノヨリ採決スヘシ但シ採決ノ順序ニ付議員ニ於テ異議ヲ提出スル者アルトキハ其ノ賛成者アルヲ待テ討論ヲ用ヒスシテ之ヲ採決スヘシ

第十六條 議事ハ出席議員ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス

第十七條 修正動議總テ否決セラレタルトキハ原案ニ付採決スヘシ

修正動議原案共ニ過半數ヲ得サル場合ニ當リ議案ノ性質上廢棄スヘカラサルモノトナルトキハ委員ヲ設ケ更ニ修正案ヲ作製セシムルコトヲ得

第十八條 議長ハ討論多岐ニ涉リ容易ニ終局セスト認メタルトキハ一時議事ヲ中止シ各員ヲシテ協議ヲ爲サシムルコトヲ得

第十九條 議長採決セムト欲スル場合ニハ討論終結ヲ告ケ且採決スヘキ問題ヲ議場ニ宣告スヘシ但シ討論終結ニ付議員ニ於テ異議ヲ提出スルモノアルトキハ其ノ賛成者アルヲ待テ討論ヲ用ヒスシテ之ヲ採決スヘシ

第二十條 議員ノ賛否ハ起立又ハ舉手ヲ以テ之ヲ決シ議長ハ其ノ結果ヲ宣告スヘシ

(第二號書式)

大正	年	月	日	決議
議長				
議員				
大正何年總第何號				
何々ノ議				
原案ノ通議決ス(廢案ト議決ス)(第何條第何條				
ハ修正案ニ決シ其ノ他ハ原案ノ通議決ス(何々)				
登錄書記官				

會計検査官

(第三號書式)

大正	年	月	日	立案	副検査官	書記	
大正	年	月	日	決議	第	部第	課長
議長							
一何々ノ件							
理由何々							
右略式總會議ノ議決ヲ請フ							
原案ノ通議決ス							
登錄書記官							

備考 △ハ決議ノ上官房ニ於テ登錄スルモノトス



部會議議決事項

明治三十三年第八號 改正 三十五年第一四號

院達第七號 大正十一年五月十日改正

- 部會議議決事項ヲ定ムルコト左ノ如シ
  - 一、檢定及確定報告書、判決報告書、決定報告書ニシテ其ノ掲載事項恒例ニ屬スルモノ
  - 二、部長ノ名義ヲ以テ發送スル文書ニシテ事ノ重要ナルモノ
  - 三、恒例ニ屬スル再審開否ノ理由ヲ具シタル報告書
  - 四、會計検査院法第十七條ニ依ル各省ノ通知書
  - 五、其ノ他會議ノ議決ヲ要スル事項ニシテ恒例ニ屬スルモノ及部長ニ於テ部會議ノ議決ヲ要スト認メタルモノ
- (參照) 本改正ハ大正十一年五月十日ヨリ施行

軍事ニ關スル機密圖書取扱規程

改正 大正二年第二號

院達第十二號 明治三十三年十月七日

- 第一條 軍事ニ關スル機密圖書ノ取扱ハ本規程ニ依ルモノトス
- 第二條 軍事ニ關スル機密圖書ト稱スルハ當局者ニ於テ「軍事機密」ノ標記ヲ爲シタル圖書若クハ特ニ軍事機密ノモノトシテ送付セラレタル圖書ヲ云フ
- 第三條 文書掛及其他ニ於テ機密圖書ヲ受收シタルトキハ之ヲ主任課長ニ回付スヘシ
- 第四條 機密圖書ノ回付ヲ受ケタル主任課長ハ自ら其保管者ト

クヘシ

行務監督規程

明治三十三年院達 改正 三十二年第九號、第三二號、三三年第九號 第一號、三五年第一三號

院達第六號 大正十一年五月十日改正

- 第一條 行務年度ハ毎年十一月一日ニ始リ翌年十月末日ニ終ルモノトシ年度内ニ於ケル檢査及整理期間ハ別表圖解ニ依ル
- 第二條 課長ハ每行務年度開始前ニ於テ檢査事務豫定表(第一

行務年度圖解

行務年度	大正十一年												
	十	九	八	七	六	五	四	三	二	一	同	十	大
月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	正
日	十	九	八	七	六	五	四	三	二	一	十	十	十
證	(間期理整)												
明	(間期理整及查檢)												
年	十一年												
度	十一年												
證	(間期理整)												
明	(間期理整及查檢)												
年	十一年												
度	十一年												
證	(間期理整)												
明	(間期理整及查檢)												
年	十一年												
度	十一年												

爲リ之ニ關スル事務ヲ執ル官吏ノ外之ヲ閱覽セシムルヲ得ス

第五條 機密圖書ニハ當局者ニ於テ「軍事機密」ノ標記ヲ爲シタルモノノ外主任課長ニ於テ特ニ每葉若クハ每冊「軍機」ノ標記ヲ爲スヘシ

第六條 主任課長ハ特ニ帳簿ヲ備ヘ其保管ニ係ル機密圖書ノ題號冊數等ヲ登錄スヘシ

第七條 事務上ノ必要ニ由リ機密圖書ノ謄寫若クハ拔萃ヲ爲サントスルトキハ豫メ主任課長ノ許可ヲ受クヘシ但其事體ノ重キモノハ該課長ニ於テ更ニ部長ノ承認ヲ受クヘシ

前項謄本等ハ使用後直ニ之ヲ主任課長ニ返付スヘシ

第八條 機密圖書ヲ亡失シタルトキハ主任課長ハ直ニ之ヲ部長ニ稟告シ其指揮ヲ請フヘシ

證憑書類廢棄手續

院長決裁 明治三十三年五月八日

- 第一條 凡ソ證憑書類ト稱スルモノハ各廳ヨリ本院ヘ對シ證明シ來ル計算書ニ添付スル一切ノ書類ヲ云フ
- 第二條 當該年度ヨリ十箇年經過セハ各省大臣ニ對シ證憑書類中特ニ保存ヲ要スヘキモノノ有無ヲ照會スヘシ
- 第三條 前條回答書ノ旨趣ニ據リ特ニ保存ヲ要スルモノハ之ヲ除キ其他ノモノハ文書掛備付ノ書日ニ照シテ之ヲ精査シ更ニ廢棄目錄ヲ作り院長ノ決裁ヲ乞フヘシ
- 第四條 前條廢棄書類ハ文書掛ニ於テ裁斷シ之ヲ會計掛ニ引繼

號書) 及檢査事務分掌表(第二號)ヲ作り部長ヲ經由シテ院長ニ提出スヘシ

第三條 課長ハ檢査済否原簿(第三號書)及各員別檢査済否表(第四號書)ヲ設備シ檢査ノ成績ヲ登載スヘシ

第四條 課長ハ前條ノ簿表ニ基キ毎月月末檢査済否報告表(第五號書)ヲ作り翌月五日限部長ヲ經由シテ院長ニ提出スヘシ

(參照) 本改正規定ハ大正十一年七月一日ヨリ施行但シ大正十一年七月一日以降同十月末日迄ノ分ニ對シテハ第二條ノ規定ヲ適用セス























檢定報告書	翌年度十月末日限	(同 一六) 國庫金運用計算書ニ對スルモノ但シ會議ヲ經テ報告委員ニ送付
確定報告書	翌年度十月末日限	(同 一五) 國庫主等課ハ總決算及各特別會計決算、大藏省主管課ハ國有財産増減及同現在額總計算書ニ對スルモノ但シ會議ヲ經テ檢定及確定報告書ト共ニ報告委員ニ送付
既往年度未確定金額ニ對スル確定金額追報告書	準前各項	(同 一二)
右確定金額ナキ場合ノ報告	翌年度十月十五日限	(同 一二)
決算確定上生シタル事項處理	翌年度十月末日限	(同 一三)
判決報告書	一管理期又ハ一箇年度分完了ノ都度	(同 一七) 出納官吏ノ計算書ニ對スルモノ但シ部會議又ハ總會議ニ提出
再審開始報告書	其ノ都度	(同 一七) 特別ノ必要又ハ會計法第三十六條ノ證明アル場合部會議又ハ總會議ニ提出
決定報告書	其ノ都度	(同 二二) 部會議又ハ總會議ニ提出
翌年度十月末日迄ニ判決又ハ決定報告書ヲ提出シ得サル場合ノ處理	翌年度十一月十日限	(同 二四) 日本銀行、補助又ハ特約保證團體等ノ收支計算書ニ對スルモノ但シ部會議又ハ總會議ニ提出
右完了ニ至ル迄狀況報告	隨時	(同 二五) 同上
委託検査成績報告書調査書	其ノ都度	(同 二九) 部長ヲ經テ院長ニ提出
統計編成	翌年度十月末日限	(検査報告及検査成績書取調規程 八) 報告委員ヨリ院長ニ提出

電報略符號

検査報告書案	翌年度十一月十日限	(同 七) 報告委員ヨリ總會議ニ提出
検査成績書案	翌年度十二月十五日限	(同 七) 同上

  

官名	其他	符號	官名	其他	符號
會計検査院長	院	カ一	第一部第二課長	課	イ二
會計検査部	部	カ二	第一部第三課長	課	イ三
官房秘書掛	掛	カ三	第一部第四課長	課	イ四
官房文書掛	掛	カ四	第一部第一課長	課	ロ一
官房會計掛	掛	カ五	第一部第二課長	課	ロ二
官房調査掛	掛	カ六	第一部第三課長	課	ロ三
會計検査院第一部長	長	フ一	第一部第四課長	課	ロ四
會計検査院第二部長	長	フ二	第二部第一課長	課	ハ一
會計検査院第三部長	長	フ三	第二部第二課長	課	ハ二
會計検査官	官	ケ一	第二部第三課長	課	ハ三
副検査官	官	ケ二	第二部第四課長	課	ハ四
會計検査院書記官	官	ヨ一	第三部第一課長	課	ハ一
兼會計検査院書記官	官	ヨ二	第三部第二課長	課	ハ二
會計検査院書記	記	ヨ三	第三部第三課長	課	ハ三
第一部第一課長	長	オイ一	第三部第四課長	課	ハ四



第七輯 雜纂

第三部第二課	〇八二	檢查報告檢查成績書取調委員長	ホ二
第三部第三課	〇八三	同上常任委員	ホ三
第三部第四課	〇八四	同上臨時委員	ホ四
第三部第四課	〇八四	覆審委員	ホ五
第三部第四課	〇八四	統計委員	ホ六
第三部第四課	〇八四	技術顧問員	ホ七
檢查報告檢查成績書取調委員長	ホ一		



# 第七輯 雜纂

## 法 例 (抄錄)

●法律第十號 明治三十一年六月二十一日

第一條 法律ハ公布ノ日ヨリ起算シ滿二十日ヲ經テ之ヲ施行ス  
但法律ヲ以テ之ニ異ナリタル施行時期ヲ定メタルトキハ此限  
ニ在ラス

臺灣、北海道、沖繩縣其他島地ニ付テハ勅令ヲ以テ特別ノ施  
行時期ヲ定ムルコトヲ得

第二條 公ノ秩序又ハ善良ノ風俗ニ反セサル慣習ハ法令ノ規定  
ニ依リテ認メタルモノ及ヒ法令ニ規定ナキ事項ニ關スルモノ  
ニ限リ法律ト同一ノ效力ヲ有ス

(以下省略)

(參照) 共通法 大正七年四月十七日  
法律第三十九號

## 公式令 (抄錄)

●勅令第六號 明治四十年二月一日

第十一條 皇室令、勅令、閣令、及省令ハ別段ノ施行時期アル場合  
ノ外公布ノ日ヨリ起算シ滿二十日ヲ經テ之ヲ施行ス

第十二條 前數條ノ公文ヲ公布スルハ官報ヲ以テス

(參照)

朝鮮、臺灣、關東州及南洋群島ニ於テ適用スル法律命令ハ夫  
夫勅令ノ規定ニ依リ別段ノ施行時期アル場合ノ外各官廳ニ到  
達シタル日ノ翌日ヨリ起算シ七日ヲ經テ之ヲ施行ス

朝鮮總督府令、臺灣總督府令、樺太廳令、關東廳令及南洋廳  
令ハ夫夫公布式ノ規定ニ依リ朝鮮總督府官報、臺灣日日新報  
附錄府報、樺太廳公報、關東廳公報及南洋廳公報ヲ以テ公布  
シ特ニ施行期日ヲ定ムルモノヲ除クノ外公布ノ日又ハ各官廳  
ニ到達シタル翌日ヨリ起算シ七日乃至十日ヲ經テ施行ス

## 朝鮮、臺灣、樺太及關東州ニ施行セ ラルル法律抄覽

朝鮮 (明治四十三年九月三十日勅令第四百十二號)  
ヲ以テ同年十月一日ヨリ施行

臺灣 (明治二十九年五月四日  
勅令第六十七號ヲ以テ施行)

樺太 (明治四十年三月三十一日勅令第九十五號)  
ヲ以テ同年四月一日ヨリ施行

## 一 會 計 法

一 公共團體ニ  
對スル工事  
補助費繰越  
使用ニ關ス  
ル法律

朝鮮 (大正七年九月十九日勅令  
第三百五十號ヲ以テ施行)

一 預金局預  
金郵便貯金  
爲替金郵便  
取立金特別  
會計

朝鮮 (明治四十三年九月三十日勅令第四百十二號)  
ヲ以テ同年十月一日ヨリ施行

臺灣 (明治二十九年四月二十九日勅令第五百四號)  
ヲ以テ同日ヨリ郵便貯金郵便爲替金ニ關スル  
規程ヲ施行



一 國庫出納金 朝鮮、臺灣、樺太 (大正五年三月三十一日勅令第五十號) 端數計算法 朝鮮、臺灣、樺太 (七號) 以テ同年四月一日ヨリ施行

一 租稅外諸收 朝鮮、臺灣、樺太 (明治四十四年四月二十日勅令第百二十號) 以テ同日ヨリ施行

一 入金整理ニ關スル法律 朝鮮、臺灣、樺太 (大正五年十二月二十一日勅令第百五十五號) 以テ同年六月十四日勅令第百七十八號) 以テ同日ヨリ施行

一 證券ヲ以テスル歲入納付ニ關スル法律 朝鮮、臺灣、樺太 (大正五年十二月二十一日勅令第百五十五號) 以テ同年六月十四日勅令第百七十八號) 以テ同日ヨリ施行

一 保管金規則 朝鮮 (明治四十四年四月一日勅令第六十三號) 臺灣 (明治三十八年六月十四日勅令第百七十八號) 樺太 (大正元年八月二十日勅令第十四號) 以テ同日ヨリ施行

一 供託法 朝鮮 (明治四十四年三月三十一日勅令第九十四號) 臺灣 (明治三十八年六月十四日勅令第百七十八號) 樺太 (大正元年八月二十日勅令第十四號) 以テ同日ヨリ施行

一 法 朝鮮 (明治四十五年三月三十一日勅令第七號) 臺灣 (大正十一年九月十一日勅令第四百六號) 樺太 (明治四十年三月三十一日勅令第九十四號) 以テ同日ヨリ施行

一 民 朝鮮 (明治四十五年三月三十一日勅令第七號) 臺灣 (大正十一年九月十一日勅令第四百六號) 樺太 (明治四十年三月三十一日勅令第九十四號) 以テ同日ヨリ施行

一 法 朝鮮 (明治四十五年三月三十一日勅令第七號) 臺灣 (大正十一年九月十一日勅令第四百六號) 樺太 (明治四十年三月三十一日勅令第九十四號) 以テ同日ヨリ施行

一 商 朝鮮 (明治四十五年三月三十一日勅令第七號) 臺灣 (大正十一年九月十一日勅令第四百六號) 樺太 (明治四十年三月三十一日勅令第九十四號) 以テ同日ヨリ施行

一 文官分限令 勅令第六十二號 明治三十二年三月二十八日 改正 明治三十六年第一五六號

第一條 本令ハ親任式ヲ以テ敘任スル官、公使、祕書官及法令ニ別段ノ規定アルモノヲ除クノ外一般ノ文官ニ適用ス

第二條 官吏ハ刑法ノ宣告、懲戒ノ處分又ハ本令ニ依ルニ非サレハ其ノ官ヲ免セラルルコトナシ

第三條 官吏左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ官ヲ免スルコトヲ得

一 不具、癡疾ニ因リ又ハ身體若ハ精神ノ衰弱ニ因リ職務ヲ執ルニ堪ヘサルトキ

二 傷痍ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リ其ノ職ニ堪ヘサルニ因リ又ハ自己ノ便宜ニ因リ免官ヲ願出タルトキ

三 官制又ハ定員ノ改正ニ因リ過員ヲ生シタルトキ

前項第一號ニ依リ其ノ官ヲ免スルトキハ高等官ニ在テハ文官高等懲戒委員會、判任官ニ在テハ文官普通懲戒委員會ノ審査

第十二條 休職者ハ其ノ本官ヲ奉シテ職務ニ從事セス其ノ他總テ在職官吏ト異ナルコトナシ

前條第一項第三號及第四號ニ依リ休職ヲ命セラレタル者ニハ本屬長官ハ事務ノ都合ニ依リ何時ニモ復職ヲ命スルコトヲ得

第十三條 第十一條ニ依リ休職ヲ命セラレタル者ニハ其ノ休職中俸給ノ三分ノ一ヲ給ス

第十四條 免官ハ勅任官ニ在テハ内閣總理大臣、奏任官ニ在テハ内閣總理大臣ヲ經テ本屬長官奏請シ裁可ニ依リ之ヲ行フ

休職ハ勅任官ニ在テハ内閣總理大臣奏請シ裁可ニ依リ之ヲ行ヒ奏任官ニ在テハ内閣總理大臣ノ認可ヲ經テ本屬長官之ヲ命ス

其ノ復職ヲ命スルトキ亦同シ

第十五條 本令ハ明治三十二年四月十日ヨリ施行ス

官吏非職條例 (明治十七年一月四日太政官達第三號) 明治二十三年勅令第二百八十六號ニ依リ非職又ハ休職ヲ命セラレ未タ滿期ニ至ラサル者ハ本令第十一條第一項第四號ノ休職者ニ關スル規定ヲ適用ス但シ本令第十三條ハ此ノ限ニ在ラス

第十七條 本令中休職トアルハ他ノ法令ニ於テ規定スル非職ト

ニ付ス

第四條 官吏ハ廢官若ハ廢廳ノ場合ニ於テハ當然退官者トス

第五條 第十一條第一項第三號及第四號ニ依リ休職ヲ命セラレ滿期ニ至リタルトキハ當然退官者トス

第六條 官吏ハ其ノ意ニ反シテ同等官以下ニ轉官セラルルコトヲ得

第七條 文官高等懲戒委員會ニ顧問醫二人ヲ置ク

第八條 審査上必要ノ場合ニ於テハ臨時顧問醫ヲ加フルコトヲ得

第九條 文官普通懲戒委員會ニ臨時顧問醫ヲ置ク

第十條 懲戒委員會ハ本令ニ依ル審査ヲ爲ス前豫メ顧問醫ノ意見ヲ徵スヘシ

第十條 第三條第二項ニ依ル懲戒委員會ノ審査ニ關シテハ文官懲戒令第十二條第十三條第二十四條第二十五條第二十九條乃至第三十四條ノ規定ヲ準用ス

第十一條 官吏左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ休職ヲ命スルコトヲ得

一 懲戒令ノ規定ニ依リ懲戒委員會ノ審査ニ付セラレタルトキ

二 刑事事件ニ關シ告訴若ハ告發セラレタルトキ

三 官制又ハ定員ノ改正ニ因リ過員ヲ生シタルトキ

四 官廳事務ノ都合ニ依リ必要ナルトキ

前項休職ノ期間ハ第一號及第二號ノ場合ニ在テハ其ノ事件ノ懲戒委員會又ハ裁判所ニ繫屬中トシ第三號及第四號ノ場合ニ在テハ高等官ニ付テハ滿二年、判任官ニ付テハ滿一年トス



看做ス

會計検査官退官ニ關スル法律

●法律第九十一號 明治二十九年五月二日

- 第一條 會計検査官身體若ハ精神ノ衰弱ニ因リ職務ヲ執ルコト能ハサルニ至リタルトキハ之ニ退官ヲ命スルコトヲ得
- 第二條 退官ハ會計検査官會議ノ議決ニ依リ之ヲ決定ス
- 第三條 會計検査官會議ハ會計検査院長ヲ以テ議長トシ院長ニ對スル退官ノ申立アルトキハ會計検査院部長中上席者ヲ以テ議長トス
- 議長事故アルトキハ會計検査院部長中上席者之ヲ代理ス
- 第四條 會計検査官會議ハ現員三分ノ二以上出席スルニ非サレハ決議ヲ爲スコトヲ得ス
- 會計検査官會議ノ決議ハ過半数ニ依ル可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル
- 第五條 會計検査院部長及検査官ニ對スル退官申立ハ會計検査院長之ヲ爲シ院長ニ對シテハ部長合議ノ上之ヲ爲ス
- 第六條 會計検査官第一條ニ依リ退官ヲ命セラレタルトキハ官吏恩給法ニ於テ同法第二條ニ掲クル事項ニ該リタル者ト同視ス

第二章 懲戒裁判所

- 第七條 懲戒裁判所ニ長官一人裁判官六人豫備裁判官六人ヲ置ク
- 長官ハ樞密顧問官ノ中ヨリ裁判官ノ中三人ハ大審院判事三人ハ會計検査院長ヲ加ヘ會計検査官ノ中ヨリ内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ之ニ補ス
- 豫備裁判官ハ前項ノ例ニ準シ之ニ補ス
- 第八條 長官裁判官及豫備裁判官ノ任期ハ三年トス但シ補闕ノ爲補職セラレタル者ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス
- 第九條 懲戒裁判所ハ長官及裁判官ヲ併セ七人ノ列席合議ヲ以テ裁判ス
- 第十條 懲戒裁判所ニ於テハ長官ヲ以テ裁判長トシ長官事故アルトキハ上席裁判官ヲ以テ裁判長トス
- 裁判官事故アルトキハ其ノ同一官廳ヨリ出テタル豫備裁判官ノ中ヨリ長官其ノ代理ヲ命ス
- 第十一條 懲戒裁判所ノ裁判ノ評議ニ關シテハ裁判所構成法ノ規定ヲ準用ス
- 第十二條 懲戒裁判所ニ檢察官一人及豫備檢察官一人ヲ置ク
- 檢察官及豫備檢察官ハ大審院勅任檢事ノ中ヨリ内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ之ニ補ス
- 第十三條 懲戒裁判所ニ書記三人ヲ置ク
- 書記ハ判任官ノ中ヨリ長官之ヲ命ス

第三章 裁判手續

- 第十四條 會計検査院長ハ會計検査院部長及検査官ニシテ懲戒

會計検査官懲戒法

●法律第二十一號 明治三十三年三月一日

第一章 總 則

- 第一條 會計検査官ノ懲戒ヲ受クヘキ場合左ノ如シ
  - 一 職務上ノ義務ニ違背シ又ハ職務ヲ怠リタルトキ
  - 二 職務ノ内外ヲ問ハス官職上ノ威嚴又ハ信用ヲ失フヘキ所爲アリタルトキ
- 第二條 懲戒ハ懲戒裁判所ノ裁判ニ依リ之ヲ行フ
- 第三條 懲戒ハ左ノ如シ
  - 一 譴責
  - 二 減俸
  - 三 免官
- 第四條 減俸ハ一月以上一年以下年俸月割額ノ三分ノ一以内ヲ減ス
- 第五條 免官ノ處分ヲ受ケタル者ハ其ノ判決ノ日ヨリ二年間官職ニ就クコトヲ得ス
- 第六條 刑事裁判手續中ハ同一事件ニ付被告ニ對シ懲戒裁判手續ヲ開始スルコトヲ得ス
- 懲戒裁判ノ言渡前同一事件ニ付被告ニ對シ刑事訴訟ノ始リタルトキハ其ノ事件ノ判決確定ニ至ルマテ懲戒裁判手續ヲ停止スヘシ

ニ該ルヘキ所爲アリト認ムルトキハ懲戒裁判所檢察官ニ通告スヘシ

- 檢察官ハ事件ノ通告ヲ受ケタルトキ又ハ職權ヲ以テ懲戒裁判開始ノ申立ヲ爲スヘシ
- 第十五條 懲戒裁判所ハ檢察官ノ申立ニ因リ又ハ其ノ職權ヲ以テ懲戒裁判ヲ開始スヘキヤ否ヲ決定ス但シ職權ヲ以テスル場合ニ於テハ檢察官ノ意見ヲ徵スヘシ
- 第十六條 懲戒裁判開始シタルトキハ被告ハ其ノ裁判終結ニ至ル迄職務ニ就クコトヲ得ス
- 第十七條 開始決定ニハ懲戒スヘキ所爲及證據ヲ開示スヘシ
- 第十八條 開始決定ハ檢察官及被告ニ送達スヘシ
- 第十九條 懲戒裁判所ハ直ニ口頭辯論ノ期日ヲ定メ又ハ下調ニ付スルノ決定ヲ爲スヘシ
- 下調ニ付スルノ決定ハ檢察官及被告ニ送達スヘシ
- 第二十條 懲戒裁判所下調ニ付スルノ決定ヲ爲シタルトキハ裁判長ハ裁判官ニ其ノ下調ヲ命スヘシ
- 受命裁判官ハ必要ナル證據ヲ集取スヘシ
- 受命裁判官ハ證人訊問其ノ他證據集取ヲ區裁判所ノ判事ニ囑託スルコトヲ得
- 受命裁判官又ハ受託判事ハ證據集取ニ付刑事訴訟ニ於ケル豫審判事ト同一ノ權ヲ有ス但シ受命裁判官ハ罰金ヲ言渡シ又ハ勾引狀ヲ發スルコトヲ得ス
- 第二十一條 被告下調ニ關シ呼出ヲ受ケタルトキハ代理人ヲシテ代理セシムルコトヲ得但シ受命裁判官又ハ受託判事ニ於テ



本人ノ出頭ヲ必要トスルトキハ此ノ限ニ在ラス

第二十二條 受命裁判官下調ヲ終リタルトキハ調書其ノ他一切ノ證據ヲ懲戒裁判所ニ差出スヘシ

受託判事ハ囑託ヲ受ケタル職務ヲ終リタルトキハ調書其ノ他一切ノ書類ヲ受命裁判官ニ送致スヘシ

懲戒裁判所ハ下調ノ補充ヲ決定スルコトヲ得

第二十三條 懲戒裁判所下調ヲ充分ナリト認ムルトキハ檢察官ノ意見ヲ徵シ口頭辯論ノ期日ヲ定メ又ハ免訴ノ決定ヲ爲スヘシ

免訴ノ決定ハ檢察官及被告ニ送達スヘシ

懲戒裁判所口頭辯論ノ期日ヲ定メタルトキハ之ヲ檢察官ニ通知シ被告ヲ呼出スヘシ

第二十四條 辯論及判決ノ言渡ハ之ヲ公開セス

第二十五條 口頭辯論ノ開始ハ裁判長之ヲ宣告ス

裁判長ハ先ツ被告ヲ審問シ次テ證據調ヲ爲シ檢察官及被告ヲシテ辯論ヲ爲サシメ被告ニ最終ノ發言ヲ許スヘシ

第二十六條 懲戒裁判所ハ被告ノ申立ニ因リ書面審理ヲ爲スコトヲ得

懲戒裁判所ハ書面審理ヲ許シタル場合ト雖被告ヲシテ口頭辯論ヲ爲サシムルコトヲ得

第二十七條 懲戒裁判所ハ被告若ハ檢察官ノ申立ニ因リ又ハ職權ヲ以テ更ニ證據ヲ提出セシムルコトヲ適當ナリトスルトキハ之カ爲證人ノ召喚其ノ他必要ナル命令ヲ發シ且口頭辯論ヲ延期スルコトヲ得但シ第二十條第四項但書ハ本條ニ亦之ヲ準

十圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十四條 證人トシテ懲戒裁判所又ハ受命裁判官若ハ受託判事ヨリ呼出サレタル者僞證ヲ爲シタルトキ及鑑定又ハ通事ノ爲懲戒裁判所又ハ受命裁判官若ハ受託判事ヨリ呼出サレタル者僞偽ノ陳述ヲ爲シタルトキハ一月以上一年以下ノ【重禁錮】ニ處シ【五圓以上五十圓以下ノ罰金ヲ附加ス】賄賂其ノ他ノ方法ヲ以テ人ニ囑託シテ僞證又ハ詐僞ノ鑑定通事ヲ爲サシメタル者亦同シ

前項ノ罪ヲ犯シタル者其ノ事件ノ判決ニ至ラサル前ニ自首シタルトキハ本刑ヲ免ス

懲戒スヘキ所爲ハ本法施行前ニ關スルモノト雖本法ニ從ヒ之ヲ訴追ス

官吏服務紀律

勅令第三十九號 明治二十年七月三十日

第一條 凡ソ官吏ハ天皇陛下及天皇陛下ノ政府ニ對シ忠順勤勉ヲ主トシ法律命令ニ從ヒ各其職務ヲ盡スヘシ

第二條 官吏ハ其職務ニ付本屬長官ノ命令ヲ遵守スヘシ但其命令ニ對シ意見ヲ述ルコトヲ得

第三條 官吏ハ職務ノ内外ヲ問ハス廉耻ヲ重シ貪汚ノ所爲アルヘカラス

官吏ハ職務ノ内外ヲ問ハス威權ヲ濫用セス謹慎懇切ナルコト

用ス

第二十八條 懲戒裁判所ニ於テ書面審理ニ基キ判決ヲ爲ス場合ニ在リテハ其ノ判決前事件ニ關スル書類ヲ檢察官ニ送致シ其ノ意見ヲ徵スヘシ

第二十九條 懲戒裁判所ハ事件ノ辯論既ニ充分ナリトスルトキハ之ヲ終結シ直ニ判決シテ之ヲ言渡スヘシ

被告辯論期日ニ出頭セスト雖直ニ判決ヲ爲シ之ヲ言渡スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ判決ヲ被告ニ送達スヘシ

前二項ニ依リ直ニ判決スルコト能ハサルトキハ七日以内ニ判決ヲ爲シ之ヲ檢察官及被告ニ送達スヘシ

書面審理ニ基キ判決ヲ爲シタルトキハ之ヲ檢察官及被告ニ送達スヘシ

第三十條 裁判長裁判官ノ忌避、回避、證據集取ノ手續、調書ノ調製及書類ノ送達ニ關シテハ刑事訴訟法ノ規定ヲ準用ス

書類ノ送達ハ書留郵便又ハ懲戒裁判所ノ使丁ヲ以テ之ヲ爲ス此ノ場合ニ於テ郵便配達人及使丁ハ送達吏ト看做ス

第三十一條 證人鑑定人及通事ハ旅費日當ヲ要ムルコトヲ得其ノ金額ニ關シテハ【刑法附則】ヲ準用ス

第三十二條 懲戒裁判所判決ヲ爲シタルトキハ長官ヨリ直ニ其ノ旨ヲ内閣總理大臣及會計檢査院長ニ報告スヘシ

第四章 罰 則

第三十三條 懲戒裁判所又ハ受命裁判官ヨリ證人トシテ呼出サレタル者及鑑定又ハ通事ノ爲呼出サレタル者正當ノ理由ナクシテ呼出ニ應セス又ハ其ノ義務ヲ盡ササルトキハ四圓以上四

ヲ務ムヘシ

第四條 官吏ハ己ノ職務ニ關スルト又ハ他ノ官吏ヨリ聞知シタルトヲ問ハス官ノ機密ヲ漏洩スルコトヲ禁ス其職ヲ退ク後ニ於テモ亦同様トス

裁判所ノ召喚ニ依リ證人又ハ鑑定人ト爲リ職務上ノ秘密ニ就キ訊問ヲ受クルトキハ本屬長官ノ許可ヲ得タル件ニ限り供述スルコトヲ得

第五條 官吏ハ私ニ職務上未發ノ文書ヲ關係人ニ漏示スルニトヲ禁ス

第六條 官吏ハ本屬長官ノ許可ナクシテ擅ニ職務ヲ離レ及職務上居住ノ地ヲ離ル、コトヲ得ス

第七條 官吏ハ本屬長官ノ許可ヲ得ルニ非サレハ營業會社ノ社長又ハ役員トナルコトヲ得ス

第八條 官吏ハ本屬長官ノ許可ヲ得ルニ非サレハ其職務ニ關シ慰勞又ハ謝儀又ハ何等ノ名義ヲ以テスルモ直接ト間接トヲ問ハス總テ他人ノ贈遺ヲ受クルコトヲ得ス

官吏外國ノ君主又ハ政府ヨリ授與セントスル所ノ勳章榮賜俸給並贈遺ヲ受クルニハ天皇陛下ノ裁可ヲ要ス

第九條 左ニ掲ケタル者ト直接ニ關係ノ職務ニ居ルノ官吏ハ其饗燕ヲ受クルコトヲ得ス

- 一 官廳ノ工事ヲ受負フ者
- 一 官廳ノ爲替方又ハ出納ヲ引受クル者
- 一 官廳ノ補助金ヲ受クル起業者
- 一 官廳ノ用品ヲ調達スル者



官廳ノ執務時間ニ關スル件

明治三十五年閣令第六號 改正 二六年第一號、二八年第六號、大正一〇年第一一號

閣令第六號 大正十一年七月四日

官廳ノ執務時間ハ休日及休暇日ヲ除キ午前九時ヨリ午後四時迄トシ土曜日ハ午後三時迄トス但シ七月十一日ヨリ九月十日迄ハ午前八時ヨリ午後三時迄トシ土曜日ハ午後十二時迄トス  
土地ノ狀況ニ依リ又ハ事務ノ性質上必要アル場合ニ於テハ主務大臣ハ内閣總理大臣ノ許可ヲ得テ前項ノ執務時間ノ變更、繰替又ハ延長ヲ爲スコトヲ得  
事務ノ狀況ニ依リ必要アルトキハ執務時間外ト雖執務スヘキモノトス

本屬長官ハ所屬職員ニ對シ事務ノ繁閑ヲ計リ一年ヲ通シテ二十日以内ノ休暇ヲ與フルコトヲ得

現業ニ従事スル者ノ執務時間及休暇ニ付テハ主務大臣別ニ之ヲ定ムルコトヲ得

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

明治二十五年閣令第六號(各官廳執務時間ニ關スル件)ハ之ヲ廢止ス

明治九年太政官達第二十七號中但書(但土曜日ハ正午十二時ヨリ

リ休暇タルヘキ事)ヲ削ル

(參照) 朝鮮總督府及所屬官署ノ執務時間 大正十一年七月二十日 朝鮮總督府令第三百三號

臺灣總督府內各官廳ノ執務時間 大正十一年十月二十一日 臺灣總督府令第四百十四號

樺太廳及其ノ所屬官廳ノ執務時間 大正十一年八月十二日 內閣告示第三號

南洋廳及所屬官署ノ執務時間 大正十一年十月十六日 南洋廳令第五號

文官任用令

勅令第二百六十一號 大正二年八月一日

改正 大正七年第一〇號、九年第一五九號、第三五九號、一〇年第一一六號

二年第二六號、第四七三號

第一條 文官ノ任用ハ親任式ヲ以テ任スル官及特別ノ規程ヲ設ケルモノヲ除クノ外本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 勅任文官ハ第五條第一項ノ資格ヲ有シ一年以上勅任文官ノ職ニ在リタル者又ハ奏任文官トシテ二年以上高等官三等ノ職ニ在リタル者ヨリ之ヲ任用ス

第三條 第五條第一項ノ資格ヲ有セス二年以上勅任文官ノ職ニ在リタル者又ハ奏任文官トシテ二年以上高等官三等ノ職ニ在リタル者ハ高等試験委員ノ銓衡ヲ經テ之ヲ勅任文官ニ任用スルコトヲ得

第三條ノ二 左ニ掲ケル勅任文官ハ前二條ノ規定ニ依ル資格ヲ有セザルモ各其ノ職務ニ必要ナル學識、技能及經驗ヲ有スル者ヨリ高等試験委員ノ銓衡ヲ經テ之ヲ任用スルコトヲ得

製鐵所長官

海外駐劄財務官

製鐵所次長

第七輯 雜纂

專賣局長官

【國勢院部長】(大正十一年十一月一日ヨリ創除)

印刷局長

造幣局長

專賣局部長

千住製絨所長

維新史料編纂事務局長

朝鮮總督府營林廠長

【朝鮮總督府平壤鑛業所長】(大正十一年十一月一日ヨリ創除)

臺灣總督府專賣局長

第四條 陸海軍將官ハ各其ノ部内ノ勅任文官ニ任用スルコトヲ得

第五條 奏任文官ハ左ノ資格ノ一ヲ有スル者ヨリ之ヲ任用ス

一 高等試験行政科試験ニ合格シタル者

二 高等試験外交科試験ニ合格シ二年以上外交官又ハ領事官ノ職ニ在リタル者

三 二年以上判事又ハ檢事ノ職ニ在リタル者

四 裁判所構成法ニ依リ判事、檢事又ハ司法官試補タル資格ヲ有シ二年以上陸軍法務官若ハ海軍法務官、朝鮮總督府若ハ南洋廳ノ判事若ハ檢事又ハ臺灣總督府法院若ハ關東廳法院ノ判官若ハ檢察官ノ職ニ在リタル者

二年以上奏任教官ノ職ニ在リタル者ハ之ヲ文部部内ノ奏任文官ニ任用スルコトヲ得

第六條 判任文官ハ左ノ資格ノ一ヲ有スル者ヨリ之ヲ任用ス



- 一 中學校又ハ文部大臣ニ於テ之ト同等以上ト認定シタル學校ヲ卒業シタル者
- 二 高等試験令第七條ノ規定ニ依リ高等試験豫備試験ヲ受クルコトヲ得ル者
- 三 專門學校令ニ依リ法律學、政治學、行政學又ハ經濟學ヲ教授スル學校ニ於テ三年ノ課程ヲ履修シ其ノ學校ヲ卒業シタル者
- 四 普通試験ニ合格シタル者
- 五 高等試験ニ合格シタル者
- 六 二年以上文官ノ職ニ在リタル者
- 七 四年以上雇員タル者

第七條 教官、技術官其ノ他特別ノ學術技藝ヲ要スル文官ハ高等官ニ在リテハ高等試験委員、判任官ニ在リテハ普通試験委員ノ銜ヲ經テ之ヲ任用ス

學校長ハ前項ノ規定ニ依リ之ヲ任用スルコトヲ得

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

從前ノ規定ニ依リ文官タル資格ヲ有スル者ハ仍其ノ規定ニ依リ之ヲ任用スルコトヲ得

附則 (大正七年一月十八日勅令第十號)

本令ハ大正七年三月一日ヨリ之ヲ施行ス

文官高等試験ニ合格シタル者ハ高等試験行政科試験、文官普通試験ニ合格シタル者ハ普通試験ニ合格シタルモノト看做ス

他ノ勅令中文官高等試験委員トアルハ高等試験委員、文官普通

各國貨幣平價換算表

(大正十一年五月大藏省理財局調ニ依ル)

國名	單位	日本	英國	米國	佛國	伊國	獨逸	奧國	和蘭	瑞典	露國	葡萄牙	印度	比島
日本	圓	1,000	9,753	2,006	0,387	0,387	0,478	0,478	0,478	0,478	0,478	0,478	0,478	0,478
英國	鎊	104	1	104	25.3	25.3	25.3	25.3	25.3	25.3	25.3	25.3	25.3	25.3
米國	圓	20.06	0.05	1	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6
佛國	法郎	2.53	0.025	40	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
伊國	里拉	0.387	0.00387	258	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
獨逸	馬克	0.478	0.00478	209	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
奧國	克朗	0.478	0.00478	209	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
和蘭	盾	0.478	0.00478	209	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
瑞典	克朗	0.478	0.00478	209	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
露國	盧布	0.478	0.00478	209	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
葡萄牙	埃斯庫多	0.478	0.00478	209	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
印度	盧比	0.478	0.00478	209	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
比島	比索	0.478	0.00478	209	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

試驗委員トアルハ普通試験委員トス

附則 (大正十一年三月三十一日勅令第十六號)

本令ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

理事又ハ主理ノ職ニ在リタル者ハ之ヲ陸軍法務官又ハ海軍法務官ノ職ニ在リタル者ト看做ス

會計検査官任用資格ノ件

勅令第八十號 明治二十二年六月六日

改正 明治三〇年第二五一號

會計検査院法第六條ニ依リ會計検査官ハ左ノ資格ヲ具フル者ヲ以テ之ニ任ス

第一 年齢滿三十歳以上ノ者

第二 五箇年以上高等行政官若クハ判事檢事【検査官補】ノ職ニ在ル者及在リタル者但試補勤務年數ハ之ヲ算ス



備考

一 白耳義(法) 瑞西(法) 希臘(ドラクマ) 西班牙(ペセタ) は佛國(法) に、芬蘭(芬麻) は獨逸(麻) に、チエツコ、スロヴァキア(チエツコ冠) は埃國(冠) に、布哇(弗) は米國(弗) に、諸威(クローナ) 丁抹(クローナ) は瑞典(クローナ) に同じ。

二 大藏省指定日本銀行換算價格に依れば伯刺西爾一ミルレイスは一圓〇九六。祕露一リブラは九圓七六三。マニラ一ペソは一圓〇〇三。墨西哥一ペソは一圓。智利一ペソは〇圓七三二。亞爾然丁一ペソは一圓九三五。暹羅一チカルは〇圓八一三。印度一留は〇圓九七六。英國(一磅) 二十志、一志十二片、一片四華。米國(一弗) 百仙。獨逸(一麻) 百フエンニツヒ。佛國、瑞西(一法) 百參。伊國(一利) 百參。埃國(一クロネ) 百ハツレル。和蘭(一フロリンギルド) 盾(一盾) 百仙。伯刺西爾(一ミルレイス) 千レイス。西班牙(一ペセタ) 百仙。露國(一留) 百哥。瑞典、丁抹(一クローナ) 百オーレ。祕露(一リブラ) 十ツル、一ソル(百仙)。印度(一留比) 十六安、一安十二杯。マニラ、墨西哥、智利、亞爾然丁(一ペソ) 百セシタゾオ。暹羅(一チカル) 四サルング、一サルング二フアウング、一チカル百スタン、一フアウング四パイ、一パイ二アツツ。

各國度量衡相互換算表

注意

(大正四年五月農商務省中  
央度量衡檢定所調ニ依ル)

一 第一表乃至第七表ハ尺貫法「メートル」法及日本ニ於テ採用セル「ヤード、ポンド」法ト英、米、露、支四ヶ國ノ度量衡トノ比較ナリ其ノ換算方法ハ各國ニ於テ法令ニテ定メタル其ノ國ノ基本單位ト「メートル」法トノ比較ヲ基礎トシ其ノ數ノ末位以下ハ四捨五入シタルモノナリ

二 第八表ハ日本ノ基本單位ト前記四箇國以外ノ各國ニ於ケル度量衡トノ比較ニシテ其ノ各國ニ於ケル度量衡ノ値ハ法律上一定シ居ラサル爲區々ナルヲ以テ諸種ノ公文書及政治年鑑ニ記載セル各國度量衡ト英國法又ハ「メートル」法トノ比較ヲ基礎トシテ換算シタルモノナリ

三 現今「メートル」法專用國ハ獨逸、埃太利、洪牙利、白耳義及コンゴ、伯西兒、勃耳牙利、智利、コロンビヤ、コスタリカ、玖瑪、丁抹、西班牙、佛蘭西及チュニス、其ノ他殖民地、ダワテマラ、和蘭及其ノ殖民地、ホンヂユラス、伊太利、ルクサンブルグ、墨士哥、諸威、ニカラグワ、白露、葡萄牙及其ノ殖民地、亞然的、羅馬尼、サルヴァドル、セルビア、暹羅、瑞典、瑞西、ウルゲーノ三十一箇國ニシテ其ノ併用國ハボリヴィア、加奈陀、埃及、北米合衆國、英國、希臘、日本、パラグエー、露西亞、ヴェネズエラ、支那ノ十一箇國ナリ

第一表

(尺貫法標準)

日 本		英 國		米 國		露 國		支 那	
本	法	本	法	本	法	本	法	本	法
毛 尺ノ一萬分ノ一	「ミリメートル」 0.0001	「ヤード、ポンド」法	「ヤード、ポンド」法	「ヤード、ポンド」法	「ヤード、ポンド」法	「ヤード、ポンド」法	「ヤード、ポンド」法	「ヤード、ポンド」法	「ヤード、ポンド」法
厘 尺ノ千分ノ一	「ミリメートル」 0.001	「ヤード、ポンド」法	「ヤード、ポンド」法	「ヤード、ポンド」法	「ヤード、ポンド」法	「ヤード、ポンド」法	「ヤード、ポンド」法	「ヤード、ポンド」法	「ヤード、ポンド」法
分 尺ノ百分ノ一	「ミリメートル」 0.01	「ヤード、ポンド」法	「ヤード、ポンド」法	「ヤード、ポンド」法	「ヤード、ポンド」法	「ヤード、ポンド」法	「ヤード、ポンド」法	「ヤード、ポンド」法	「ヤード、ポンド」法
寸 尺ノ十分ノ一	「センチメートル」 0.01	「ヤード、ポンド」法	「ヤード、ポンド」法	「ヤード、ポンド」法	「ヤード、ポンド」法	「ヤード、ポンド」法	「ヤード、ポンド」法	「ヤード、ポンド」法	「ヤード、ポンド」法
尺	「メートル」 1.0	「ヤード、ポンド」法	「ヤード、ポンド」法	「ヤード、ポンド」法	「ヤード、ポンド」法	「ヤード、ポンド」法	「ヤード、ポンド」法	「ヤード、ポンド」法	「ヤード、ポンド」法
丈 十 尺	「メートル」 10.0	「ヤード、ポンド」法	「ヤード、ポンド」法	「ヤード、ポンド」法	「ヤード、ポンド」法	「ヤード、ポンド」法	「ヤード、ポンド」法	「ヤード、ポンド」法	「ヤード、ポンド」法
間 六 尺	「メートル」 1.8288	「ヤード、ポンド」法	「ヤード、ポンド」法	「ヤード、ポンド」法	「ヤード、ポンド」法	「ヤード、ポンド」法	「ヤード、ポンド」法	「ヤード、ポンド」法	「ヤード、ポンド」法
町 三百六十尺	「メートル」 109.36	「ヤード、ポンド」法	「ヤード、ポンド」法	「ヤード、ポンド」法	「ヤード、ポンド」法	「ヤード、ポンド」法	「ヤード、ポンド」法	「ヤード、ポンド」法	「ヤード、ポンド」法
里 一萬二千九百六十尺	「メートル」 3927.0	「ヤード、ポンド」法	「ヤード、ポンド」法	「ヤード、ポンド」法	「ヤード、ポンド」法	「ヤード、ポンド」法	「ヤード、ポンド」法	「ヤード、ポンド」法	「ヤード、ポンド」法











第三表

(日本ヤード、ポンド法標準)

日本	日本	日本	英	米	露	支
採用「ヤード、ポンド」法	日本	「メートル」法	國	國	國	那
「インチ」 「ヤード」ノ三十 六分ノ一	寸 〇、八三三〇	「センチメートル」 二、五四〇〇	「インチ」 一、〇〇〇〇	「インチ」 一、〇〇〇〇	「ヴェルシヨック」 〇、七九三七五	寸 〇、七九三七五
「フット」 「ヤード」ノ三分 ノ一	尺 一、〇〇五八	「デシメートル」 三、〇四八〇	「フット」 一、〇〇〇〇	「フット」 一、〇〇〇〇	「ヴェルシヨック」 六、八五七一四	尺 〇、九五二五〇
「ヤード」 尺ノ一萬二千五百分ノ 三萬七千七百十九	尺 三、〇一七五	「メートル」 〇、九一四四〇	「ヤード」 一、〇〇〇〇	「ヤード」 一、〇〇〇〇	「アルシン」 一、二八五七	尺 二、八五七五〇
「チェイン」鎖 「二十二」ヤード	尺 六、三八五四 間 二、〇、三八五四	「メートル」 二〇、二六八〇	「チェイン」 一、〇〇〇〇	—	「サゼーソ」 九、四二八五七	尺 六、二八六五〇
「マイル」 哩 千七百六十「ヤード」	里 〇、八三三 町間 一、四四五	「キロメートル」 一、六〇九三	「マイル」 一、〇〇〇〇	「マイル」 一、〇〇〇〇	「ヴェルスタ」 一、五〇八五七	里 二、七九四〇〇
「ガロン」 升ノ五萬分 ノ十萬四千 九百二十三	升 二、〇九八四	「リットル」 三、七八四三	「ガロン」 〇、八三三六	「ガロン」 一、〇〇〇〇	「ウエドロ」 三、〇三七六	升 三、六五七六
「グレイン」 「ポンド」ノ七千分ノ一	厘 一、七二〇〇	「グラム」 〇、〇六四八〇	「グレイン」 一、〇〇〇〇	「グレイン」 一、〇〇〇〇	「ドラ」 一、四八三三	釐 一、七二〇〇
「オンス」 「ポンド」ノ十六分ノ一	匁 七、五六〇〇	「グラム」 二、八、三三〇	「オンス」 一、〇〇〇〇	「オンス」 一、〇〇〇〇	「ソロトニック」 六、六四九五	錢 七、五六〇〇
「ポンド」 實ノ三千二百五十分ノ三百七十八	匁 一、一〇、九六〇〇	「キログラム」 〇、四五三六〇	「ポンド」 一、〇〇〇〇	「ポンド」 一、〇〇〇〇	「フント」 一、一〇、七六六	兩 一、一〇、七六六
「トン」 二千二百四十「ポンド」	貫 二七〇、九六〇〇	「トン」 一、〇、六六六	「トン」 一、〇〇〇	「トン」 一、〇〇〇	「スロコウキツ」 六、二、〇二九	斤 一、七二、四七

第四表

(英國度量衡標準)

英	國	日	本	「メートル」法	日本
「インチ」	「ヤード」ノ三十六分ノ一	分	〇、八三三〇	「センチメートル」 二、五四〇〇	採用「ヤード、ポンド」法
「フット」 Foot, ft.	「ヤード」ノ三分ノ一	尺	一、〇〇五八	「デシメートル」 三、〇四八〇	「フット」 一、〇〇〇〇
「ヤード」 Yard, yd.	「ヤード」	尺	三、〇一七五	「メートル」 〇、九一四四〇	「ヤード」 一、〇〇〇〇
「ファムム」 Fathom.	「二」ヤード	尺	六、〇三五三	「メートル」 一、八二八〇	「ヤード」 二、〇〇〇〇
「ポール」 Pole.	五「ヤード」半	尺	一六、五九六三	「メートル」 五、〇九一九	「ヤード」 五、〇九二〇
「チェーン」 Chain.	二十「二」ヤード	尺	六六、三八五四	「メートル」 二〇、二六八〇	「チェーン」 一、〇〇〇〇
「フアローング」 Furlong.	二百「二」ヤード	町間尺	六六、三八五四 一、五〇、三八五四	「メートル」 二〇、二六八〇	「チェーン」 一〇、〇〇〇
「マイル」 Mile.	千七百六十「ヤード」	里	五三、一〇、八三 〇、四〇、九七九	「キロメートル」 一、六〇九三	「マイル」 一、〇〇〇〇
地	平方「ヤード」 Square yard, Sq. Yd.	歩	〇、二五二九三	「センチアール」 〇、八六二三	
積	平方「ポール」又ハ「ペーチ」 Square Pole or Perch. 三十平方「ヤード」四分ノ一	七歩	七、五五〇七	「センチアール」 二五、二九二八	
	「ルード」 Rood.	一段歩	一、〇六〇四三	「アール」 一〇、二七二二	







「マイル」 Mile.	千七百六十「ヤード」	尺 五二〇、八五 町間、尺 一四、四五、〇、八五 里 〇、四〇九七九	「キロメートル」 一、六三九三五	「マイル」 一、〇〇〇〇〇
平方「ヤード」 Square Yard.	「アール」 四〇、四六八七	歩 〇、五二九三	「センチアール」 〇、八六六二三	
「エーカー」 Acre,	四千八百四十平方「ヤード」	段 四〇、八〇六〇 段歩 四、四一七九	「アール」 四〇、四六八七	
藥量「スクラップル」 Apothecaries Scruple.		勺 〇、〇六八三	「ミリリットル」 一、三三三三	
藥量「ドラム」 Apothecaries Dram.	三「スクラップル」 又ハ液量「オンス」 ノ八分ノ一	勺 〇、二〇四九三	「ミリリットル」 三、六九六七	
液量「オンス」 Liquid Ounce.	液量「ガロン」ノ百二 十八分ノ一	勺 一、六九四三	「センチリットル」 二、九五七七	
液量「クォールト」 Liquid Quart.	液量「ガロン」ノ 四分ノ一	合 五、二四六六	「リットル」 〇、九四六三六	
液量「ガロン」 Liquid Gallon.		升 二〇、九八四六	「リットル」 三、七五四三	「ガロン」 一、〇〇〇〇〇
乾量「クォールト」 Dry Quart.	「ブツセル」ノ三十 二分ノ一	合 六、一〇四六六	「リットル」 一、一〇一三	
「ペック」 Peck.	「ブツセル」ノ四分ノ一	升 四、八八七四	「リットル」 八、八〇九八二	
「ブッシェル」 Bushel.		斗 一、九五五〇	「リットル」 三五、三九二六	
「グレイン」 Grain.	常用「ポンド」ノ七千分ノ一	厘 一、七二七九九	「デシグラム」 〇、六四八〇〇	「グレイン」 一、〇〇〇〇
常用「オンス」 Avoirdupois Ounce.	常用「ポンド」ノ 十六分ノ一	匁 七、五九九九五	「デカグラム」 二、八三四九八	「オンス」 一、〇〇〇〇
金量「オンス」 Troy Ounce.	金量「ポンド」ノ十 二分ノ一	匁 八、二九四三五	「グラム」 三、一〇三六	
常用「ポンド」 Avoirdupois Pound.		匁 一三〇、九五九	「ヘクトグラム」 四、五五九七	「ポンド」 一、〇〇〇〇

第六表

(露國度量衡標準)

露	日	本	法	日本採用
「リニア」 Linea.	「インチ」ノ十分ノ一	厘 八、三八一〇〇	「ミリメートル」 二、五四〇〇〇	「インチ」 〇、二五四
「ポンス」又ハ「インチ」 Footノ七分ノ一		分 八、三八一〇〇	「センチメートル」 二、五四〇〇〇	「インチ」 一、〇〇〇〇〇
「ポンス」又ハ「インチ」 Footノ二分ノ一		寸 一、四六八五	「センチメートル」 四、四四五〇〇	「インチ」 一、七五〇〇〇
「ピド」又ハ「フット」 「サゼーン」ノ 七分ノ一		尺 一、〇〇五八四	「メートル」 〇、三〇四八〇	「フット」 一、〇〇〇〇〇
「ストア」 Slopa.	「アルシン」ノ二分ノ一	尺 一、一七三三八	「デシメートル」 三、五五〇〇〇	「ヤード」 〇、七三七六
「アルマン」 Archin.		尺 二、三四九六	「メートル」 〇、七一一〇	「ヤード」 〇、七三七六
「サゼーン」 Sagene.	三「アルシン」	間 七、〇四〇八	「メートル」 二、二二六〇	「ヤード」 七、〇〇〇〇〇
「ヴェルスタ」 Verst.	五百「サゼーン」	尺 一、一七三四八	「メートル」 一、〇六六〇	「マイル」 〇、六二二八
地	平方「サゼーン」 Square Sagene.	歩 三、七〇〇六	「センチアール」 四、五五三三	
積	「クニアチン」 二千四百平方 「サゼーン」	町段歩 一、一、四九三	「アール」 一〇、二五三〇	
液	「チアルカ」 「ヴェドロ」ノ百分ノ一	勺 六、八八三九	「デシリットル」 一、三三九七	
	「クルーシユカ」 「ヴェドロ」ノ 十分ノ一	合 六、八八三九	「リットル」 一、三三九七	











か

買入ルル  
且  
代ル  
代フル  
兼ネシム  
拘ラス  
限リ(名詞ハ限)  
限ニ在ラス  
箇  
三箇月  
三箇年  
三年二箇月  
汽關  
行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得  
訴訟及訴願ヲ提起シタル場合ニ於テハ  
闕  
檢  
毎ニ  
應ヘ  
請ヒ  
構  
此ノ

且ツ

代ハル  
兼子シム  
兼シム  
拘ハラス  
關ハラス  
限リニアラス  
ケハ个  
三月  
三年  
三箇年二箇月  
汽關  
行政訴訟ヲ提起ス  
行政訴訟ヲ爲スコトヲ得  
檢  
欠  
此構

こ

之ヲ  
超エサル  
異リタル  
コト(…スルコト)  
定ムル  
避クル  
妨ケス  
先チ  
爲ササル  
差出スヘシ  
先ニスヘシ  
出願  
屢  
据置ク  
乃チ  
少クトモ  
凡テ  
總テ  
選擇  
其ノ  
具フル  
備置キ  
但シ  
直ニ  
立會ハシム  
爲ニ

之レヲ

超ヘサル  
異ナリタル  
…スル事(…)  
先タチ  
爲サ、ル  
願出  
屢(々々)  
少クモ  
總テ、都テ  
選擇  
其  
直チニ  
爲メニ

き

せ

し

さ

つ

爲  
…スル爲  
…補フ爲  
ツツ  
付テハ  
付…スルニ付  
就キ…本人ニ就キ  
閉ツル  
停ムル  
俱ニ  
共ニ  
トキ、トモ  
届出ツヘシ  
届出テスシテ  
ナリ  
ナシ  
爲ス  
仍ホ  
尙ホ  
並  
願出テサルトキハ  
述フル  
ノノ  
延ハス  
…スルノ權利  
…スルノ必要

爲メ

…スルカ爲メ  
…補フカ爲メ  
宛  
付キテハ  
併  
届出ヘシ  
届出スシテ  
無シ  
ナス  
仍ホ  
尙ホ  
並ニ、並ニ、并ニ  
願出サルトキハ  
ノ、  
延ス  
…スル權利  
…スル必要

は

初  
始ニ  
始リ(名詞ノトキハ)  
均シク  
久シキ  
引續キ  
再ヒ  
何分ノ一  
附寄附  
理由ヲ附ス  
付交付  
議ニ付ス  
ヘシ  
「ヘシ」ヲ主トス  
本法、本令  
儘  
迄  
亦  
益  
免ルル  
認メラル  
自ラ  
看做ス  
…セムトスルトキ

初メ

…ヲ除ク外  
初メ  
始メニ  
始マリ  
均ク、等シク  
久キ  
引續  
再タヒ  
何分ノ一  
寄付  
理由ヲ付ス  
交附  
議ニ付ス  
可シ  
スヘシ  
スルコトヲ要ス  
(要件タル場合)  
此ノ法律、此ノ勅令  
マ、  
マテ、迄  
モ亦、亦タ  
益、  
免ル  
自カラ  
見做ス  
…セントスルトキ



も	以テ	戻入ルル	求ムル	求ニ	モノ	者	申立ツル	最	用キ	用ウ	基キ	基ケル	若	若ハ	「又ハ」ヲ以テ連續シタルモノノ内譯ヲ要スルトキハ「若ハ」ヲ用ウ	己ム	讓渡シ	讓受ケ	讓渡スル	依リ	由リ	因リ	因リテ	入ル	分チテ
								最モ	用ユ	基ツキ	基ツケル	若シ	若クハ												

金錢以外ノ數字ハ  
一、二、三、十、  
金錢ニ關スル數字ハ  
壹、貳、參、拾、

(參照)  
法制局用字左ノ如シ

壹、貳、參、拾、万、四

### 第二輯補遺

#### 印紙ヲ以テスル歲入金納付ニ關スル件

● 勅令第九十號 大正九年六月二十四日

- 第一條 政府ニ納ムヘキ手數料、罰金、科料、過料、刑事追徵金、訴訟費用及非訟事件ノ費用ハ印紙ヲ以テ之ヲ納メシムルコトヲ得但シ印紙ヲ以テ納メシムルコトヲ得ヘキ手數料ノ種目ハ主務大臣、朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、臺灣ニ在リテハ臺灣總督、關東州ニ在リテハ關東長官之ヲ定ム
- 第二條 法令ニ依リ印紙ヲ以テ租稅其ノ他ノ政府ノ歲入金ヲ納ムルトキハ收入印紙ヲ用ウヘシ
- 第三條 收入印紙ハ郵便局所、郵便切手賣捌所又ハ收入印紙賣捌所ニ於テ之ヲ賣捌ク賣捌ニ關スル規程ハ遞信大臣、朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、臺灣ニ在リテハ臺灣總督、關東州ニ在リテハ關東長官之ヲ定ム

#### 附則

- 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
- 左ノ勅令ハ之ヲ廢止ス
- 明治三十年勅令第四百五十二號 (不用煙草印紙ノ處分ニ關スル件)
- 明治三十一年勅令第四百十號 (收入印紙ニ關スル件)
- 明治三十二年勅令第二十六號 (臺灣ニ於ケル印紙貼用ニ關スル件)

明治三十二年勅令第五十六號 (不用手形用紙處分ニ關スル件)

明治三十八年勅令第二百二十七號 (收入印紙ヲ以テ手數料、罰金、科料、過料、刑事追徵金、訴訟費用及非訟事件費用ヲ納メシムルコトヲ得ル件)

明治四十年勅令第三百四十二號 (關東都督府ニ於ケル收入印紙ニ關スル件)

明治四十二年勅令第四十一號 (收入印紙賣捌ニ關スル件)

(參照) 收入印紙ヲ以テ納付スヘキ手數料等ノ

#### 種目主要規定

- 明治二十七年二月外務省令第三號 (諸試驗手數料)
- 大正九年七月同第五號 (領事官ノ徵收スル手數料及出張費用)
- 明治三十年十月內務省令第二十八號 (試驗手數料、阿片代價等)
- 明治三十八年十一月大藏省令第五十號 (諸手數料)
- 明治三十年六月司法省令第十六號 (裁判所書記試驗手數料)
- 明治二十五年二月農商務省令第二號 (免許手數料等)
- 大正十年四月勅令第六十七號第三條 (内地產獸毛消毒手數料)
- 明治三十九年九月【統監府】令第三八號 (朝鮮ニ於ケル諸手數料)
- 明治三十七年九月臺灣總督府令第七十二號
- 大正十年三月同府令第五十三號 (臺灣ニ於ケル諸手數料)
- 大正十年三月同府令第五十二號第二條
- 大正九年八月關東廳令第五十八號 (關東廳ニ於ケル諸手數料)
- 大正九年八月關令第八號 (樺太廳ニ於ケル諸手數料)



第七輯 雜纂

印清三十一... (一) 十六... (二) 十七... (三) 十八... (四) 十九... (五) 二十... (六) 二十一... (七) 二十二... (八) 二十三... (九) 二十四... (十) 二十五... (十一) 二十六... (十二) 二十七... (十三) 二十八... (十四) 二十九... (十五) 三十... (十六) 三十一... (十七) 三十二... (十八) 三十三... (十九) 三十四... (二十) 三十五... (二十一) 三十六... (二十二) 三十七... (二十三) 三十八... (二十四) 三十九... (二十五) 四十... (二十六) 四十一... (二十七) 四十二... (二十八) 四十三... (二十九) 四十四... (三十) 四十五... (三十一) 四十六... (三十二) 四十七... (三十三) 四十八... (三十四) 四十九... (三十五) 五十... (三十六) 五十一... (三十七) 五十二... (三十八) 五十三... (三十九) 五十四... (四十) 五十五... (四十一) 五十六... (四十二) 五十七... (四十三) 五十八... (四十四) 五十九... (四十五) 六十... (四十六) 六十一... (四十七) 六十二... (四十八) 六十三... (四十九) 六十四... (五十) 六十五... (五十一) 六十六... (五十二) 六十七... (五十三) 六十八... (五十四) 六十九... (五十五) 七十... (五十六) 七十一... (五十七) 七十二... (五十八) 七十三... (五十九) 七十四... (六十) 七十五... (六十一) 七十六... (六十二) 七十七... (六十三) 七十八... (六十四) 七十九... (六十五) 八十... (六十六) 八十一... (六十七) 八十二... (六十八) 八十三... (六十九) 八十四... (七十) 八十五... (七十一) 八十六... (七十二) 八十七... (七十三) 八十八... (七十四) 八十九... (七十五) 九十... (七十六) 九十一... (七十七) 九十二... (七十八) 九十三... (七十九) 九十四... (八十) 九十五... (八十一) 九十六... (八十二) 九十七... (八十三) 九十八... (八十四) 九十九... (八十五) 一百... (八十六)

綱目

一、... (一) ... (二) ... (三) ... (四) ... (五) ... (六) ... (七) ... (八) ... (九) ... (十) ... (十一) ... (十二) ... (十三) ... (十四) ... (十五) ... (十六) ... (十七) ... (十八) ... (十九) ... (二十) ... (二十一) ... (二十二) ... (二十三) ... (二十四) ... (二十五) ... (二十六) ... (二十七) ... (二十八) ... (二十九) ... (三十) ... (三十一) ... (三十二) ... (三十三) ... (三十四) ... (三十五) ... (三十六) ... (三十七) ... (三十八) ... (三十九) ... (四十) ... (四十一) ... (四十二) ... (四十三) ... (四十四) ... (四十五) ... (四十六) ... (四十七) ... (四十八) ... (四十九) ... (五十) ... (五十一) ... (五十二) ... (五十三) ... (五十四) ... (五十五) ... (五十六) ... (五十七) ... (五十八) ... (五十九) ... (六十) ... (六十一) ... (六十二) ... (六十三) ... (六十四) ... (六十五) ... (六十六) ... (六十七) ... (六十八) ... (六十九) ... (七十) ... (七十一) ... (七十二) ... (七十三) ... (七十四) ... (七十五) ... (七十六) ... (七十七) ... (七十八) ... (七十九) ... (八十) ... (八十一) ... (八十二) ... (八十三) ... (八十四) ... (八十五) ... (八十六) ... (八十七) ... (八十八) ... (八十九) ... (九十) ... (九十一) ... (九十二) ... (九十三) ... (九十四) ... (九十五) ... (九十六) ... (九十七) ... (九十八) ... (九十九) ... (一百)

後一...

大正八年八月... (一) ... (二) ... (三) ... (四) ... (五) ... (六) ... (七) ... (八) ... (九) ... (十) ... (十一) ... (十二) ... (十三) ... (十四) ... (十五) ... (十六) ... (十七) ... (十八) ... (十九) ... (二十) ... (二十一) ... (二十二) ... (二十三) ... (二十四) ... (二十五) ... (二十六) ... (二十七) ... (二十八) ... (二十九) ... (三十) ... (三十一) ... (三十二) ... (三十三) ... (三十四) ... (三十五) ... (三十六) ... (三十七) ... (三十八) ... (三十九) ... (四十) ... (四十一) ... (四十二) ... (四十三) ... (四十四) ... (四十五) ... (四十六) ... (四十七) ... (四十八) ... (四十九) ... (五十) ... (五十一) ... (五十二) ... (五十三) ... (五十四) ... (五十五) ... (五十六) ... (五十七) ... (五十八) ... (五十九) ... (六十) ... (六十一) ... (六十二) ... (六十三) ... (六十四) ... (六十五) ... (六十六) ... (六十七) ... (六十八) ... (六十九) ... (七十) ... (七十一) ... (七十二) ... (七十三) ... (七十四) ... (七十五) ... (七十六) ... (七十七) ... (七十八) ... (七十九) ... (八十) ... (八十一) ... (八十二) ... (八十三) ... (八十四) ... (八十五) ... (八十六) ... (八十七) ... (八十八) ... (八十九) ... (九十) ... (九十一) ... (九十二) ... (九十三) ... (九十四) ... (九十五) ... (九十六) ... (九十七) ... (九十八) ... (九十九) ... (一百)











